

令和2年3月2日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
児 玉 憲 司	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 田 隆 行	企画創成課長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市民生活課長	土 田 理 一	建設管理課長
齋 藤 利 浩	上下水道課長	門 口 隆 太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
武 田 伸 一	商工推進課長	猪 倉 秀 行	さくらんぼ観光 課 長
後 藤 芳 和	慈恩寺振興課長	片 桐 勝 元	健康福祉課長
鈴 木 隆	高齢者支援課長	小 林 博 之	子育て推進課長
眞 木 立 子	会 計 管 理 者 （兼）会計課長	原 田 真 司	病院事務長
大 沼 利 子	学校教育課長	柏 倉 信 一	生涯学習課長
小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 長		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東海林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第1号 第1回定例会
令和2年3月2日(月) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
" 2 会期決定
" 3 諸般の報告
 (1) 定例監査結果等報告について
" 4 行政報告
 (1) 市政の概況について
 (2) 第6次寒河江市振興計画行動計画(平成28年度～令和2年度)について
" 5 質疑
" 6 議第 1号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
" 7 議第 2号 令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
" 8 議第 3号 令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
" 9 議第 4号 令和2年度寒河江市一般会計予算
" 10 議第 5号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 11 議第 6号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 12 議第 7号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 13 議第 8号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 14 議第 9号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 15 議第10号 令和2年度寒河江市下水道事業会計予算
" 16 議第11号 令和2年度寒河江市立病院事業会計予算
" 17 議第12号 令和2年度寒河江市水道事業会計予算
" 18 議第13号 寒河江市監査委員条例の一部改正について
" 19 議第14号 寒河江市課制条例の一部改正について
" 20 議第15号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
" 21 議第16号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部改正について
" 22 議第17号 寒河江市手数料条例の一部改正について
" 23 議第18号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
" 24 議第19号 寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
" 25 議第20号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
" 26 議第21号 下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
" 27 議第22号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
" 28 議第23号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について(平成30年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定)

- 日程第 2 9 議第 2 4 号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について（令和元年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定）
- 〃 3 0 議第 2 5 号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 〃 3 1 議第 2 6 号 市道路線の変更について
- 〃 3 2 議第 2 7 号 市道路線の認定について
- 〃 3 3 議第 2 8 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 3 4 請願第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める
請願
- 〃 3 5 施政方針説明
- 〃 3 6 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により議長において、6 番後藤健一郎議員、12 番沖津一博議員を指名いたします。

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから、令和 2 年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び企画創成課より本定例会における写真撮影及び録音の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○柏倉信一議長 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会 期 決 定

○柏倉信一議長 日程第 2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。木村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○木村寿太郎議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました令和 2 年第 1 回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る 2 月

26日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第1回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいいただきますよ

うお願い申しあげ、御報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

令和2年3月2日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 2日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明	議 場
3月 3日(火)	休 会 (議 案 調 査)			
3月 4日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 5日(木)	休 会 (議 案 調 査)			
3月 6日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(土)	休 会			
3月 8日(日)	休 会			
3月 9日(月)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月10日(火)	休 会 (議 案 調 査)			
3月11日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、議案・請願上程、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室

		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
3月12日(木)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
3月13日(金)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
3月14日(土)	休 会			
3月15日(日)	休 会			
3月16日(月)	休 会 (議案調査)			
3月17日(火)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
3月18日(水)	休 会 (事務処理)			
3月19日(木)	休 会 (事務処理)			
3月20日(金)	休 会			
3月21日(土)	休 会			
3月22日(日)	休 会			
3月23日(月)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○柏倉信一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○柏倉信一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 第6次寒
 河江市振興計画行動計画(平成28年度～令和2

年度)について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

令和2年第1回定例会の開会に当たりまして、令和元年第4回定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申しあげます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について申しあげます。

去る1月15日に日本国内で最初の感染者が発生し、現在は新型コロナウイルス感染症の発生早期に移行した状況となっております。

本市においては、この状況を鑑みまして、2

月6日並びに19日に新型コロナウイルス感染症連絡会議を開催し、新型コロナウイルス感染症に係る情報収集を行いました。

また、感染拡大の防止に万全を期すために、市のホームページ及び市報に啓発チラシを折り込み、市民への情報提供や相談対応などを行い、予防、蔓延防止策の周知を図ったところであります。

さらに、2月27日の政府の要請を受け、2月28日に連絡会議並びに新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、市内の小中学校においてはそれぞれの実情を踏まえて、1校は本日より、11校は明3日より、そして1校は4日より、春休み期間まで臨時休業の対応をとったところでございます。

一方、市立並びに民間立を含めた市内保育施設については、家に1人でいることができない年齢の子供が利用するものであることや、春休みもないなど、学校とは異なることから、感染の予防に十分留意した上で、通常どおり開所することとしております。

放課後児童クラブについても、小学校の休業日に合わせて午前より開所することとし、可能な限り対応することとしております。

私立幼稚園につきましても、卒園式までは通常どおり開園すると聞いております。

また、隣県で発生したことを鑑み、ゆめはーと寒河江については当面の間休館し、文化センター、地区公民館、ハートフルセンター、フローラ・SAGAE、技術交流プラザ、それぞれの貸し出しスペースについては、貸し出しを制限することといたしました。

さらに、市民体育館とチェリーナさがえについては、高校生以下の使用及びトレーニングルームの使用を不可とし、団体の使用については市民体育館、チェリーナさがえ、老人福祉センター、それぞれ自粛を要請しております。

今後も国や県の動向を十分踏まえながら、市

民の安心・安全な生活が守られるよう、感染拡大防止に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、今冬の除雪の状況について申しあげます。

御案内のとおり、今冬は記録的な暖冬の影響で少雪の状況が続いており、市道除雪の出動状況につきましては、市内一斉除雪は本日まで1回も実施しておらず、過去に例のない状況となっております。

また、自主出動についても幸生地区7回、田代・白岩地区5回、醍醐・柴橋地区1回の出動となっており、いずれの地区においても最も少ない出動回数となっております。

今後も気象状況を的確に捉え、交通環境の維持に努めてまいります。

次に、第5回やまがた雪フェスティバルについて申しあげます。

去る1月31日から2月2日まで、最上川ふるさと総合公園において、第5回やまがた雪フェスティバルを山形県と1市4町共同で開催し、雪を活用した観光誘客による交流人口の拡大に努めたところであります。

記録的な暖冬により、県内他地域でも少雪によるイベントの中止がある中、例年よりも多くの雪を西川町から運搬し、雪像の制作に当たるとともに、当初イベントの内容変更や、雪がなくとも楽しんでもいただけるアトラクションを追加し、さらには交通対策としてシャトルバスの運行経路の大幅な見直しを行ったことなどにより、期間中は予想を上回る22万5,000人の方から御来場いただきました。

自然の恩恵を活用する雪まつりの開催については、今回の経験を生かすとともに、来場者の声も参考にしながら、冬のイベントとして定着できるよう、引き続き努力してまいります。

次に、さがえスポーツフェスティバル2020について申しあげます。

やまがた雪フェスティバルの期間に合わせ、2月1日と2日の2日間、チェリーナさがえを会場に、東京2020PRイベントとしてスポーツフェスティバルを開催し、親子連れを中心に多くの方から御来場いただきました。

このスポーツフェスティバルでは、ボルダリング、スケートボード、ボッチャなどオリンピック・パラリンピック種目を中心とした体験コーナーを設置し、親子連れなどがインストラクターの指導を受けながら各種目を楽しむ姿が数多く見られました。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会で高まるスポーツへの関心を受け、東京2020PRブースもあわせて設置したところがございます。

今後も市民のスポーツへの関心の機を逃さず、本市のスポーツ振興に取り組んでまいります。

次に、チェリーランド再整備計画の策定について申し上げます。

グランドオープンから25年以上経過いたしましたチェリーランドについては、先日、議員懇談会でお示しいたしましたとおり、再整備計画を策定したところがございます。

今後、この計画に基づき、各施設の整備を進め、交流人口の拡大と情報発信の強化に努めてまいります。

次に、インバウンド・地域活性化のための冬の山形スタディツアーの受け入れについて申し上げます。

本市と相互協力協定を締結しております国立大学法人東京外国語大学「インバウンド・地域活性化のための冬の山形スタディツアー」の受け入れを1月29日から2月4日までの日程で実施をいたしました。留学生を含む8名が第5回やまがた雪フェスティバルにおけるブース運営や、白岩小学校、陵西中学校での交流授業などを行い、本市の魅力を多言語で発信していただきました。

今後も同大学と連携し、まちづくりや観光振興に取り組んでまいります。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

2月21日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県の景気は、横ばい圏内の動きとなった」としており、平成30年12月発表分から15カ月連続で横ばい傾向が続いております。

山形労働局発表の1月の県内有効求人倍率は、原数値で1.40倍、ハローワーク寒河江管内において1.12倍であり、1倍を超える高い水準となっております。

また、西村山管内の就職を希望する高校生の内定率は、9年連続で100%を達成している状況であります。

今後も関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいります。

次に、プレミアム付商品券事業について申し上げます。

昨年10月からの消費税率引き上げに伴い、影響の緩和を目的に実施しておりますプレミアム付商品券事業につきましては、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに誕生した乳幼児1,055人分の商品券購入引きかえ券を該当世帯に発送いたしました。

また、国が定めた購入対象者の要件に該当する可能性の高い令和元年度の市県民税が非課税の方7,030人へ案内を発送したところ、2月末現在で3,581人から申請があり、審査の結果、要件に該当した2,913人の方々に商品券購入引きかえ券を発送したところがございます。

次に、企業誘致推進事業について申し上げます。

中央工業団地への企業誘致につきましては、昨年8月から建設工事を進めておりました仮設資機材の製造・販売・レンタル業の日野興業株式会社山形営業所が2月4日に竣工し、営業を

開始いたしました。

今後も引き続き企業誘致に積極的に取り組み、本市の雇用の確保に努めてまいります。

次に、暖冬・少雪による農作物への影響について申しあげます。

2月20日に仙台管区气象台から発表された1カ月予報によると、今後も気温は高く、降雪量は少ないと予想されており、農作物の生育が早まる可能性があるため、農作物や圃場を小まめに観察するとともに、気象や生育状況等の情報収集に努め、適期作業による被害防止が重要となってきました。

果樹では、病害虫の発生が早まる可能性もあるため、農薬散布がおくれないよう注意が必要とのことであり、さらに少雪による春先の水不足も心配されることから、県では例年より早くダムの貯水作業を進めており、春先に必要となる水は確保できる見通しとなっております。

また、さくらんぼにつきましては、発芽期・開花期が早まり、凍霜害の危険が高まることから、摘芽の際は例年より多く花芽を残し、防霜対策を徹底する必要があるとのことから、本市としても今冬の暖冬・少雪による農作物の影響を最小限に抑えるべく、適切な対策等についてPRに努めてまいりたいと考えております。

以上、令和元年第4回定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

次に、第6次寒河江市振興計画行動計画（平成28年度～令和2年度）について御説明を申しあげます。

行動計画につきましては、令和7年度を目標年度とする第6次寒河江市振興計画を具現化するため、前期5カ年の具体的な取り組みを示しており、毎年、事業の状況や情勢の変化などを

踏まえて見直しを行うこととしております。

内容につきましては、去る2月20日の全員協議会において協議をいただいておりますので、それにより御報告にかえさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2) 第6次寒河江市振興計画行動計画（平成28年度～令和2年度）について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第6、議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）から日程第34、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める請願までの29案件を一括議題といたします。

施政方針説明

○柏倉信一議長 日程第35、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 本日、令和2年の第1回寒河江市議会定例会が開催されるに当たりまして、令

和2年度の市政運営に臨む基本方針と施策の概要を申し上げます。

私は、市長就任以来、「子どもからお年寄りまで、安心して元気に暮らせるまち寒河江」の実現を目指して、市民の皆様の声に真摯に耳を傾け、寒河江の将来を思い、力を合わせて豊かな未来をつくり上げていくことを基本として、さまざまな施策に鋭意取り組んでまいりました。

市内全地区を回る地域座談会、市民アンケート、子どもからの手紙、市政ポスト、各種団体との意見交換会、振興審議会を初めとする各種の審議会など、多方面から市民の皆様よりまちづくりへの思いをお聞きすることができ、大変うれしく思っておりますとともに、その期待に応えて施策を実現していくことこそが私の使命であると考えております。

さて、令和2年度は第6次寒河江市振興計画の5年目の折り返し地点として節目の年、重点目標の実現に向けた集中的・重点的な取り組みを行うため、チャレンジの最後の年となります。前期5カ年の行動計画は総仕上げの年となりますので、各施策の成果を検証し、進化することが重要であると考えております。そして、これらを踏まえて、市民の皆様とともに振興計画を見直し、市民一人一人が未来に向かって健康で明るく、楽しく暮らしていくことができる「スマイルシティ」の実現に向けて、次の行動計画を策定していきたいというふうに考えております。

寒河江市の確かなあすに向かって、令和2年度は次の3つの大きな柱を立て、施策を展開してまいります。

1つの柱は、「未来を拓くこどもたちへ切れ目ない支援を～さがえっこ育みプログラム～」であります。

この寒河江に生まれ、寒河江で育ち、寒河江の未来を切り拓いていく子供たちは、まさに寒河江の宝であります。そして、子供たちが大人

になるまで、その成長を見守っていくことは我々の責務であります。

本市は、平成26年に「さがえっこすくすく宣言」をし、市民みんなで手を取り合い、子育てを支えていくこととしております。これまでも、そしてこれからも、この宣言の理念に基づき、生まれてから大人になるまで切れ目のない支援「寒河江型ネウボラ」を展開してまいります。

婚活支援などの少子化対策の強化、保育料の無償化や保育所整備などの子育て支援の拡充、小中学校のWi-Fi環境やタブレット整備、特別教室空調設備などの学習・教育環境の充実、英語教育の充実などによる未来志向の人づくりなど、寒河江ならではの施策「さがえっこ育みプログラム」を展開し、人口減少対策を推進いたします。

第2の柱は、「持続可能で安全・安心な暮らしをまもる」であります。

昨年10月の台風19号は、東日本を中心に各地で洪水や土砂崩れ、河川の氾濫等の甚大な被害をもたらしました。自然災害は避けることができませんが、対岸の火事ではないことを痛切に感じたところであります。

本市におきましては、人的な被害はなかったものの、倒木、建物損壊、農作物の冠水などの被害が発生し、市民の皆様も大変不安を感じられたことと思います。

令和2年度は、災害時の情報伝達のスピード化を図るための避難情報管理システム導入や避難所装備品の充実など、昨年の教訓を生かした防災対策の強化を図ってまいります。さらに、豪雨時の雨水対策についても重要な課題でありますので、これまでの雨水排水の状況などを考慮し、道路側溝や用悪水路の断面積増などの雨水排水対策の強化を図ってまいります。

また、特別養護老人ホームへの支援などによる介護制度の充実、デマンドタクシーの運行エリア拡大や自動車急発進防止装置設置補助など

による高齢者移動支援の充実、新市民浴場の整備に向けた準備などによる生活環境の向上など、持続可能で安全・安心な暮らしを守るための施策を展開してまいります。

第3の柱は、「寒河江の元気を育み、未来を創造する」であります。

寒河江の特徴を生かしたさまざまな産業をさらに元気にすること、それはすくすく育ったさがえっこたちが活躍できる環境をつくることにつながり、交流人口や移住・定住者の増加につながり、そして各産業の活性化につながっていく、そうしたまちづくりの成長サイクルを構築したいと考えております。

明治初年にさくらんぼが日本にもたらされ、当時の篤農家の方々は情報が少ない中で苗木を取り寄せ、栽培に取り組み、苦労の末にさくらんぼの産地として寒河江の名を確立いたしました。こうした先人の努力を見習い、産業の活性化につなげていくための施策を展開してまいります。

スマート農業実証や寒河江紅秀峰のブランディングなどによるさくらんぼ生産・販売力強化、就農体験プログラム実施などによる新規就農者育成支援を行い、地域農業をさらに充実、発展していくこととともに、販売促進のため補助などによる中小企業の支援強化、総合観光案内所の整備などによる観光物産の振興、またガイダンス施設整備などによる史跡慈恩寺の整備と交流拡大、聖火リレーやホストタウン関連事業実施による東京オリンピック・パラリンピックとの連携、各種スポーツイベント開催による地域スポーツの活性化、新市営住宅整備やチェリーランドの再整備、最上川のかわまちづくり推進など、未来につながるインフラ整備により、寒河江の元気を育む取り組みを進めてまいります。

そして、振興計画の見直しと次期行動計画の策定を初めとする各種の計画策定に関する取り組みを行い、未来の寒河江をつくるために布石

を打つ年にしたいと考えております。令和という新たな時代の中で、寒河江の未来を創造する取り組みを進めてまいります。

その結果、一般会計当初予算は216億5,700万円となり、前年度より19億5,700万円、率にして9.9%の増、当初予算ベースでは13年連続で増加し、過去最大規模となりました。一般会計と5つの特別会計、3つの企業会計を合わせた予算総額は378億242万3,000円で、前年度より8.5%増となったところであります。

以下、第6次寒河江市振興計画の5つの基本政策に沿って大要を申し上げます。

1つには、「子どもがすくすく育つまち」についてであります。

「安心して生み育てられる環境づくり」については、「さがえこうのとり応援事業」等の施策に加えて、結婚支援対策事業において新たに出会いの場を創出するイベント等の開催を支援する婚活応援事業費補助金を創設し、婚活中の男女を多面的に支援することにより、婚姻率の向上に努めてまいります。

「きめ細かな保育環境の整備」については、現在、指定管理者が管理・運営しているみなみ保育所については、民設民営化による新たな保育施設の建設が予定されております。市としましては、この施設整備を支援しながら、ゼロ歳児及び低年齢児の受け入れなどの保育ニーズに対応できるよう、保育体制の充実に取り組んでまいります。

放課後児童クラブについては、利用児童の増加が見込まれるクラブについて、現在、学校の施設内や余裕教室の活用を検討しており、今後、整備・充実を図ってまいります。

「子育てを支える環境づくり」については、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての児童の保育料を無償化し、子育て世代の負担軽減を図っておりますが、新たにゼロ歳から2歳ま

での第2子の保育料無料化を市独自施策として推進いたします。令和2年度は、同時入所の第2子についてはゼロ歳から2歳までの保育料と3歳から5歳までの副食費を無料とし、同時入所以外の第2子については保育料を半額にしていまいます。これらにより、子育て世代の負担軽減と出生率の向上を目指してまいります。

また、キッズパーク整備事業は令和2年度から新たに遊具設置に要する費用についても助成の対象とするよう拡充してまいります。

「豊かな心と健やかな体の育成」については、学校・家庭・地域が連携した教育の推進としては、市内小中学校5校でコミュニティ・スクールを先行実施し、地域全体で学校の教育活動を支援する仕組みを進めるとともに、ふるさとを愛し、誇りに思う心を育てるため、各地域の歴史・文化・自然を体験的に学ぶ学習の充実も図ってまいります。

また、次世代を支える子育て世代を社会全体で支えることは、子供を産み育てやすいまちづくりにつながることから、小中学校の給食費の助成については、原材料費高騰に伴う負担増は助成額をその分ふやすこととし、引き続き子育て世代の経済的負担軽減を進めてまいります。

「未来を切り拓く学ぶ力の育成」については、子供たちの学びの充実と確かな学力の育成を図るため、学力向上支援員の継続配置と、特別支援教育補助員を増員し、効果的に活用して、学力の向上に努めてまいります。

また、国が進めるGIGAスクール構想に合わせた高速通信ネットワークの整備を進め、タブレットや電子教科書等を導入し、ICTの積極的な活用を図ってまいります。

さらに、中学校においては、コミュニケーションがとれる英語力を「読む」「聞く」「書く」「話す」の4技能から測定する英語検定GTECを導入し、英語力向上と授業改善につなげ、英語学習の一層の充実強化を図ってまいります。

教育環境の整備については、小中学校特別教室等の空調設備整備や、中学校のトイレ大規模改修など、学校施設の整備、充実を進めるとともに、今後の学校のあり方や将来の学校づくりについては、学校、保護者、地域、学識経験者などで構成する検討委員会において、小中学校の適正規模や適正配置など幅広く意見交換を行いながら検討を進めてまいります。

2つには、「活力と交流を創成するまち」についてであります。

「魅力ある農業振興」については、さくらんぼの生産体制強化については、新たに電動剪定ばさみの導入支援やスマート農業の実証実験を行い、作業負担軽減に向けた取り組みを強化するとともに、紅秀峰のさらなる輸出拡大につながる効果的なPRなどにより、ブランド力強化と販路拡大に取り組んでまいります。

また、6次産業化の取り組みを充実、加速するため、昨年、寒河江ブランド・魅力発信協議会を設立したところですが、2年度は本市の農業生産体制に合った6次産業化を推進するための戦略を策定するとともに、伝統野菜等の特産品のさらなるブランド化に向けた取り組みや、首都圏等の販路開拓を支援してまいります。

「地域資源を活かした観光振興」については、現在、道の駅寒河江のさくらんぼ会館内に設置している観光案内所を、隣接する株式会社チェリーランドさがえの館内に移設し、西村山地域の中核的な案内所としてだけでなく、県内の主要な観光案内拠点として再整備いたします。

さらに、JNTO（日本政府観光局）認定の総合観光案内所としてグレードアップを図り、インバウンドを推進してまいります。

ツール・ド・さくらんぼについては、これまで実施してきたロングライドイベントに加え、エンデューロイベント（耐久レース）を実施することし、2日間のイベントとして開催してまいります。

今年度、記録的な暖冬により、雪のない中で開催となったやまがた雪フェスティバルについては、令和2年度も引き続き山形県と1市4町共同で開催し、冬の寒河江をPRし、本市の魅力向上と交流人口の拡大に努めてまいります。

「賑わいを生む商工業振興」については、中小企業の活性化により産業の振興を図るため、寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例を制定し、あわせて店舗改装や新商品開発などを対象にした寒河江市中小企業販売促進事業費補助金を創設し、支援してまいります。

また、フローラ・SAGAE 4階の娛樂室等へエアコンを設置するなど、利便性の向上を図り、さらなるにぎわい創出に努めてまいります。

「雇用の安定と就労環境の充実」については、ハローワーク寒河江、商工会、企業及び学校等との連携を強化し、若者の地元企業への就職及び定着並びにU・I・Jターンなどに取り組むとともに、再就職希望者に対する定期的な就職面接会の開催や相談体制の充実など、就労環境の整備を図ってまいります。

「質の高い居住環境づくり」については、定住人口の増加を図るため、引き続き子育て世代及び転入者移住対策として住宅の取得支援の充実を図るとともに、良好な住宅地の需要に対応するため、民間等の住宅地開発を積極的に支援してまいります。

空き家に関しては、寒河江市空き家等対策計画に基づく調査結果をもとに、関係団体と連携した空き家相談会を開催するとともに、空き家解体への支援についても引き続き行ってまいります。

市営住宅につきましては、市営住宅整備計画に基づき、計画的に事業を進めるとともに、新規市営住宅（仮称）陵南アパートについてはPFI事業により整備してまいります。

3つには、「元気に安心して暮らせるまち」についてであります。

「地域見守りネットワークの充実」については、要支援者等への見守りと支援のネットワークを充実させ、災害時の避難行動支援が円滑に行われるよう、個別避難支援プランへの登録促進及び登録者情報の共有化に努めてまいります。

「高齢者支援体制の強化」については、介護保険制度改正に対応した高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の策定を行い、地域包括ケアの構築と深化に向けた施策の展開を図ってまいります。

「共生社会の実現」については、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを包含した地域生活支援拠点等の整備を1市4町共同で進め、各相談支援事業所とのネットワークを構築しながら、さらなる支援強化を進めてまいります。

「健康長寿のまちづくり」については、健康増進計画「第2次健康さがえ21」の中間評価結果から、健康に関する意識の向上を図り、健康診査の受診しやすい環境づくりと健康審査結果説明会を引き続き実施してまいります。

「いのちを守る地域医療体制の充実」については、県の地域医療構想を踏まえた寒河江市立病院新改革プランが4年間の計画期間の最終年度を迎えることから、市立病院におけるこれまでの施策の評価、検証を行い、新たな新改革プランの策定に向け取り組むとともに、より一層の経営改善を図ってまいります。

また、昨年9月に厚生労働省が再編・統合の議論が必要と分析した対象病院の一つに寒河江市立病院が挙げられたことから、現在、村山地域医療構想調整会議において、村山二次医療圏の医療体制について議論を深めているところでありますので、今後とも住みなれた地域で安心して暮らせる医療提供体制の確保に鋭意努めてまいります。

「地域防災力の強化」については、災害に際

しては命を守る備えが必要であり、危機感を持って防災・減災対策に取り組む必要があります。そのため、地域防災力強化の取り組みを一層推進するため、新たに防災危機管理課を創設することにいたしました。

また、情報収集における初動体制の整備、市民への情報発信、地域との連絡体制の構築等の課題解決に取り組むため、地図情報を活用した災害時避難情報管理システムを導入し、災害発生時に迅速な対応ができるよう取り組んでまいります。

また、地区防災力強化と防災意識の高揚を図るため、自主防災組織を育成し、組織率100%を目指すとともに、活動マニュアルを作成し、活動の充実を図ってまいります。

さらに、防災・減災対策を強化するため、各地域の防災リーダーとなる防災士の配置等の支援に取り組み、災害に強いまちづくりの構築を進めてまいります。

消防団につきましては、消防ポンプ車及び消防小型動力ポンプ付軽積載車の更新や、防火服等の服装品の整備を引き続き実施し、機能強化を図ってまいります。

「交通事故や犯罪のない地域づくり」については、防犯対策の強化を進めるとともに、運転に不安を持つ高齢者をサポートする高齢者運転免許証自主返納支援事業に加えて、昨年10月から実施した自動車急発進防止装置設置費補助金により、高齢者の事故発生を抑制する取り組みを進めます。

4つには、「一人ひとりが力を発揮するまち」についてであります。

「市民・地域主体のまちづくり」については、少子高齢化と人口減少社会により社会情勢が大きく変化する中、地域コミュニティの活性化が課題となっております。

4月にオープンする柴橋地区コミュニティセンターは、地域の連帯感の醸成や活性化を図り、

自主的な地域づくり活動の拠点となる施設として整備を行ってきたものであります。

今後も地域コミュニティの活性化を図るため、コミュニティセンターの併設や地区公民館の再編などを視野に、時代や地域の特性に合った地区公民館のあり方について検討を続けてまいります。

国際交流等の推進につきましては、今年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンとして、大韓民国ローラースポーツ連盟とさまざまな交流事業を実施しております。

今後も引き続き交流事業を進めるとともに、スポーツの振興と地域の活性化を進めてまいります。

「豊かな人生の生きがいづくり」については、「寒河江さくらんぼ大学」において、市民の学ぶ意欲を大切にしながら、生涯学習の機会を広げるとともに、自主的運営の推進を図りながら、より専門的に学ぶ大学院も引き続き設置してまいります。

市立図書館では、「図書館まつり」などの読書普及事業の実施により市民の読書活動を支援し、親しまれる図書館を目指すとともに、第50回目を迎えるさくらんぼの都市さがえ全国俳句大会を実施してまいります。

スポーツに親しむ取り組みの推進については、オリンピック・パラリンピックイヤーとして市民の健康増進とスポーツへの関心の高まりを受け、オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火採火などの東京2020関連事業や、さくらんぼマラソン大会、トライアスロン大会など、スポーツイベントを充実させ、スポーツを通じた交流拡大や競技力向上のための施策や支援を多角的に展開してまいります。

また、文化財を将来にわたり適切に保存・活用し、市の歴史文化振興に資していくため、総合的な計画である文化財保存活用地域計画の策

定に向けて取り組んでまいります。

史跡慈恩寺旧境内については、ガイドンス施設及び休みどころの建設工事に入り、来年春の完成を目指してまいります。

さらに、修験の道ウォーキングや慈恩寺舞楽PR事業などを実施し、慈恩寺の文化や歴史について広く情報発信し、交流人口の拡大に努めてまいります。

「市民ニーズを捉えた行財政運営」については、付近に活断層の存在が指摘され、移転改築の検討を行ってきた市民浴場については、引き続きPFI等の導入可能性調査を行うとともに、移転用地の取得に向けた準備を進めてまいります。

更新期を迎える公共施設等については、公共施設マネジメント方針に基づく個別施設計画を策定し、少子高齢化や人口減少を見据えた市施設の計画的な複合化や長寿命化等を推進してまいります。

ふるさと納税でいただいた寄附金については、寄附者の意思を踏まえ、市の重要な施策に充当させていただいております。

また、返礼品である地元農産品等を通して、本市農産品等のPRを行うとともに、地域産業の振興を図ってまいります。

5つには、「便利で快適に生活できるまち」についてであります。

「心地よい都市空間づくり」については、水辺空間を利用して、誰でも楽しんでいただけるよう、最上川寒河江緑地グリバーさがえについて、施設の環境整備を進めてまいります。

また、グランドオープンから25年以上経過したチェリーランドについては、今般策定されたチェリーランド再整備計画に基づき、各施設の整備、改修を行い、観光情報発信の強化と交流人口拡大を図ってまいります。

「人と自然が共生するまちづくり」については、地球温暖化対策として太陽光発電設備や木

質バイオマスストーブ等の設備導入に対する補助事業を推進するとともに、地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーや再生資源を利用した製品の普及を促進するなど、再生可能エネルギーの普及、拡大に努めてまいります。

「交通ネットワークの整備」については、市民の身近な生活道路の整備につきましては、町会などからの要望をお聞きした上で、引き続き寒河江市公共事業整備優先順位基準に基づき整備してまいります。

また、都市計画道路落衣島線西根工区の整備につきましては、用地交渉、物件補償等を進めてまいります。

また、新平塩橋については、朝日町、大江町と連携しながら、早期整備に向けて引き続き要望してまいります。

高齢者の移動手段の確保については、令和2年4月より新たに上河原地区及び入倉地区をデマンドタクシーの運行エリアといたします。引き続き関係機関と連携を行いながら、高齢者等の移動手段の確保に努めてまいります。

最後に、「生活を守る上下水道の整備」についてであります。

水道事業につきましては、安定した自己水源の確保と災害対策の充実を図るため、第1号井戸の更新を行ってまいります。

また、川原ポンプ場から木ノ沢配水池までの送水管や、老朽化した配水管の長寿命化と強靱化を図り、安全で安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

下水道につきましては、令和2年4月から地方公営企業会計へ移行し、下水道事業の経営の健全化と透明性の向上を図り、引き続き寒河江中央工業団地など未整備箇所の整備を行い、合併浄化槽整備事業とともに、水洗化の普及促進に向けた取り組みを強化してまいります。

また、局地的な大雨による内水氾濫に備え、

雨水排水整備計画に基づき、計画的・効率的な雨水排水路の整備を実施し、冠水箇所の解消を図ってまいります。

以上、令和2年度の市政運営の基本方針及び施策の大要を申しあげましたが、今年は近年まれに見る暖冬で明け、また現在は新型コロナウイルスが日本各地でも感染が拡大するという、まさに先行き不透明、不安定な中で、新たな年度を迎えようとしております。しかし、こうしたときこそしっかりと地に足をつけ、冷静に、そして真摯に目の前の課題を一つ一つ着実に解決していかなければなりません。同時に、私たちは5年先、10年先、さらには20年先などの寒河江市の行く末を思い描き、それを担うであろう子供たちのために、確かな未来の礎を築いていかなければなりません。今を逃してはできない取り組みがあり、そうした布石は機を逸してはなりません。まさに極めて重要な令和2年度であります。もちろん課題解決は行政のみの力では果たし得ないものであります。民間の力、市民の力を結集して、取り組むべきものであります。今こそ全ての市民の英知を結集すべきときだと思います。ぜひこの難局をみんなの力で乗り切っていこうではありませんか。力を合わせれば、全ての課題は必ずや乗り越えることができることを確信をしております。議員各位並びに市民の皆様のご理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

以上であります。

議案説明

- 柏倉信一議長** 日程第36、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申

しあげます。

このたびの補正予算は、ふるさと納税に係る寄附金の増加により、基金管理事業費の追加等を行うものでございます。その結果、20億7,880万3,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ227億8,604万8,000円とするものであります。

次に、議第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、浄化センター建設事業（総合交付金）について、年度内完成が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、議第3号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、医療費の増嵩に伴う保険給付費等を追加するものであります。その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ40億6,212万円とするものであります。

次に、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算について御説明申しあげます。

施政方針説明でも申しあげましたが、寒河江市が抱える諸課題の解決に取り組み、第6次振興計画を着実に推進するため、積極的な予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ216億5,700万円で、前年度当初予算と比較して9.9%の増となったところでございます。

次に、議第5号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申しあげます。

平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、3年目となりますが、今後とも保健事業を充実し、被保険者の健康保持増進に努め、健全財政の維持と効率的な事業運営を図るべく予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ40億6,451万5,000円で、前年度当初予算と比較して4,546万8,000円

の増となったところでございます。

次に、議第6号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

後期高齢者医療に係る納付金や保険料徴収と各種申請などの窓口業務を行うための経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ5億3,519万5,000円で、前年度当初予算と比較して3,184万3,000円の増となったところであります。

次に、議第7号令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

第7期介護保険事業計画の最終年度となり、引き続き介護給付費の増大に対応し、安定した財政運営を行うとともに、地域包括ケアに向けた各種支援事業を実施すべく、予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ48億541万9,000円で、前年度当初予算と比較して2億730万1,000円の増となったところであります。

次に、議第8号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明を申し上げます。

被保険者の介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための介護認定審査会に係る経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2,416万円で、前年度当初予算と比較して11万7,000円の増となったところでございます。

次に、議第9号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

各財産区とも管理運営のための経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ70万8,000円で、前年度当初予算と比較して3万3,000円の増となったところでございます。

次に、議第10号令和2年度寒河江市下水道事

業会計予算について御説明申し上げます。

公共用水域の水質保全と、快適で文化的な生活環境の改善を目指し、適切かつ効果的な整備促進に努めるとともに、社会構造の変化に対応できるよう、令和2年度より公営企業会計を適用し、予算編成を行ったところでございます。

収益的収入及び支出については、収入総額を15億7,102万9,000円に、支出総額を15億1,573万8,000円にするものとし、資本的収入及び支出については、収入総額を7億5,392万7,000円に、支出総額を12億8,768万8,000円にするものでございます。

次に、議第11号令和2年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

寒河江市立病院新改革プランに掲げている「地域の医療ニーズに的確に応え、回復期機能の充実を図り、市民がいつまでも安心して受診できる病院づくり」を進めながら、病院経営の健全化に向けた予算編成を行ったところであります。

収益的収入及び支出については、収入総額及び支出総額とも20億1,510万円とし、資本的収入及び支出については、収入総額を1億279万7,000円に、支出総額を1億5,346万1,000円にするものであります。

次に、議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

老朽配水管と主要送水管の布設がえや、深井戸更新による災害対策の充実など、水道施設の耐震化と長寿命化、水道の有収率の向上及び経営の効率化に重点的に取り組み、安全で安心な水道水の安定供給体制の構築及び上水道の持続可能な経営基盤の確立をテーマに編成を行ったものでございます。

収益的収入及び支出については、収入総額を11億1,780万円、支出総額を10億5,615万7,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額を8,300万円、支出総額を6億8,728万

2,000円にするものであります。

次に、議第13号寒河江市監査委員条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

識見を有する者のうちから選任する監査委員を常勤から非常勤へ移行すること及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第14号寒河江市課制条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

地域防災力強化の取り組みを一層推進するため、防災危機管理課を創設することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第15号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部改正についてを御説明申しあげます。

識見を有する者のうちから選任する監査委員を常勤から非常勤へ移行すること及び新たな非常勤職員の設置に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第17号寒河江市手数料条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」並びに「工業標準化法」の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第19号寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてを御説明申しあげます。

地域社会の担い手として重要な役割を果たしている中小企業及び小規模企業の振興のため、基本理念、市の責務等を定めることにより、中小企業及び小規模企業の活性化を図り、もって地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的として本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第20号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

民法の一部改正及び連帯保証人の要件の見直し等に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第21号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを御説明申しあげます。

下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴い、関係条例の整備を図るため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第22号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第23号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について（平成30年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定）を御説明申しあげます。

寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの汚泥濃縮設備、中央監視制御装置更新工事の内容変更等に伴い、協定金額について変更しようとするものでございます。

次に、議第24号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結

について」の一部変更について（令和元年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定）を御説明申しあげます。

寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの最初沈殿池設備、反応タンク設備更新工事の内容変更等に伴い、協定金額について変更しようとするものでございます。

次に、議第25号指定管理者の指定の期間の変更についてを御説明申しあげます。

寒河江市市民浴場について、令和5年度に新たに移転することに伴い、それまでの間、現行の寒河江市市民浴場の指定管理者の指定期間を3年間延長するため、議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議第26号市道路線の変更についてを御説明申しあげます。

道路網の再編に伴い、1路線の終点を変更しようとするものでございます。

次に、議第27号市道路線の認定についてを御説明申しあげます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、3路線を認定しようとするものでございます。

次に、議第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを御説明申しあげます。

幸生辺地の公共的施設整備につきましては、第9期辺地総合整備計画に基づき実施しているところでありますが、観光施設整備について一部設計を変更する必要があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条の規定により、第9期幸生辺地総合整備計画を変更しようとするものでございます。

以上、28案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

散 会 午前10時38分

○柏倉信一議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

令和2年3月4日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
児 玉 憲 司	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 田 隆 行	企画創成課長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市民生活課長	土 田 理 一	建設管理課長
齋 藤 利 浩	上下水道課長	門 口 隆 太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
武 田 伸 一	商工推進課長	猪 倉 秀 行	さくらんぼ観光 課 長
後 藤 芳 和	慈恩寺振興課長	片 桐 勝 元	健康福祉課長
鈴 木 隆	高齢者支援課長	小 林 博 之	子育て推進課長
眞 木 立 子	会 計 管 理 者 （兼）会計課長	原 田 真 司	病院事務長
大 沼 利 子	学校教育課長	柏 倉 信 一	生涯学習課長
小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 長		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東海林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第2号 第1回定例会
 令和2年3月4日(水) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

令和2年3月4日(水)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	農業の6次産業化について	(1) これまでの取り組みについて (2) 今後の取り組みについて (3) 寒河江の特産品子姫芋について	3番 鈴木 みゆき	市 長
2	慈恩寺観光について	(1) 参拝ルート等の整備について (2) 話題性について (3) イメージキャラクターについて (4) 秘仏の展示について (5) お土産と食について		市 長
3	健康長寿でいきいきと笑顔で安心し	第6次寒河江市振興計画の後期行動計画(令和3年度～7年度)策定にあたって	8番 渡 邊 賢 一	市 長 教 育 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
4	て暮らせるまちづくりと今後の市政運営について 生涯にわたり健康的な生活を営むための基本となる「食の安全安心」と「地産地消推進」について	(1) 重点目標の達成度及び総括について (2) 増加する空き家・空き店舗対策強化について (3) 寒河江公園アクセス道「北ルート」整備について (4) 野球場・陸上競技場の早期改修整備について (5) いじめ・不登校・引きこもり・自殺・孤独死対策の強化について 遺伝子組み換えや残留農薬等のない地元産の安全な食材で提供できる給食に向けて (1) 病院・福祉施設等の給食について (2) 小中学校給食について (3) 食育の充実と地域の生産者との連携について		市長 教育長
5	学校におけるLGBT教育について	(1) 市内小中学校の現状について (2) 子どもの多様性に対する配慮について	2番 太田陽子	教育長
6	教員の変形労働時間制の導入について	(1) 教員の現在の働き方について (2) 導入の問題点について		教育長

鈴木みゆき議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号1番、2番について、3番鈴木みゆき議員。

○鈴木みゆき議員 一般質問をさせていただきます鈴木みゆきです。よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、世界的に影響を及ぼしている新型コロナウイルスに対しまして、感染された方、お亡くなりになられた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。

通告番号1番、農業の6次産業化についてです。

山形県は、全国に誇る豊かな農林水産物と地域資源に恵まれている県であります。農林産出額3,500億円を目標にしている中、2016年は3,154億円、2017年は3,224億円と伸びています。ただし、県内の農業就業人口は、5年ごとの調査によりますと2015年は5万3,692人、高齢化に伴い年間2,000人ずつ減っている状況です。ただし、新規就農者は4年連続300人を超えており、2019年は348人でありました。中には若い方もいらっしゃるそうです。

その中で、本市は人口約4万人に対し農業就

業人口は2,185人で、約18.8%です。新規就農者は22人でありました。

6次産業化推進の方向として、流れは5段階ほどになると思います。

1 番目、農業の起業、生産。

2 番目に、農業者と食品製造業者等の連携。

3 番目は、地域の6次産業化。市町村やJA等による産直、加工所等の整備。

4 番目は、食と農業による観光交流の拡大。観光と連携した受け入れ施設の整備、外国人旅行者向けの土産品の開発支援など。

5 番目に、6次産業化の推進基盤の確立。安定生産と安定供給、担い手となる人材の育成などです。

(1) これまでの取り組みについてお聞きをいたします。

第6次寒河江市振興計画の中で、第2章「活力と交流を創成するまち」の中に「魅力ある農業振興」として、3番、「6次産業化の推進」とあります。市長の年頭の挨拶に「第6次振興計画を着実に進める」とありましたが、農業の6次産業化はこれまでどのような取り組みをしてきたのか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

鈴木みゆき議員から、寒河江市農業の6次産業化について、これまでの取り組みはどうかということでお尋ねをいただきましたが、寒河江市におきましては「六次産業化・地産地消法」が公布された平成22年、それ以前から御案内のとおり県内で有数の生産量を誇るさくらんぼのみならず、冬場のイチゴなど、年間を通した観光農業の推進など、農産物の付加価値創造による農家の所得向上に鋭意取り組んできたところでございます。

第6次の振興計画が策定された平成28年度以降については、中に記載されておりますけれども、寒河江の伝統野菜である子姫芋、もって菊、

それから谷沢梅を中心に、さまざまなハード、ソフト両面からの支援を行ってきたところであります。

ソフト面ということになりますと、チラシあるいはPRグッズなどを作成することによって、1つは地元で消費を拡大するという、それから外に出て先進地に行くこと、研修会実施による生産技術を高めていくこと、そして3つには販路拡大を図っていくためのさまざまなPR、出展でありますとか、飲食店販売・営業者との交流などを進めていくことなどについて、さまざまな支援を行ってきております。

また、ハード面においては、特に寒河江市の子姫芋組合に対して、平成29年度においては真空パック販売を行うための里芋洗浄機、それから真空包装機、それから今年度、令和元年度には親芋の粉末化による有効活用を検証するための乾燥機、ハイスピードミル、製粉機などの導入支援ということで行ってきております。

昨年10月2日には、寒河江市の6次産業化、それから農商工連携の推進による1次から3次産業までの事業者の所得向上と雇用促進を図るための寒河江ブランド魅力発信協議会というものを設立させていただきました。今年度は会員を対象にした6次産業化に対する学習会を開催するとともに、首都圏の飲食店が主催するイベントなどに参加をして、知名度向上、販路拡大を図っていくということで、そこでは子姫芋を初めとした農産物、それから寒河江産の日本酒などの市産品のPR活動を実施してきたところであります。

こうした近年の取り組みによって、寒河江市の農産物、報道に取り上げられる回数も随分ふえてまいりました。とりわけ里芋については、市内の産直での販売額が伸びている状況になっております。とりわけ洗い里芋の販売額は、子姫芋の真空パックに対するハードの支援を行う前の平成28年から見ると、令和元年度では27%

ふえているという状況になってきているところでありまして、そういう取り組みを今後も続けていかなければならないというふうに考えております。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 ありがとうございます。

今までハード面、ソフト面両方から支援してこられたという点と、あと子姫芋に関しましては、この後私もちょっと触れさせていただくのですが、売り上げがとてもふえてきているというふうなことで、本市といたしましてもこれまでの取り組みにすごく力を入れていらっしゃるというのがわかりました。

続きまして、(2) 今後の取り組みについてでございます。

先月2月7日に無党派の行政視察で農林水産省にお伺いし、地域農業について勉強させていただきました。令和2年度農林水産予算の概要を見ますと、6次産業化の推進として31億円の予算が組まれています。前年より10億円多くなっております。国も力を入れていくべきと考えているのがわかります。

さて、本市は今後どのように取り組みをしていくのか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国のほうでは、政策の目標として6次産業化の市場規模について、平成29年度は7.1兆円、令和2年度にはそれを10兆円まで拡大をしていくという目標を掲げているところでありまして、食料産業・6次産業化交付金などによって、農林水産業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発などを支援していくことになっております。

また、県のほうにおいても、令和2年度には県産の農林水産物、食品の魅力向上と販売拡大の支援を拡充して行うということになっているようでありまして、大変心強いというふうに思っております。

御案内のとおり、全国的に農業従事者が高齢化、それから減少していく中で、先ほど鈴木みゆき議員からも新規就農者のお話がありましたが、他の業種から新たに農業に参入していくことを促していくには、やっぱり年間を通して安定して稼ぐことができるかということが大変重要な課題だというふうに思いますし、また、農家みずからが農産物の加工品を開発、販売して、収穫期以外の収入を得るということも大事だというふうに思いますから、そういう意味で6次産業化というのは一つの方法だというふうに我々は思っているところであります。

また、一方で加工品の開発などを行うと一口に言っても、販売を軌道に乗せていくには、消費者の方がどのようなものを求めて、いつどの程度需要があるかといったニーズに対して、綿密な事前の調査と、それを踏まえた戦略というのが必要でありますし、また機械設備への初期投資というものも半端ではない相当な額が必要になるということでもありますから、農家の方にとっても一朝一夕にはなかなか取り組みが進められないということもまた事実であろうかというふうに思います。

寒河江市といたしましては、先ほど申しあげましたけれども寒河江ブランド魅力発信協議会をつくりましたから、それと連携をして、全国の優良事例を紹介しながら、また専門家の皆さんのアドバイスを受けるための研修会などを開催していければというふうに思っているところであります。

それから、6次産業化に向けたアイデアの具体化というものを図っていくために、農業者の皆さんと商工業者の皆さんのマッチングを行うなども必要かというふうに思いますし、国や県のいろんな支援制度を活用しながら、さらにハード、ソフト両面から支援をしていきたいというふうに思っているところであります。

ちなみに、先月ですが、認定農業者の方と食

品加工業者、それから飲食店などの商工会会員の皆さんを対象にした寒河江市の6次産業化に関するアンケートを実施させていただいております。その結果から、さまざまなニーズなどを拾い上げて、本市の農業生産体制に合った6次産業化の取り組みを推進していくための戦略というものを策定していきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 国と県、両方から支援していただけるというふうな心強い状態にあり、そして農業従事者が年間通して安定した収入がいただけるように、市としても援助していくというふうなことがよくわかりました。

そして、やはり何をやりたいか、農業をやってらっしゃる従事者の方にアンケートをとり、よく協議した上で選んでいくことが大事だと思いますし、よい商品、農産物に対してどんどん生産者の方がやってみたいという意欲を引き出す、これが高まっていくことが一歩だと私も思います。

それでは、続きまして（3）寒河江の特産品子姫芋についてです。

昨年10月に寒河江ブランド魅力発信協議会が設立されたということですね。35の農家や加工業者、販売・流通事業者らが連携して、商品開発や流通を地域で協力して行おうとする試みです。首都圏への販路拡大や若者の就農にもつながりたいとあります。そこで、寒河江の伝統野菜、子姫芋を寒河江の目玉の野菜にしたいと語られており、子姫芋のおいしさと魅力が既に協議会で評価されていました。おいしいというのは味覚に残り、子姫芋イコールとてもおいしいということで、強い商品になること間違いなしであると思います。

売り出し中の子姫芋は、山形市の村木沢に伝わる悪戸いもと似ていますが、食べ比べてみると子姫芋がさらに滑らかな食感だと思いました。

県外にトップセールスに行った方に聞いても、人気があって、評判がいいとのことでした。

先ほど申しあげました悪戸いもですが、食品製造業者とのマッチングで、シベールと協力して悪戸いもラスクを誕生させております。このように、斬新なマッチングで新しい商品が生まれております。

寒河江市内の袋のNPO法人「らっふる」さんは、寒河江市産唐辛子を使用したびりりと辛みのある珍しいクッキーを障がいのある方々が丁寧につくり上げ、何と第5回やまがた土産菓子コンテストで最優秀賞をいただいております。

農業者、生産者と加工業者とのマッチングとアイデア、これが合わさって商品ができ上がります。例えば山形駅などで売っているお土産の芋煮に子姫芋のバージョンを加えたり、親芋で焼酎をつくったり、また親芋を粉にしてうどんやそばに練り込むなど、加工できる可能性がたくさんあります。本市といたしましても、子姫芋を産直に出荷するだけでなく、まだまだ寒河江ブランドづくりのためにも6次産業化に力を入れて、市のほうから活性化すべきではないでしょうか。子姫芋に関して御意見を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子姫芋については、これまで主に市内の産直、直売所を中心にして販売がなされてきたわけでありまして、先ほど申しあげましたけれども、近年首都圏の飲食店のシェフなどから、色白の見た目がいい、さらに先ほどありましたが粘りとりろけるような食感、食味のよさが評価されております。そして、もう一つはやっぱり名前がいいというのは、子姫芋、子姫という名前が、女性のお客さんなどにはレストランなどでは非常に受けがいいというふうなシェフのほうからも評価をされているところでありまして、そういうことで県内外にも販路が広がってきております。大変ありがたいことでもあります。

鈴木議員からは、子姫芋の芋煮のお土産開発、それから親芋の加工品などはどうかということで御提案がありました。子姫芋として流通している芋は孫芋の部分だということになっておりまして、食味で劣る親芋とか子芋については規格外として流通はなかなかしておりません。そういう意味では、販売されていない部分を有効活用するという点については、農家の所得向上に直結する取り組みでありますし、また子姫芋の生産拡大にもつながっていくものではないかというふうに思っておりますので、御提案の子姫芋を使った土産品の開発、あるいは新たな料理の開発などといったことについて、市全体の活性化につながっていくことになろうというふうに思っておりますので、我々も大いにそういうのを支援していきたいというふうに思っているところであります。

いずれにいたしましても、ある程度子姫芋については順調に取り組んで進んできているというふうに理解をしておりますので、引き続き生産者の皆さんと協力をしながら、さらなる販路拡大、それからブランド力の向上に取り組みながら、先ほどありました協議会の会員である食品加工業者、それから飲食店の方々などに対して、子姫芋を活用した加工品あるいは料理の開発などについて積極的に呼びかけをして、新しい商品の開発に支援をしていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 子姫芋はとても名前がいい、かわいらしい名前ということで、そして見た目も白くて、食べてもおいしい。ぜひブランドの向上に向け、よろしくお願ひしたいと思います。

皿沼地区で代々受け継がれてきた伝統野菜、子姫芋は、苗をつくって、山形の人などに売って、商売をしてきたそうです。お話を伺った農家さんは、息子さんが後を継がないので、「私たちが終わるでしょうから、あと10年楽しんで

つくっていかうと思っている」と言っておられました。「まずは地元で子姫芋を知っていただき、食べていただき、ブランドとして確立していくことが先だと思う」とも言っておられました。ぜひ今後とも子姫芋ブランドの発信と定着に御尽力いただきたいと思います。

続きまして、通告番号2番、慈恩寺の観光についてです。

ことしの夏は、オリンピック・パラリンピックの開催年であります。これにより見込まれる外国人観光客は約3,430万人にも上るのではないかとのことでしたが、現在、全国に影響を及ぼしている新型コロナウイルスの終息時期によっては変動する場合も考えられます。

山形県は、観光客にとって魅力的な美しい自然や歴史、美食や美酒などがあり、満足いただける場所であると思っております。

山形の精神文化を代表するものとして、出羽三山神社、日本遺産となった山寺、そして本市の国の史跡指定となった慈恩寺があります。西の伊勢参り、東の奥参りと言われ、西の伊勢神宮に詣でることを西の伊勢参り、東の出羽三山に詣でることを東の奥参りと言われ、双方詣でることが重要な人生の儀礼であったと言われております。

1,400年前に蜂子皇子が三本足の霊鳥、八咫鳥によって導かれ、開かれた出羽三山と同様に慈恩寺も平安時代に創建されたと推測され、歴史ある寺院であります。

山形県は、国の宝、山形の宝である史跡慈恩寺の観光に力を入れていきたいとしております。本市は史跡慈恩寺の管理団体となっており、寒河江市慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画の中に、歴史的財産を守りながら、観光資源として活用し、地域の文化、観光、産業の振興の総合計画を策定しております。

(1) 参拝ルート等の整備についてです。

令和2年度から令和3年度にかけて、ガイド

ンス施設が完成する予定です。それに伴い、史跡と参拝ルート等の整備も進めていくと過去の一般質問でも言っておられます。

観光客の立場になって、お客様の立場になって見るのが大切だと思い、先日、活性化センターから歩いて本堂まで参拝に行ってみました。平安期に背後の山を切り崩しつくられた地形、静寂の中を歩く参拝ルートも江戸時代の姿をそのままに近く残っています。仁王坂から登り始め、見渡すと、地元の方が所有されていると思われる参道の脇に建つ小屋の割れた窓が目に入り、強風が吹くとちょっと危険だなというふうに思いました。

道端に慈恩寺の七不思議灯籠が展示されています。境内では、禁煙の看板を枝に挿しているなど、少し手抜きな部分もあります。

史跡をよく見ると、建物の修復や門の修復が必要であると感じます。三重塔はまだいいのですが、木造の傷んでいるところが目につきます。

地藏様が6体あるとのことですが、墨で書かれた説明札が薄くなってしまい、説明の最後は読めなくなっているというもったいない状態でした。よだれ地藏や縁切り地藏、説明文がわかるともっと楽しくなるものです。

近代的な施設、ガイダンス施設が完成するまでには、史跡や参拝ルートの細かな部分まで整備が必要と考えますが、計画は進んでいますでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 一般的に観光施設を訪れる人を受け入れるための体制整備ということは大変重要なテーマであります。特に慈恩寺に関してももちろん地元の皆さん、それから本山、それから行政が一体となって、そういう受け入れ体制を整備をしていかなければならないというふうな認識でいます。そういう意味では、御指摘がありました慈恩寺地内のさまざまな箇所などについては、地元あるいは本山などの所有者の皆

さんにも一緒にお話をしながら、改善を図るよう努めていかなければならないというふうに思っているところであります。

慈恩寺については、御案内のとおり天平18年、西暦746年ですかね、婆羅門僧正が開創したと伝えられる、1,300年ぐらいの歴史的な古刹であります。先ほど申しあげましたように、地元、本山、それから行政などが一緒になって観光誘客に取り組んでいこうというふうになったのは、平成26年の国史跡指定というのが大きなきっかけというんですかね、そういう取り組みを進めていくことになったと理解をしておりますし、そういうことを経て平成30年3月に史跡慈恩寺の旧境内整備基本計画というものをつくって、今それに基づいて鋭意取り組んでいるということで、御理解をいただきたいなというふうに思います。

今年度は、メインルートとなる仁王坂コースの整備として山門前石段の凹凸などについて修理をいたしましたし、また付近の電柱などを撤去して景観をよくしたり、また石段の左側には手すりなども設置をさせていただきました。それから、本堂裏などの危険木の伐採を行ったほか、排水設備の一つとして山門前の市道に側溝などを新設したところであります。

それから、今御指摘があった案内板の設置などについても現在進めているわけでありましてけれども、御指摘があった慈恩寺の6体のお地藏様についてもきちんと表示をしていくということにしているところであります。

それから、令和2年度、来年度については、仁王坂の途中で休みどころを設置するというふうに予定をしております。さらに上の第一駐車場のトイレを洋式化してリニューアルをしていく、それ以外にも行政の役割、それから所有者の役割などを明確に分担しながら整備をしていくということにしておりますし、またベンチなどについても設置をしていくということで

計画を進めているところであります。来年の春にオープンする予定のガイドンス施設の整備に合わせて、さまざまなルート、観光に来られた方の移動ルートの周辺の整備などを一緒にして、お迎えをできるような体制をつくっていききたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 来年度完成するガイドンス施設に向けて、やはり同時に地元の方々と協力しながら、そして意見交換や情報交換などをして、連携して進めていっていただきたいと思います。

続きまして、(2) 話題性についてでございます。

観光客であふれている神社やお寺は、お参りすると御利益があるところがほとんどです。御利益があるからこそ、お参りに行きたくなるものです。パワースポットとして有名になるなど、うわさされるとたちまち観光客が多くなります。どうしたら観光客がふえるのか。インバウンドや県外からの観光客だけでなく、県内の地元の方をも引きつけるものがないと続きません。

例として、がん封じの御利益があるという神社、大安寺、奈良県にあるお寺で、がん封じ、あらゆる病を封じてくれるという御利益があるお寺として知られています。また、県内ですと天童市の若松寺です。縁結びのお寺として有名な若松寺、住職と握手をすると良縁に恵まれるとされ、女性参拝客がとても多くなりました。

慈恩寺も、地元の人も行きたくなるような御利益やパワースポットであることも宣伝していくべきだと思います。

既にホームページで慈恩寺の若返り信仰、若返りの鉢があると載せております。鑄鉄仏餉鉢です。以前、CM大賞で慈恩寺の若返りの鉢におばあさんが顔を埋め、顔を上げたら若い美しい娘に変身していたというのをごらんになりましたでしょうか。そこまでの具体的な効果は難しいにしても、ぼけ防止に効くとされていま

す。ということは、「健康長寿や気持ちの若返りとして御利益がある」としてもいいのではないかと思います。御利益やパワースポット、ガイドンス施設が完成することに向け、さらにメディアやパンフレット等、宣伝に力を入れていってはいかがだと思いますが、いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ガイドンス施設のオープンに際しては、具体的に日時が大体はつきり固まりましたら、いろんな形で大々的にPRをしていくと考えているところであります。

今、どういうPRというか、取り組みをしているかということ、JR左沢線の寒河江駅におり立てば、自由通路などに慈恩寺のPRのパネルなどがありますし、先般、旅行情報誌の全国道の駅グランプリ2020でチェリーランドが第4位になったということですが、チェリーランドにおいても慈恩寺を紹介する大型の広告パネルなどを設置させていただいているわけでありまして、チェリーランドでそういう広告を見たということで慈恩寺を訪れる方も結構いらっしゃるというふうに聞いているところであります。さらに、さくらんぼ会館でもPR映像などを放映したりということで、さまざまなボランティアガイドの方からも宣伝役になっていたりということで、いろんな取り組みを今させていただいているところであります。

ただいま若松寺の話がありましたが、県の村山総合支庁が何年か前に音頭を取って、立石寺と若松寺とそれから慈恩寺を、それぞれの観光協会が連携をして、三寺参りということで、今もやっているわけですが、そういうことなどで観光のルートにして、PRをしていただいているわけでありまして、そういうのもガイドンス施設の完成に合わせてさらに強力に宣伝に力を入れていくということも必要かなというふうに思います。

それから、鑄鉄仏餉鉢については先ほどありましたけれども、平成23年に商工会青年部のほうでCMをつくっていただいて、それが見事にCM大賞ということで獲得をして、そういうのを契機として多くの観光客の皆さんも来ていただいておりますし、特に仏餉鉢だけは別なところに置いて、御利益があるような形にしておりますが、できればさらにそういうものを大々的にPRをしていく機会にしていければなというふうにも思います。ガイドンス施設の中でも仏餉鉢などについても少しPRをしていって、上に登ってもらうというような形もできるのではないかというふうに思います。そういう意味で、いろんな文化財の宝庫だというふうに思っておりますから、さまざまな形で今後もPRを続けて、力を注いでいきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 ぜひPRと宣伝のほうをさらに進めていただきたいと思います。

先日、仁王坂から本堂に参拝したときは、帰りは熊野神社の方向からおりてきまして、活性化センターに戻ったとき、私の足では約2,723歩でした。また、修験道のウォーキングも大変好評と聞いております。ぜひ健康増進のためのウォーキングルートとしても宣伝できるのではないかなというふうに思います。

続きまして、(3) イメージキャラクターについてでございます。

寒河江市のイメージキャラクターとしてさくらんぼの妖精チェリンちゃんがあります。寒河江市の慈恩寺観光推進のためにも、慈恩寺イメージキャラクターをつくるのはいかがでしょうか。女性や子供が心を開きやすいのがゆるキャラです。チェリンちゃんとともにマスコミに露出して、寒河江市の観光を宣伝するというのも大きな効果が期待できると思いますが、いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 慈恩寺のイメージキャラクターをつくってはどうかということですが、本山からは仏像などをモデルにしたような新しいキャラクターづくりについては消極的だという話を聞いております。そういったことで、今お話ありましたチェリンが寒河江のマスコットキャラクターとしてありますし、大変人気がありますから、そのチェリンを活用して慈恩寺のPRをしていく。例えばチェリンに修験の衣装をまとももらって、慈恩寺のPR役として活躍してもらうなどということについては可能性は大いにあろうというふうに思いますから、そういう意味でイメージキャラクターを活用した慈恩寺の振興、PRということについても検討していきたいというふうに思っております。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 慈恩寺側のほうの考えもおありということで、新規のキャラクターは難しいということですが、ぜひチェリンちゃんが修験の格好をして慈恩寺をアピールしてくれる、それはそれでとてもかわいらしいですし、ぜひインパクトがあるものにしていただきたいと思っております。以前、せんとかんという仏様の童子に鹿の角が生えているキャラクターがいましたが、一部の方から気持ちが悪いという声が上がりました。チェリンちゃんであれば、かわいらしいのでそういった声は上がらないかなと思っておりますので、その点は安心だと思います。

続きまして、(4) 秘仏の保存と展示についてです。

慈恩寺には多くの国指定重要文化財仏像があります。歴史上、何度かあった火災から守り伝えてきたものであり、後世に伝えていくのは本市の責務であります。秘仏の収蔵庫を設置し、保存することは、所有者の本山慈恩寺が主体となり進めていくものです。

そして、建設が進むガイドンス施設内の展示

ですが、例えば芸工大の学生に秘仏や慈恩寺十二神将などを3Dプリンターで本物と同じく複製し、展示するのはいかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 慈恩寺本堂の宮殿に厳重に保管されている秘仏について、複製をつくるということについてはやはり本山の了解、許可が必要だということで、現実的にはそういう複製をし、ガイドンス施設に展示するのは難しいのではないかというふうに考えております。

ガイドンス施設の展示の中で、実際は秘仏も含めて十二神将などの文化財の御紹介を行う予定にはしているわけでありますので、そこでは複製ということはなかなか難しいわけでありませけれども、特に直径9メートルの円形シアタールームを予定しておりますので、そこで高さ3メートル、幅18メートルの大型のカーブドスクリーンで重要文化財である数々の仏像、それからもちろん慈恩寺の舞楽なども、そういう慈恩寺の宝を映像で御紹介をしていくということにしております。とりわけ4K映像でダイナミックで美しい映像で御紹介していくということで、今取り組んでいるところであります。そういうことで、訪れた人に楽しんでもらうということができますか、複製はなかなか見られることはないかもしれませんが、それにかわるすばらしい映像などで勉強して、楽しんでもらうという形で今考えているところであります。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 やはり展示は慈恩寺側であるものということで、ガイドンス施設では迫力ある映像で見ていただく方向ということですね。秘仏公開のときなど、目の前で本物の仏像を見ることができるのは大変貴重であります。やはり本物の仏像の取り扱いや保存は今後大変重要になってくると考えております。今後は収蔵に関しては大きな課題であると私も思っております。

続きまして、(5) お土産と食についてでございます。

慈恩寺の観光に行った際、お土産を購入したい、食べ物をいただきたいと思っても、残念ながら充実しているとは思えません。チェリーランドまで行って買わないといけませんし、車で移動しないといけません。やはり観光客と県内の地元の方々も、また観光に行こうと思えるのはその場でいただけるお土産と食であります。

例えば最近、山寺に美味しいジェラートのお店ができたそうです。「土日は観光客で混むから、平日行ってみない」と女性の間で話題になるものです。こればかりは建設を進めているガイドンス施設内では不可能であるとすれば、新しい土地を購入して建物を建てて、お店、カフェをオープンするとなると、コストがかかります。そこで、空き家を利用するのはいかがでしょうか。参拝ルートに空き家があり、協力してくださる方がいれば、リノベーションをして、利用可能だと思います。そして、温かい飲み物やお土産を売ります。地元の食べ物を食べることができます。今後の慈恩寺観光をはやらせる、持続してお客様が来ていただける慈恩寺となるには、新しいお店、カフェが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 予定しているガイドンス施設の中には、飲食、それからお土産品を購入できるスペースなども計画しているところであります。そこでは、軽食なども提供できるようにしていきたいというふうに考えています。そういうことで、来館者の方々が交流できる場をつくっていきたいというふうに考えております。

さらに、先ほども申しましたが、ガイドンス施設から本山までの経路途中に、仁王坂を登り切った場所に休みどころを設けていきたいというふうに考えておりますし、毎日ということに

なるのかどうかはちょっとまだ定かではありませんが、特別展などの催事の際には観光客の皆さんにお茶などを提供できるような、そういう場所にしていければというふうに思っているところでもあります。

鈴木議員からは、空き家などを活用して新しい魅力的な店、カフェなどをつくってはどうかというようなお話もいただきました。そういうことが話題になって誘客が進めば、また慈恩寺全体の観光客の増加、周遊性につながっていくというふうに思いますから、我々も空き家の状況などもいろいろ検討しながら、地元の皆さん、あるいはそういう関係の事業者の皆さんとも十分お話し合いをさせていただきながら、情報交換をして、これから検討していければというふうに考えております。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 ぜひ空き家も検討していただきたいと思ひますし、今回休みどころというのでも設けたいと考えているということですので、あとガイダンス施設内のスペースでお土産と飲食ができるコーナーを設けるつもりであるということですので、ぜひ、お土産と食がいいととてもお客様がついてくるといいですか、リピーターがつくものでございます。例えば子姫芋を使った芋煮やそばがき、ラーメン、ひっぱりうどん、納豆餅、山菜、タケノコ汁、おしんの大根飯など、四季折々の食が山形にあります。一年中であれば甘酒などもあります。年間5億円から6億円売れるという秋保温泉のぼた餅があります。スーパーさいちという小さいスーパーで売っていますが、朝から並んで買いに来るそうです。戸沢村でもぼた餅などを売っているようです。ぜひ地元の食を飲食スペースで取り入れていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 もちろんガイダンス施設あるい

は休みどころなどで提供するものについては、地元の生産物というんですかね、農産物などを使ったものを提供していけるように、進めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 ぜひお願いしたいと思ひます。

先日は平日に参拝に行きましたが、慈恩寺で御朱印をいただくことができました。とても丁寧な仏像の説明などをしていただき、ぜひまた来たいと思ひました。4月29日から平安期の仏像を公開する予定とのことでした。

国の史跡指定となった慈恩寺は、市の宝、国の宝です。この誇れる史跡を守り、活用して、地域の活性化につながるよう、人気が高まるよう、力を合わせていきたいと思ひしております。まずは私たち一人一人が友人や知人に慈恩寺の宣伝をして、行ってみることが大切なことだと思ひます。

これにて質問を終わります。ありがとうございました。

渡邊賢一議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号3番、4番について、8番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 社会民主党、市民クラブの渡邊賢一でございます。今回も質問させていただきます。

まず初めに、新型肺炎、新型コロナウイルス感染症についてであります。昨日正午現在、WHO（世界保健機関）の調査では、これまで国内で980人の感染者（クルーズ船の706人を含む）、そうした報道がなされています。私からも、不幸にもお亡くなりになった方々に心から御冥福をお祈りいたします。

また、大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号で帰還された乗員、乗客、また検疫関係者などが集団感染され、入院中の57人初め、今

も隔離された不自由な生活を余儀なくされている方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、市内の小中学校、高校、特別支援学校では、突然の政府の要請を受けて今週から一斉休校となっておりますが、特に中学3年の皆さん、高校入試の最後の追い込み、終業式、卒業式が予定されていただけに、私も非常に残念でなりません。児童生徒の皆さんはもとより、学校関係者、保護者の方々はこの唐突なやり方に大変な動揺と困惑、不信と怒りが広がっています。さらに、医療機関、保健所や福祉・介護施設では、高齢者の感染防止に大変な御苦勞をされております。ひいては、消費税増税による大打撃、今回のコロナショックと言われる地方経済全体の疲弊、縮小によって、ドミノ倒産する会社が相次ぐのではないかと危惧されておるわけでございます。本市の対策本部を中心に、こうした未曾有の非常事態に対しまして、どうか国、県と連携して十分な対応をお願いいたします。

さて、通告番号3番、健康長寿でいきいきと笑顔で安心して暮らせるまちづくりと今後の市政運営について、「第6次寒河江市振興計画の後期行動計画（令和3年度～7年度）策定にあたって」の御質問をさせていただきます。

（1）重点目標の達成度及び総括についてでございます。

昨日、市長からも市政運営の方針ということで御説明をいただいたわけですが、私からは前期の最終年度イコール後期の計画の策定ということで、この課題を質問させていただきます。

第6次振興計画の重点目標として3つございますが、1つは「地域の笑顔輝く潤いのあるまち」、2つ目が「みんな笑顔若返りのまち」、そして3つ目が「宝を磨き笑顔いっぱいのあるまち」ということで、それぞれ主な取り組みが目標となっているわけでございます。

そして、5つの具体的な施策ということでつくられておまして、この計画全体を俯瞰すれば、前期行動計画の進捗状況というものは私も含め市民にとってどのように進んでいるのかということで、非常に気になるところであります。

その進捗状況について、この間、市長がさまざまな施策を展開されてきておりますけれども、特に市民の皆さんから好評なソフト事業や、こうしてほしいというハード事業を含めて、前期行動計画の全体的な総括、進捗と達成度、こうしたものについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 渡邊議員から第6次寒河江市振興計画の進捗状況ということでお尋ねがありましたので、お答えをしたいと思います。ちょっと長くなりますが御容赦をいただきたいと思っております。

平成28年2月に策定をした第6次寒河江市振興計画、将来都市像「さくらんぼと歴史が育むスマイルシティ」ということで、10年間の重点目標と、それを達成するための5年間の集中的・重点的な取り組み「チャレンジ」ということで設定をして、施策を展開しているわけでありまして。

渡邊議員から幾つか御紹介がありましたが、私も市政運営の基本方針などでも項目に沿って説明をさせていただきましたが、3つの重点目標ということで、1つは「地域の笑顔輝く潤いのあるまち」ということで、地域の活力アップ応援事業や集落支援員の配置、さらには今回完成する柴橋地区コミュニティセンターの整備、さらには景気の下支えもさせていただいた住宅建築の推進事業、住宅宅地開発推進事業などを実施してきました。また、最上川のかわまちづくり、それから寒河江川堤防の桜回廊の整備なども着手しているところであります。

それから、施政方針で述べることができませ

んでしたが、寒河江公園についてもつつじ園、歴史とさくらの丘の継続的な整備、さらには29年にはアクセス道路を整備させていただいて、引き続き整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、重点目標の2、「みんな笑顔若返りのまち」では、いろいろソフト事業を中心にさせていただきましたが、婚活、それから寒河江型ネウボラの推進、それから子供の医療の体制の整備などを図ってきたところであります。殊に昨年4月には小児科クリニックを併設した新なか保育所を建設して、病児・病後児保育を開始させていただきました。

それから、民間立保育施設への助成、さらには放課後児童クラブの施設整備、そして来年度は第2子の保育料などについても支援を充実していくということにしているところであります。

それから、平成29年度からは小中学校の給食費の補助をさせていただいて、来年もさらに充実をしていくということにしております。

それから、来年度はICTを活用した小中学校へのWi-Fiなどの通信設備の導入ということになります。

それから、多くの皆さんから御要望いただいている屋内型の児童遊戯施設の整備について、基本構想を策定して、チェリーランドの中に整備をしていくということで、準備を行うことにしております。

それから、高齢者の皆さんへのさまざまな支援などもさせていただいておりますし、特に元気な高齢者の皆さんに健康でいていただくということで、元気高齢者づくりポイント制度などもつくらせていただいて、それから健康体操の普及なども取り組んできているところであります。それから健診も大事でありますから、総合健診センターが新しく移転改築をしたことと連携をして、イブニング健診なども受診率の向上に努めているところであります。

それから、高齢者の皆さんの不安材料はやっぱり移動手段がなくなるということでありますので、平成28年の1月からは市内循環バスを行ってきておりますし、またデマンドについても来年度は運行エリアをさらに拡充をしていくということにしております。

それから、平成29年度から高齢ドライバーの免許返納に対する支援などもさせていただいておりますし、昨年の10月からは急発進防止装置などに対する補助制度なども導入をしているところであります。

それから、3つ目の重点目標「宝を磨き笑顔いっぱい」については、工業団地の充実、さらに交通網の整備などを行いながら、企業誘致について主に取り組んできたところでありますし、また中心市街地のにぎわい創造ということで、創業支援、それから空き店舗を活用した新規開業者への支援、それからフローラ・SAGE、なかなか厳しい状況であります。いろいろな形で充実をしているところであります。

史跡慈恩寺については、先ほど鈴木みゆき議員の御質問にもいろいろお答えをしましたが、そういったことでガイダンス施設の整備を今進めているということになります。

農産物のブランド化については、さくらんぼ紅秀峰、それからお米でいえばつや姫、さらにははえぬきなどについて振興しておりますし、子姫芋など伝統野菜も鋭意普及に取り組んでいるところであります。

今3つの重点目標ごとにいろいろ申しあげましたが、平成28年度から令和2年度まで、前期行動計画について一部事業の前倒しとか事業費の増加なども行わせていただきましたが、全体としてはある程度予定どおり執行できているのではないかとこのふうにも思っているところであります。

こうした取り組みによって、2017年、2018年と2年連続で転入者が転出者を上回る状況がご

ございましたし、出生数においても2018年、2019年と2年連続で前年を上回っているところであり、人口減少はやっぱりいたし方ないということで、傾向がありますが、いろんな対策を講じることによって一定の成果が出てきているというふうにも理解しているところでございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 市民の皆さんからいろいろと私も御意見をいただくわけですけれども、前期計画の中では、おおむね順調と市長からありましたけれども、まだ課題はあるにしても進めておられるんだろうなというふうなことで思っているところです。

ただ、やっぱりその課題というものが明確になって、後期計画にまたきちんと位置づけられなければならないというふうなことだと思えますし、今計画全体を俯瞰した中で申しあげますと、高校3年生までの医療費の完全無料化とか、学校給食の半額無償化、移住・定住の支援政策など、多くのそうしたソフトの部分は非常に評価されているわけでありまして、そうしたところもさらに伸ばしていただきたいなというふうに思っているところです。

さて、次に計画策定に向けてですが、ふるさと納税は新聞、ニュース報道にもありましたように今年度は昨年度を6億円上回る42億円の見込みだというふうなこと、あとはリクルート「じゃらん」の道の駅人気ランキングについては先ほど市長からもありましたけれども、本市の道の駅寒河江チェリーランドが全国4位にランクインするなど、大変いい追い風になっているというふうに思っています。

全体的な総括を踏まえた中間見直しとなる新年度の後期行動計画の策定に向けて、具体的に市長はどのようなお考えなのか、スケジュールなどもどう考えているのか、お伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 来年度、振興計画とさがえ未来創成戦略、人口ビジョン、この一体的な見直しを予定しているわけでありましたが、その中でも振興計画というのはさがえ未来創成戦略を包含したまちづくりの基本方針、一番上位の計画になるわけでありましてね。その中で、後期の行動計画について具体的な取り組みと、工程表を策定するというようになっております。そういったところで、来年度はこれまでの取り組みの検証をしていく、我々も検証をしますし、また市民の皆さんからの評価などもいただきながら、作業を進めていくということになっているところでもあります。さらには、地域ごとにワークショップなども開催をさせていただくと同時に、なかなか行政に対して参加する機会の少ないというんですかね、若い人とか、母親の方とか子育て世代などについても、幅広く、できる限りそういう方々からも声をお聞きする機会を設けていく必要があると。この見直しというのは5年ごとにやっているわけですけれども、前回の見直しのとくとも若干違った形でそういう世代を取り込んでお聞きをしたいというふうに思っております。

スケジュールとしては、来年度早々にも振興審議会に対して見直しに係る諮問をさせていただいて、進めていきたいというふうに思えますし、議員の皆様にも逐次情報などを御報告させていただきながら、来年の2月ごろをめどに策定してまいりたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 市長からもありましたけれども、若者、あとお母さん方、そういったところについて、前回の私の一般質問でも若者のまちづくりへの積極的な参加ということで、これはいい機会だと思います。そうした声をしっかり包含できるような計画にまたさらに見直していただきたいなというふうに、これは要望させていただきたいと思います。

さて、そうした多くの課題の中の一つであります（２）の増加する空き家・空き店舗対策強化についてでございます。

これは何度か私も質問させていただいていますが、このほど空き家調査の結果、前回調査から約100件ほどふえて346件という、これとは別に空き店舗というのは中心市街地を中心にざっくり100件以上はあるんじゃないかなというふうにも言われています。こうした空き家対策、空き店舗対策について、この調査の数字も踏まえてどのように御認識なのか、お伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 空き家・空き店舗対策、現状認識なども含めてお答えをしたいというふうに思いますが、空き家対策については寒河江市におきましては平成29年度に寒河江市空き家等対策計画というものを定めさせていただいて、管理不全空き家の発生防止と空き家の利活用を進めていくということを目的にして進めておりますが、今年度、計画を改定させていただいて、改定したものを土台にして、さらに対策を進めていくということにいたしております。

先ほど渡邊議員からありましたが、空き家の状況はどうかということで、今回調査した結果、346件でありました。前回は平成27年の調査で234件でありますから、調査の方法、手法は若干違いますけれども、単純に言うと112件増加をしているということで、大変我々としても懸念している状況であります。

空き家については、土地建物等の相続放棄などのさまざまな問題がありますので、今後は国、さらには県などの動向などを注視しながら、引き続き空き家の現状把握、情報収集に努めて、関係団体と連携した相談会なども開催をさせていただいて、ぜひとも老朽空き家の減少に向けた対策を講じていきたいというふうに考えております。

それから、空き店舗についてもお尋ねがあり

ましたが、市としては空き店舗が何件あるかということについては調査はまだしておりませんので、正確な数字は把握しておりませんけれども、経営者の高齢化、さらには後継者不足などで廃業する店舗数に比べて新規出店者が少ない状況でありますから、増加傾向にあるということは言えるのではないかとこのように思います。

市でも新規出店の場合の補助制度など、空き店舗等対策支援事業補助金などを実施しているところであります。29年度からは中心市街地だけでなく市内全域に拡大をして、今年度からさらに空き家を店舗に改装する場合も補助対象に含めるなど、見直しを行ったところであります。毎年7件から8件の新規出店がありますけれども、空き店舗の減少には至っていないという状況にあります。

その空き店舗対策では、人口減少と消費スタイルの多様化といった社会環境の変化のみならず、廃業した空き店舗の所有者がテナント募集を余り望まないというケースもあって、難しい問題がありますが、我々としても補助対象要件の見直し、緩和なども含めて、空き店舗を活用しやすい環境整備を進めていく必要があるというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 先ほど鈴木議員が慈恩寺の、空き家を利用した店舗などというふうな提言もございました。ぜひ空き家、空き店舗の利活用についてさらにいろんなアイデアを出していただいて、有効活用していただくというのがやっぱり大事ななというふうに思っています。

私が住んでいる西根地区の町会長の連合会の皆さん方も、非常に空き家には困っているというふうなことでございました。ほかの地域も多分そうだと思います。こういったところをぜひ大きな重点目標にいただければなというふうに思っております。

さて、もう一つお聞きしたいのが空き家等の

対策計画における対策強化について、現在の空き家除却支援補助金の限度額が50万円というふうなことで、解体補助制度があるわけですが、なかなか利用しづらいとか、使われにくいというふうにも聞いております。さらには、先進自治体などで固定資産税などの税制面の課税の適正化など、特例の条例の制定を検討しているんだというふうなところも実際あります。そうした地方税法の、住宅の用に供していない固定資産税の課税の課題など、こうしたところをぜひ検討すべきだと思うのですが、どのようにお考えかお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市の老朽危険空き家解体事業補助金についてですが、実績としては平成28年度が1件、29年度がゼロ件、30年度は3件、今年度は現在まで9件と多くなっているんですね。ということで、これまで合わせて13件に活用していただいております。

限度額について最大50万円ということですが、確かに解体費用は高額ですから、そういう意味では果たしてこの額が適切かどうかというふうになるかと思いますが、基本は所有者の方が適切に管理していただくということだというふうに思っております。ただ、行政としてはその空き家の状態とか、所有者の有無、あるいは所有者の資産状況、さらには公益性というんですかね、それから公平性などの観点から、果たしてこの補助制度で十分なのかどうかなどについては、他の自治体の例などもいろいろありますから、そこは検討させていただきたいというふうに思っております。

また、固定資産税の税制面の特例措置については、住宅用地に限り適用される現行制度が非常に特別なものであって、空き家を解体したのもでも特例措置を継続していくということは、他の更地所有者との公平性を欠くことになるというふうにも考えられます。また、減免につい

ても地方税法第367条において天災、生活保護、その他特別な事情がある場合に認められるということでもありますので、独自条例による特別措置の適用というのはなかなか公平性、法的規制から難しいというふうに考えておりますけれども、いろいろ研究をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 税制面のところは厳しいにしても、ぜひ補助制度の充実に向けて御検討をお願いしたいと思います。

もう一つお聞きしたいのが、ひとり暮らしの高齢者が非常に多くなっている、また子供さんも1人で留守番とかというふうなこととか、ひとり親家庭も多くなっている、そうした中で地域食堂というものが全国でふえています。空き家とか空き店舗を活用したところに対して、家賃補助をすとか、あるいは新規就農者にぜひ住んでいただきたいということで、便利のいい町なかに住んでもらって、農業についていただくというふうなことで、新規就農者空き家家賃補助、こういったものも先進自治体では行われているようですけれども、こうした事例を参考にしながら対策も行っていくべきだと思うのですが、御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員から地域食堂、それから新規就農者の家賃補助などの例がありました。今後、空き家並びに空き店舗の活用を促進していくためには住まい、それから店舗以外の多様な用途にも対応した制度設計というのが必要になってくるというふうに思いますので、我々としても他の先進事例なども十分参考にさせていただきながら、検討していきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時10分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 時間がありませんので、次の課題に入らせていただきます。

(3)の寒河江公園アクセス道「北ルート」の整備についてでございます。

寒河江公園整備計画の事業促進のため、北ルートの早期整備について市民の皆さんからさまざまなお声が上げられています。計画でも、都市空間の北と南が結ばれて循環するメリット、特に石持町や山岸町などから周辺町会の避難所になっている寒河江公園の防災・減災上のアクセス、それと陵東学区などからの避難ルート、それと周遊観光ルート、つまり南の最上川ふるさと総合公園のほうからチェリーランド、慈恩寺を結ぶその周遊観光ルートの経済効果が非常に大きいと言われておりますから、この北ルートについても重点事業として盛り込むべきだと思いますが、御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江公園の北側からのアクセス道路の整備については、先ほど渡邊議員からもありましたが公園を循環する道路になっていくわけでありますので、整備されれば国道112号からの観光客の誘客、さらには防災ヘリのランデブーポイントになっている陸上競技場への緊急車両の迅速な通行にも大変有効であるという防災上のメリットがあるというふうに考えているところであります。

ただ、整備をしていくということになりますと、寒河江公園アクセス線、平成26年から整備をして完成した道路に関しましても、整備に経費が3億円程度かかっているということもありますので、北側のアクセス道路についても多額の事業費が必要になってくるということで、有効な補助事業などについてさまざまな角度から

調査を行っているところであります。

一方で、「さくらの丘で花見をしようと思っても、駐車場がなくてゆっくりと花見をすることができない」などといった声があります。また、さくらの丘周辺の駐車場整備に対する要望などが地域座談会や議会の一般質問などでも出されておりますので、まずはこれらの解消に向けて、さくらの丘、郷土資料館向かいに整備予定の青空広場ゾーンの整備を先に実施していくというふうに考えているところであります。その中で駐車場も整備していくということで考えているところであります。

そういったことで、御質問の北側からのアクセス道路の整備については、補助事業が活用できるように、さまざま研究をさせていただいて、事業化を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。優先順位とか国の補助金の活用などがあると思いますので、ぜひこれも大きな課題として位置づけていただきたいということでございます。

次に、(4)の野球場・陸上競技場の早期改修整備についてでございます。これも何度か御質問させていただいております。

昭和55年に整備された市民体育館や最近整備された屋内多目的運動施設チェリーナさがえなどと比べて、昭和30年代以降、いわゆる屋外の施設整備というものが大変不十分だったということ、特に50年、60年前の施設が今のものでありまして、老朽化が激しく、その結果、県大会以上の公式大会が誘致、招聘できないという、言ってみれば発展途上の後進地域となってしまったということです。

理由としては、代替施設が新設・改修整備されてこなかったというふうなことがありまして、以前の一般質問でも申しあげましたけれども、市長からは「後期行動計画にしっかりと位置づ

けていかなければならない」という力強い御答弁もいただけてきたところであります。

各競技団体、陸上、野球、サッカーなど、あるいはスポーツ少年団、障がい者のアスリートなどからも悲願の早期改修整備が切望されているわけでありまして、それに加えて「健康さがえ21」の健康増進計画がつけられたわけですが、アンケートで特に多かったのは運動を年間一度もしていない市民が52%、その理由が運動できる施設整備というふうなものを求めているということも十分考慮していただいて、健康増進、生涯スポーツの中核として、屋外運動施設の整備を盛り込むべきだと思いますけれども、再度御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘の市の陸上競技場、それから野球場については、改修や整備が特に必要な状況であるということで、市民の皆さんからも要望を多くの方から受けている状況であります。

このことについては、平成30年6月の定例会において御答弁をしておりますが、繰り返しになりますけれども、寒河江公園再整備の基本計画の中で、陸上競技場については多目的広場として整備をしていく、それから野球場については更新を行い、利用の促進を図っていくこととした上で、陸上競技場については現在の場所ではできませんので、移転整備を含めて、そういうことを振興計画の行動計画の見直しの中で具体的内容をできるだけ示していくという考えで今進めようとしております。前回御答弁した内容と変わりはありません。

これらの施設については、現在市の全体の公共施設のあり方について調査、検討を進めておりますが、そういう施設整備の計画策定の状況を踏まえながら、両施設の具体的な整備方針を明らかにして、後期行動計画の中で示していきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ただいまも力強い御所見を伺いましたので、ぜひこれを進めていただきたいと思いますというふうに要望したいと思います。

続いて、(5)のいじめ・不登校・引きこもり・自殺・孤独死対策の強化について御質問させていただきます。

小中学校のいじめの認知件数が増加をしていると。あと、不登校の児童生徒さんも相当な数に至っているわけでありまして、今後、学校や家庭だけでなく、地域でできることを含めた対策強化をこの後期計画にもしっかりと盛り込むべきだというふうに思っています。

保護者や学校関係者が心配しているのは、今回の一斉休校で長期休暇明けの新学期に不登校、引きこもりなどがふえて、自分の居場所を見出せない子供が出てくることを非常に心配しているわけでありまして、本市の状況とその対応についてお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 学校におけるいじめ、不登校の問題につきましては、渡邊議員より平成29年6月にも御質問いただいておりますので、数字につきましてはそのときお答えしている平成28年度のものと比較して平成30年度の数をお答え申し上げます。

まず、いじめの認知件数でございますが、小学校においては28年度が150件、30年度が319件でありますので、169件の増でございます。中学校におきましては、28年度が311件で30年度が176件でありますので、135件の減少というふうになっております。

次に、不登校の児童生徒数でございますが、小学校では平成28年度が2名で30年度が5名、中学校では平成28年度が43名で30年度が54名というふうになっておりますので、小中学校ともに増加しているという状況でございます。特に中学校における出現率が平成30年度が4.81%とい

うことでありまして、全国、県を上回る数字で本市の喫緊の課題であると、このように認識しているところであります。

議員が御指摘のとおり、いじめ、不登校については学校だけではなくて家庭、地域、いろいろな関係機関が連携して対応していくことが重要なことだというふうに認識しているところでございます。

いじめにつきましては、平成26年度に寒河江市いじめ問題対策連絡協議会というのを設立しております。さまざまな団体ですね、青少年育成市民会議、社会教育関係者、心理・福祉の専門家、市PTA連合会、市校長会、寒河江警察署、関係機関等々と連携を図りながら、各組織におけるいじめ防止の機能を充実させるということと、これらのネットワークを活用しながら、市全体としていじめ防止に向けた取り組みを推進しております。

不登校につきましては、多様な要因とか背景が考えられますので、学校、家庭、地域が不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが子供たちの自尊感情を高めるためには重要なことだというふうに認識しておりますので、周囲の大人との信頼関係を構築していくことで、子供たちの社会的自立につながっていくのではないかとというふうに認識しております。

社会総がかりで児童生徒を育ていくために、先ほど申しあげましたけれども学校、家庭、地域の連携共同体制の構築というものは不可欠でございますので、いじめ、不登校の課題解決についても、これは個人情報もございますので、このような情報に配慮しつつも、適切に情報を開示しながら、地域社会と課題認識、価値観を共有化して、対策を強化していくということはこれまで以上に必要になってくるというふうに思っております。

御案内のとおり、来年4月から市内5つの小

中学校でコミュニティ・スクールを先行導入いたしますので、さらにその後も拡大していく方針でございますので、いじめ、不登校対策についても専門性や当事者意識を持って、一緒に考え、対策を講じてくださる人材の掘り起こし、あるいはそれらの人たちとの連携、協働については、このコミュニティ・スクールは効果を発揮するものではないかなというふうに考えておりますので、持続可能な体制の構築、拡大も含めまして、いじめ、不登校の問題への対策を強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。全くそのとおりでありまして、コミュニティ・スクールが新年度から始まりますけれども、ここに人、地域の力を集中しなければならないというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

次に、子供から大人までのひきこもりが日本で115万人、うち中高年は61万3,000人という推計値が最近内閣府の調査によって初めて明らかになりました。本市でも、前回2013年の調査では49人とのことですが、2018年、平成30年の直近の調査は、正式には公表できないというふうなことでありました。事務的にお聞きしたら、さらにふえ続けているというふうに伺っております。大きな社会問題となっているわけですが、地域と隔離されて、自殺、孤独死など最悪の事態に至っているところも報道されております。また、精神的に病んでしまって、重大な事件に発展することもあるとあって、その対策強化というものが重要になってきておりますけれども、そうした課題について盛り込むべきだと思うのですが、御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ひきこもりの市内の状況でありますけれども、先ほど御質問にもありましたが、

平成25年に県が民生委員児童委員協議会を通じて調査を行ったところでは、平成25年は49名という結果でありましたが、平成30年度に同じ調査を行っておりますが、58名ということで約2割ふえている、大変深刻な状況なのかなというふうに思っているところであります。

現在、市のほうでもひきこもりなどに関する相談支援の窓口としてハートフルセンター内に生活自立支援センターを設置しているわけでありまして、相談を受けている中で自殺などを考えている要素がうかがえるなどという場合には、「こころの健康相談」などへつなぐような支援もさせていただいております。また一方、生活困窮に関する相談などでは、ハローワークと連携をした就労支援、さらには単身高齢生活困窮者の場合は地域包括支援センターとの連携ということで、さまざまな関係機関との連携をさせていただいて支援を行っている状況であります。

また、自殺対策については、昨年3月に「いのち支える寒河江市自殺対策計画」というものを策定させていただきました。さまざまな悩みのある方に寄り添い、理解を示して、未然に防ぐという基本的な対策でありますけれども、それに取り組んでいるところであります。

その一環として、悩みのある方を相談窓口につなげる役割を担う人材を育成するゲートキーパー養成講座というものを実施しているところであります。今後も相談窓口の周知とあわせて、そういう人材の育成というものも強化していかなければならないというふうに考えております。

また、御指摘あった孤独死の対策については、地域の民生委員児童委員の方において見守りが必要なケースについて、よりきめ細かな訪問・相談対応をお願いしているところでありますし、そういった場合の支援などもさせていただいております。

さらに、これまでも福祉サービスなどを利用

してひとり暮らしの高齢者へ乳酸菌飲料を手渡すことで安否確認という「高齢者あんしん訪問サービス」、それから配食サービスなどの事業も進めているわけでありましてけれども、さまざまな事業展開の中でより充実した支援をしていく必要があるというふうに思っておりますので、来年度、寒河江市地域福祉計画の見直しの時期でもあります。令和3年度から5年間の地域福祉計画を策定するという時期でありますので、多様なさまざまな事業をさらに検討して、それも振興計画策定に反映させていくというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひ、命は地球よりも重いと言われておりまして、命の大切さをさらに後期計画の中でも位置づけていただきたいと思います。

市長からありましたけれども、生活困窮者自立支援事業、これについては市民の皆さん、無料相談ということになっておりますけれども、なかなか知られていない。市報では活字として見るかもしれませんが、そうした窓口があるということで、ぜひさらにPRをしていただきたいと思いますというふうに思います。

続いて、時間がありませんので、通告番号4番、生涯にわたり健康的な生活を営むための基本となる「食の安全安心」と「地産地消推進」について、「遺伝子組み換えや残留農薬等のない地元産の安全な食材で提供できる給食に向けて」、この課題については2015年の12月議会、2018年の9月議会においても御質問させていただいておりますけれども、三度目の質問というふうになります。

(1)の病院・福祉施設等の給食について御質問させていただきます。

遺伝子組み換えや残留農薬等のない安全な食材が実際使われているかどうかでございます。最近では関税撤廃による輸入自由化によって海

外からの輸入の作物がふえ、表示義務のないゲノム編集食品・作物が知らない間に口に入る危険性が高まっています。突然変異種の遺伝子組み換え食品、特に魚類ではサバとかマダイ、植物ではトマト、ジャガイモ、トウモロコシ、小麦など50種類以上あり、ゲノム編集食品は生命の設計図を改変して人工的につくられておりまして、専門家からも発がん性とか奇形児の出産などさまざまな面で危険性が指摘されているのでございます。

一方で、有機農産物の表示もなかなか明示されているものは少ないというふうな状況にあります。本市の市立病院や保育所などの福祉施設ではこの安全性の確認がなされているのかどうか、お伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、市立保育所の給食業務については、学校給食衛生管理基準に基づいて安全の確保がなされている状況でありまして、使用する食材については献立作成の段階から加工食品に関する食品成分表を取り寄せて、遺伝子組み換えやアレルギー成分の有無など、安全性を確認して発注している状況であります。また、肉類などは国産や山形県産、それから野菜は国産のものに限定して発注して、安全で安心な食材で給食を提供している状況にあります。

今後においても、食品の安全については十分確認、チェックをしながら、適切な対応をとるよう努めていきたいというふうに考えております。

また、市立病院の給食業務については業務委託を行っているところでありますが、委託先選定の際に受託業者から衛生管理対策として安全な食材の調達方法について提案をいただいております。現在の契約業者では、原産地から事業所まで到着する間、それぞれの工程で品質チェックを実施していただいておりますし、品質管理を所管する部署においては遺伝子組み換えや

アレルギー、原材料、添加物、栄養成分等のデータが蓄積されていて、新規の取引商品については自社の安全衛生基準に合致したもののみ食材登録がされているという状況であります。そして、これらの検査を受けた安心・安全な食材のみが市立病院の給食に提供されているという状況になっているところであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 安心しましたので、ぜひこれからもそうしたクオリティーチェックのほうをお願いしたいと思います。

(2)の小中学校給食について御質問させていただきます。

この間、市長からは小中学校の給食の半額無償化、第3子以降は全額無償化、負担軽減のための据え置きなど、保護者から称賛と感謝の言葉を私もたびたび伺っているわけでありまして。

一方で、有機農産物とか地元の食材ということで、以前にも御質問させていただいたわけですが、先進自治体の取り組みなどを参考にしながら、ぜひ食材比率をふやすべきだというふうに申しあげたところでありました。この件につきまして、本市のこの間の地元産の食材比率がどうなっているか、お伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 給食における地元産の農産物の利用状況につきましては、米飯につきましては全て寒河江産米を使用しております。通常ははえぬきでございますが、つや姫を年3回、雪若丸を年2回、提供しております。

米以外の野菜、果物、精肉などを合わせた地元産食材の利用状況につきましては、平成27年度が38.3%でありました。そのため、この年度を基準として、令和2年度まで農産物の利用割合を10%増加するという年次計画を策定いたしまして取り組みを進めてきたところであります。その結果、28年度が44.4%、29年度が50.3%と

順調に利用率を高めることができましたけれども、平成30年度は45.9%と低下しております。冬期間、地元で収穫できるものが限定されるということと、生産者の高齢化によって供給量が減少しているということが低下の大きな要因でありまして、市といたしましても安心・安全な給食の提供、あるいは郷土愛の醸成のためには、地元産の農産物の利用率を上げるということは大変重要なことであると認識しておりますので、冷凍や加工品などの研究、生産農家の拡大や供給体制についても検討を行っているところでございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 このところもぜひ、さらに質の向上もそうですけれども、地元産の使用がふえるように取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、(3)の食育の充実と地域の生産者との連携について質問させていただきますが、JAさがえ西村山など地域の生産者と連携しながら、食育を充実させ、新時代の主役であるさがえっちゃんを元気に育てていく、これは私は教育の原点にほかならないというふうに思います。子供たちが生産者につながり、ぜひ将来農業をやってみたいというふうな子がふえるように、魅力ある取り組みが必要だというふうに思います。農林水産省でもお伺いしてきたんですけれども、食育推進と国産農産物消費拡大事業でコーディネーターの育成、派遣などを支援しています。給食は、私は先ほど言った教育の原点を超えて、さらに民主主義、環境を守ることにつながるというふうに思っています。こうした学校給食の位置づけも含めて、安全な食材を使った食育の充実、生産者との連携について、どのようにお考えかお伺いします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 学校給食の指導につきましては、学校給食法におきましても地域の産物を利用して地域の食文化、産業、自然の恵みに対す

る理解を深めるということが定められております。このため、市におきましても3月を除く毎月19日を「さがえ食育の日」と定めて、その週間の給食は地元産食品を利用した献立、郷土料理の提供などによる食育推進と郷土愛を醸成するというような取り組みを行っているところであります。

学校給食は、今議員からございましたように、健康な体をつくるばかりではなくて心の発達を促す役割もあり、子供たちが健やかに育つためには大変重要なことであるというふうに考えております。地域で生産されたものを給食で提供することは、子供たちが地域の産業を理解することと、つくってくださる方への感謝の心を育むことにもつながるというふうに考えているところであります。

一例を申しあげますと、今年度から本市では「さがえっこライフデザインセミナー」を実施しているわけですが、南部小、醍醐小、三泉小において、地元の農家の方を講師に招いて講話をお聞きしております。また高松小学校では、県の補助事業でございますが「子どもベンチャーマインド育成事業」で、地元の生産者の支援を受けながら、米や野菜を栽培から販売まで子供たち自身で行うということで、生産・流通・販売についての学習、体験を通して、生産者との交流を図っているところでございます。

今後とも、児童生徒が生産者との交流などにより地元の農業について興味、関心を高めるよう取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

また、地産地消コーディネーターの活用ということでございますが、この取り組みにつきましては、地場産物利用の推進、安定的な供給体制づくりのため、課題のある地域にコーディネーターを派遣して課題解決を図ろうとする国の事業でございまして、選定される地域が年間全国で9地域のみということでございます。この

事業につきましては、有効活用できる場面、方法、人材確保の可能性など、市の農林課とも協議しながら、本市における必要性も含め今後研究してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、市としましても今後とも安心・安全でおいしい給食の提供、地元農産物を活用した地産地消の推進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひこの給食のところ、食育、あと地産地消については、私もライフワークだと思っています。ぜひ農家の皆さんと生徒さんたちがつながっていくように、進めていただきたいというふうに要望したいと思います。

結びとなりますけれども、新型肺炎の問題につきましては明後日の一般質問で國井議員が予定しておりますので、私は1点だけ申しあげたいと思います。

一斉休校の問題ですが、学校現場からは「卒業式を間近に控え、教育現場のことをもう少しわかってもらいたかった」、あと「学童クラブのほうに感染リスクは高いのではないか」など、いろんな声をお聞きします。ひとり親家庭や共働き家庭など、お子さんを急に預ける場所がないというふうに困っている方もいらっしゃるわけで、先日お聞きしたところ、新たに4人のお子さんを学童クラブのほうに臨時入所を調整していただいたということで、非常にありがたいことだなというふうに思っています。受け入れの限度、学童クラブ支援員の不足などの問題もありまして、今後どうなるかわかりませんが、引き続き温かい対応をとっていただければと思います。

最後に、毎年4月中旬に実施されている全国学力・学習調査の中止を求める県教職員労働組合の申し入れも行われていると伺っております。どうかこうした課題についても検討されるよう、私からもお願いをしたいと思います。

「平和は微笑みから始まる」、これはマザー・テレサの言葉でありますけれども、ぜひこうした厳しい状況の中で、微笑みを交わしながら、この春の一番いい季節を乗り越えていきたいなと思います。私も立場は違いますが、健康長寿で生き生きと笑顔で安心して暮らせるまちづくり、人づくりのため、市民の皆さんとともに、微力ではありますが全力で頑張っている所存でございます。その決意の一端を申しあげて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号5番、6番について、2番太田陽子議員。

○太田陽子議員 日本共産党の太田陽子でございます。

このたび、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げます。

私たちの暮らしにも、本当に新型コロナウイルスの感染拡大は大きな影響を及ぼしていると思います。学校の一斉休校など子供の暮らしのみならず、地域経済にまで悪影響を及ぼしているように思います。消費税増税の影響に加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響による自粛ムードにより、事業者の廃業や倒産などが多くなるのではないかと懸念しております。一刻も早い手だてをしてほしいと思います。

では、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下の質問をいたします。

通告番号5番、学校におけるLGBT教育についてであります。

なぜ今この時期にこの質問かという思いもあると思いますが、先ほど渡邊議員からもあったように新学期に向けて子供のいじめや不登校などの問題が増加するのではないかと、こういうマ

イノリティーの問題について寒河江市としてどのような考えをお持ちかということで、質問させていただきます。

LGBTは、レズビアン、女性の同性愛者、ゲイ、男性の同性愛者、バイセクシャル、両方の性を好きになる、トランスジェンダー、性同一性障害を含む、体の性と心の性が一致せず、性別違和感を持つ人の頭文字をとった言葉です。厳密に言えばLGBTだけでは表現し切れないほど性のあり方は多様ですが、総称としてLGBTと表現させていただきます。

国際的には、好きになる性、つまり性的指向、英語で言うとSexual Orientation、性自認のGender Identityの頭文字をとってSOGIと表し、LGBTだけでなく、異性愛者や心と体の性が一致している人も含めた全ての人の性指向、性自認に対する性別禁止を求める運動が大きく広がっています。

国連の動きを見ますと、2008年の国連総会で「人権と性的指向と性自認に関する声明」が出されました。この声明は、「全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利において平等である」と宣言する世界人権宣言が掲げる人権の普遍性を再確認した上で、次のことを訴えています。「私たちは、世界中の全ての国で性的指向や性自認を理由に暴力、嫌がらせ、差別、排斥、非難、偏見が人々に向けられていること、そしてこれらの行為が暴力の対象とされた人々の誠実さや尊厳を傷つけていることを憂慮する」。この声明は、日本を含め66カ国が賛同しました。

2011年には、国連人権理事会において性的指向、性自認に関する国連初の人権決議がなされ、2014年には決議に基づく報告の更新を今後も行うことを求める決議が、いずれも日本を含め賛成多数で採択されています。

LGBTなど性的指向、性自認におけるマイ

ノリティーの方々がどのぐらいいるのかというと、日本では人口の5%程度、約600万人だと言われております。例えば日本人に多い名字の上位4つ、佐藤さん、鈴木さん、高橋さん、田中さんの合計がおよそ日本の人口の5%に当たります。決して少なくない人数であるにもかかわらず、LGBTの当事者の方々は見えない存在として生きることを強制されています。誰にも打ち明けることができず、人知れず悩み苦しんで孤立してしまっただけの結果、自分の心を押し殺し、メンタルヘルスを悪化させてしまう方が多いと言われております。

2015年、一橋大学の学生でゲイの男性が思いを寄せる友人男性に告白し、ゲイであることもカミングアウトしたところ、打ち明けられた友人男性が告白した男性がゲイであることを同級生にばらしてしまいました。本人が望んでいないのに自分のセクシュアリティを知られてしまう、いわゆるアウティングです。ゲイの男性は、精神的ショックから追い詰められ、大学の校舎から飛びおりて亡くなるという痛ましい事件がありました。

LGBT当事者への支援として、教育現場での理解を促進し、配慮を行っていくことは欠かせません。「いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン」が行ったLGBTの学校生活調査では、自分がLGBTかもしれないと気がついた学年については、ゲイ、レズビアン、体が女性で性別違和がある人の場合は、中学1年から中学2年が最多で、小学校6年から高校1年の期間に自覚したとの回答が半数を占めたそうです。一方、体が男性で性別違和がある人の場合は、25%は小学校入学前に自覚があり、約半数が小学校卒業までに自覚したと回答しています。いわゆる思春期に性別指向、性自認の自覚がなされていること、性別違和に対する支援は小学校のときから必要であることが推測されます。

小学校から高校の間に「自分がLGBTであることを誰にも言えなかった」と回答したのは全体の約4割、言えなかった理由は、「理解されるか不安だった」「話したらいじめや差別を受けそうだった」が上位となっています。家族にすら打ち明けることができない子供にとって、学校で先生や友達などに1人でも自分の胸のうちを話せる人がいるのかいないのかでは、その後の人生をも左右する分かれ道となることは間違いありません。

寒河江市は、市内小中学校におけるLGBTの子供たちの実態をどのように認識しているでしょうか。お伺いいたします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 文部科学省の調査がございまして、平成26年6月に学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査というものでございます。性同一性障害を有する児童生徒及びその疑いのある児童生徒の存在について全国調査をしたものでございますが、全国で606件の報告件数があったということを文科省は公表しております。この調査の折には、本市では該当なしというふうに報告しているところでございます。

ただ、この調査でございまして、児童生徒が望まない場合は回答を求めないということにしておりますし、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、必ずしも学校における性同一性障害を有する児童生徒及びその疑いのある児童生徒の実数を反映するものではないというふうにも認識しているところでございます。

議員がおっしゃるように、性同一性障害を初めとする性的マイノリティーの方は、先ほど数がありましたけれども一定数存在するというふうに推定されるということでございますので、学校においても一定程度の児童生徒が在籍しているということは想定できるのかなというふうに思っているところであります。

しかし、性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等については、先ほど議員からの発言にもございましたけれども、他の児童生徒だけでなく教職員に対しても秘匿しておきたい、隠しておきたいという場合があることから、みずから明らかにする準備が整っていない児童生徒に対して一方的に調査を行う、あるいは確認を行うというふうになりますと、子供たちの尊厳が侵害されてしまうという印象も持つおそれがございますので、このようなことを踏まえて教育上の観点からは申し出がない状況で具体的な調査は行う必要がないというふうにもされているところであります。

各学校においては、教職員が正しい知識の習得に努めて、日ごろから子供たちが相談しやすい環境を整えることの大切さを認識しながら対応してきております。であります。平成26年度の国の調査以降、現在も性同一性障害等に係る児童生徒の存在は確認しておりませんし、各学校から性同一性障害等に係る子供たちや保護者からの相談、あるいは配慮についての報告も受けていないというのが現状でございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 本当にとっても、心の問題もあるので、実数とかについては特に確認できなくて当然だと思っております。ただ、寒河江市としてどのような対応、いじめの問題とか不登校の問題、先ほど渡邊議員のほうから質問があり、数についても御報告がありました。その中でLGBTに関してのいじめ、暴力などはないのかどうかなど、やっぱり今後もきちんとした確認をしていく必要があるのではないかと思います。

LGBTの学校生活調査では、いじめや暴力について7割が身体的暴力、言葉による暴力、性的な暴力、無視、仲間外れ、いずれかを経験しているというふうな当事者からの報告もあるようです。そのうち3割が自殺を考えたという

深刻な状況になっています。いじめや暴力を受けた時期は、小学校低学年から次第に増加し、中学校2年生のときにピークを迎えているという結果が示されています。

LGBT法連合会がまとめた困難リストでは、「女っぽいところが気持ち悪い」と学級会の議題になったとか、「担任の先生からも「こいつも男らしくしようと頑張っているんだ」と言われてしまい、ひどく自尊心が傷ついた」、「外見やしぐさから性的マイノリティーであると推測され、学校で奇異な目にさらされ、不登校になった」などの事例が挙げられています。LGBTの子供たちはいじめや不登校のリスクが大きくなるということは今や明らかなようです。

みんなが平等で、一人一人が個性を發揮しようという教育の中で、子供たちに伝えることが求められています。学校には病気や障がいを抱える子、家庭や経済状況に困難を抱えている子などいろいろな子供たちがいます。教育の中に性の多様性への認識を入れていくことは、LGBTだけの問題ではなく、全ての子供の多様性を保障することにつながると考えます。今後の教育現場での取り組みについて、お考えを伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

軽部教育長。

○軽部 賢教育長 先ほど太田議員より、LGBTだけではなくて全ての子供の多様性を保障するための取り組みについてという御質問でございました。

まず、国からは性同一性障害等の児童生徒への対応について、平成27年4月に文部科学省より「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ

細かな対応の実施等について」という通知が发出されております。さらに1年後には、性同一性障害、これに性的指向、性自認に関する児童生徒という文言も加わっておりますけれども、この児童生徒に対するきめ細かな対応と題する教職員向けの指導資料も出されております。この指導資料の中では、性同一性障害に係る取り組みのこれまでの経緯、それから現状、相談体制の充実、これらに加えて、子供たちの学校生活における服装、髪型、あるいは更衣室、トイレ、あるいは呼称ですね、名前の呼び方の工夫、授業、水泳の時間、運動部活動、修学旅行等での支援の場面などについて、具体的な事例を取り上げて提示されているところであります。これらの通知、指導資料を各学校に周知をしまして、適切な対応についてお願いをしているというところでございます。

議員がおっしゃるように、全ての子供の多様性を保障するという事は学校教育の中ではとても大切な視点であるというふうに認識しております。そこで、教職員に対しましては、性同一性障害に係る児童生徒だけではなくて、性的マイノリティーとされる児童生徒全般に共通する配慮として、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることは当然のことではありますが、教職員が共通理解し、学校全体で支援を行ったり、児童生徒や保護者が悩みや心配を相談しやすい環境を整備したりする体制づくりを今まで以上に進めていくよう指導してまいりたいというふうに考えています。

また、先ほど議員よりLGBTの子供たちはいじめのリスクが高いのではないかと、このような御指摘がございましたが、本市のいじめ防止基本方針の基本理念の一つとして、「発達障害、性同一性障害、性的指向、性自認に係るいじめを防ぐため、教職員の正しい理解を促進し、学校として必要な対応を周知する」と、こういうふうに明記してございますので、全て

の教職員が性同一性障害等に基づく差別、いじめを許さない姿勢を明確にするとともに、適切な知識に基づいていじめを早期発見し、相談に応じることができるよう、研修会を実施したり、窓口を設置したりすることなどもあわせて推進してまいりたいというふうに考えております。

また、子供たちに対しましては、人権教育、「特別の教科 道徳」、命の学習などを通して、性的指向、性自認に関して正しく理解する機会を設定したりすることで、児童生徒が互いの個性を認め合って、命や人権を尊重する意識を向上させていきたいというふうに考えております。

市としましても、子供たちの環境や障がいなどの多様性に配慮し、一人一人の子供たちの願い、あるいは能力を最大限に伸ばす支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 配慮した教育をしていくということで、大変ありがたいなと思います。マイノリティーというか、少数の子供たちは本当にいろいろな問題を抱えていると思います。子供には何の罪もありません。健やかな成長ができるように、教育の現場でも頑張っていただきたいと思います。

私が資料としてもらったのは、ハートフルセンターに置いてあった資料でございます。この中には、教育の場面でどういう、これはLGBT法連合会という先ほど申しあげたところでつくっているものなんですけれども、これは大変LGBTのこととか何を配慮すべきかということが全て書いてあり、大変参考になりました。ぜひ学校とか、ハートフルセンターではないところにもあると思いますが、議員の皆さんもぜひこういうのをごらんになっていただき、私たち市民一人一人もこういう問題を避けて通れないんだということを自覚することが大事ななど。ハートフルセンターにございました。

あと、愛知県の豊明市というところで作成している冊子をダウンロードしたんですけども、これも大変わかりやすく、子供でもちょっとゆっくり読めばわかるような漫画なんかも取り入れてあり、どういうふうな配慮、どういうふうにみんなで生きていくかというのが書いてあります。こういうのなんかも、寒河江市として子供向けにつくるとか、そういう取り組みもしていただければと思います。できれば、学校の図書室や図書館にもLGBT理解のための書籍とかがあるようですので、こういうのも配備していただければと思います。この質問は終わります。

通告番号6番、教員の変形労働時間制の導入についてということで質問いたします。

公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を導入する公立学校教員給与特別措置改定案が12月4日、参議院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立しました。

今、教員の長時間労働、多忙化を解決することは極めて重要かつ緊急性の高い課題となっています。教員を希望する学生が少なく、過去最低の採用倍率になっている状況とも聞いております。学校もブラック企業になっているのではないのでしょうか。

寒河江市内の小中学校で働く先生方の働き方はどうでしょうか。今年度の残業時間はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員の御質問につきましては、本市の小中学校教職員の勤務実態把握については、文科省で定めた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」というものに基づいて、今年度の7月から時間外勤務時間の状況の把握を行ってきておりますので、その調査に基づいて実態についてお答えをいたしたいと思っております。

小学校教諭等の時間外勤務は、文部科学省のガイドラインで定めている月45時間を上回る時間外勤務を行っている教員の割合は、7月、9月、10月、11月で約4割で時間外が生じております。45時間を上回っております。8月の時間外勤務は1%で、ほとんどないという状況であります。12月が約3割という状況でございました。

中学校教諭等の月45時間を上回る時間外勤務の実態でございますが、7月と10月が約8割、9月、11月、12月が約7割、8月が約3割という状況でございました。

最も時間外勤務が多かった10月ですが、各学校においては学習発表会や学芸会、文化祭等の大きな学校行事があるということに加えて、授業研究会や公開研究発表会などもありますので、これらの発表会を通して子供たちの学力向上にも力を入れているという時期でございますので、このような結果になったというふうに考えております。

8月と12月につきましては、夏休み、あるいは年末年始休みということもあり、時間外勤務が少ない状況にあったということでございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 昨年3月議会で遠藤議員が質問したところ、教育長のお答えは、10月だったんですけれども、とりあえず11月7日から13日の1週間の労働時間で平均8時間30分、小学校教諭です。中学校は70名で、1週間の平均で15時間40分、1日平均2時間14分とのことでしたが、今お話をいただいたのでは10月に45時間を超えている教員が80%いるという認識でよろしいんですか。小学校は10月の一番忙しいときで40%。以前に、平成19年、鴨田議員の一般質問に対してのお答えは「持ち帰りもある」ということだったんですけれども、この時間には持ち帰りなどは入っているのでしょうか。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 前回私が遠藤議員のときに申しあげた数字は、県の教育委員会の勤務実態調査ということで、11月7日から13日でしたか、その間に調査をしているので、それは持ち帰りも含めて調査しているわけですが、今申しあげたのは国のガイドラインということで、月45時間をマックスに下さいというふうなガイドラインに基づいて、それを上回っている教員の割合ということで調査がありましたので、その数字でお答えしたところでございます。ですから、時間の調査というのは行っていませんので、45時間を上回っている教員の割合はどのぐらいなのかという調査がございましたので、その数字を申しあげたところでございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 月45時間、年間360時間以上働いている人が10月ではもう80%に達しているということでございますね。

変形労働時間制というのは、4月、6月、10月、11月の勤務時間を週3時間ほどふやし、その分を夏休みに5日程度の休みに振りかえるといた運用をイメージしているようです。今は約8時間労働ですが、繁忙期には10時間までふやせるということですが、4月の疲れを8月にとることはできません。教員の過労死は5月、6月に多いと言われております。その時期に労働時間をふやすというのは、教員の健康が懸念されます。変形労働時間制では、問題は何かひとつ解決しないと思いますが、教育委員会は変形労働時間制の教育現場への導入についてどのようにお考えですか。お伺いたします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 先ほど議員からございましたけれども、昨年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、給特法でございまして、改正されております。この給特法改正の中身といたしましては、大きくは2つでありまして、1つは太田議員より今

御質問がありました1年単位の変形労働時間制を地方公共団体の条例によって実施することができるというふうなことが1つであります。もう一つは、先ほどもお話ししましたけれども、平成31年1月に文部科学省が策定した時間外勤務1カ月を45時間以内、それから年間360時間以内と、こういうふうに定めたガイドラインがあるわけですが、それを法的根拠になる指針に格上げをしたということが、給特法の改正の中身の大きな2つはこのことでございます。

給特法改正の背景には、申しあげるまでもないことではございますが、教師の業務が長時間化して、特に近年の実態は極めて深刻であるということ。持続可能な学校教育の中で、教育成果を維持して向上させるためには、教師の働き方改革を推進して、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすると、そのことが急務であるということでございます。

議員から御質問のあった変形労働時間制でございますが、この制度が盛り込まれた要因といたしましては、1つは先ほど、本市の実態もそうでありますけれども、小中学校の教職員の勤務実態が示すように、夏休み等、児童生徒の長期休業中の教師の業務時間が、ほかの時期よりも夏休み中が非常に短くなっているというふうなことがまず1つでございます。

もう一つは、御案内のように平成14年度に学校週5日制が完全実施されたわけですが、その前までは第2・第4土曜日が休日だった時代があります。そのときに、第1・第3土曜日の勤務日をまとめて、これは年間14回から20回分、半日なので日数にすると7日から10日分だと思えますけれども、この7日から10日分を夏休みに休日として取得すると。いわゆるまとめどりということが行われていた時代がございますので、国はそのことも参考にして、この変形労働時間制というふうなことを法的に措置したということでございます。

この変形労働時間制の適用につきましては、給特法改正の大きな趣旨でもありますけれども、議員御指摘のように学期中の業務削減がまずは大前提だというふうなことであります。その上で、各地方公共団体の判断によってこの制度の適用が可能となってくるというものでございます。

本市の各学校では、県教育委員会から出されております「学校における働き方改革の取組み手引」というものがございまして、また県の教育委員会のほうでは月に1回程度、働き方改革通信なども発行しておりますけれども、それらを参考にしながら、教職員で知恵を出して、あるいは議論を通して、実現可能なものから時間外勤務の削減に向けて取り組んでいるところでございます。

市といたしましても、この働き方改革が実効性のあるものとなるように、校務支援ソフトの導入も図っておりますし、部活動ガイドラインも策定をいたしました。また、部活動指導員など外部人材の配置もしておりますし、夏季休業中の学校閉庁日の設定などもしておりますので、これらの支援によって学校における働き方改革が実効性のあるものになるよう、市としても支援をしているところでございます。

学校における働き方改革は、給特法などの法令の改正ということ、それから行政による実効性のある支援と学校における業務改善が両輪になって、そして総合的に機能してこそ成果を上げるものだというふうに考えております。市としましても、まずは学校の取組みを充実させるとともに、この制度につきましては令和3年度から施行されると、こういうことになっておりますので、今後の国あるいは県の動向を注視して、そして各学校の実態を踏まえながら、校長会とも議論、研究し、この制度の適用について判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 寒河江市としては、県の動向、国の動向を見て導入を考えていくということでございます。ですが、先ほどの数値を見る限りでは、上限、ガイドラインは達成されていない、ハードルは越えていないということだと思いません。中学校で変形労働時間制ができる先生は2割、小学校では6割と認識しました。とりあえずこの変形労働時間制については、県議会が条例を可決後、上限、ガイドラインをきちんと守っていること、教職員団体との交渉を踏まえて導入される、この3つのハードル、もう一つは勤務時間管理が不正確、勤務時間をきちんと管理していなければ導入できないというハードルがあると聞いております。問題を解決するどころか、平日の長時間労働を固定化し、本当に時間外労働の助長につながると考えます。残業時間が過労死ラインを超えている教職員もおられるのではないのでしょうか。尾花沢では、もう既に3%の職員が過労死ラインを超えているというデータもあります。それを考えても、寒河江市でも80時間を超えている教職員がいるのではないかと推測されます。

教員の夏休みをとるためといいますが、現状でも1週間きちんと閉庁して、夏休みがとれているという現状もあります。岐阜県のある市では、2週間とっているという事例もありました。夏休みをとるだけの変形労働時間制の導入など考える必要はないのではないのでしょうか。

異常な長時間労働の解消は、やっぱり教職員の増員、学校の業務削減が大切な要素だと思います。ぜひこの点をきちんと踏まえ、変形労働時間制を導入せず、教員の増員などを国に対して要望していくことが今必要なことではないのでしょうか。県や他自治体と協力して要望していくことを希望しまして、質問を終わります。

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後1時22分

令和2年3月6日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
児 玉 憲 司	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 田 隆 行	企画創成課長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市民生活課長	土 田 理 一	建設管理課長
斎 藤 利 浩	上下水道課長	門 口 隆 太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
武 田 伸 一	商工推進課長	猪 倉 秀 行	さくらんぼ観光 課 長
後 藤 芳 和	慈恩寺振興課長	片 桐 勝 元	健康福祉課長
鈴 木 隆	高齢者支援課長	小 林 博 之	子育て推進課長
眞 木 立 子	会 計 管 理 者 （兼）会計課長	原 田 真 司	病院事務長
大 沼 利 子	学校教育課長	柏 倉 信 一	生涯学習課長
小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 長		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東海林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第3号 第1回定例会
 令和2年3月6日(金) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

てまいります。

再開 午前9時30分

一般質問

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進め

○柏倉信一議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和2年3月6日(金)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
7	新型コロナウイルス感染症への対策について	(1) 新型コロナウイルスの危険度について (2) これまでの対応について (3) 感染者を拡大させないための対策について (4) 感染拡大を想定した対策について (5) 新たなウイルス感染症も含めた今後の対策について	13番 國井輝明	市長
8	連携中枢都市圏構想について	(1) 関係する市町の考え方について (2) 本市が受ける恩恵について (3) 事業費について (4) 連携する事業に対する考え方につ		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		いて		
9	市民と自治体とのすばらしいマッチングにより成果を上げている、ふるさと納税を活用した生活道路整備について	寒河江市公共事業整備優先順位基準により順番待ちをしている要望について (1) 今年度も寒河江市公共事業整備優先順位審査会は行われたと思うが、部門別に分け何件くらい実施されたのか。 (2) 今までの経年加点による件数も多くあったのか。 (3) 要望は毎年増え続けると思うが、今年度の整備実績やこの3月までの未整備箇所なども含め、実施に向けてどれくらい期間が必要か。 (4) 長年の課題である生活道路整備について、ふるさと納税の寄附金を活用し、緊急な整備を進めてはどうか。	15番 木村 寿太郎	市長
10	寒河江市立病院の現況について	(1) 厚生労働省から昨年9月に診療実績などから再編・統合の議論が必要だとして全国424の公立・公的病院の名称を公表したが、その中に寒河江市立病院も含まれたことについて (2) 寒河江市立病院も含めた寒河江西村山地域における今後の医療体制について		市長 病院事業管理者
11	農業における後継者育成について	(1) 新規就農者への支援策について (2) 今後の育成方針について	14番 荒木 春吉	市長
12	教育問題について	(1) 山形県学力等調査の結果について (2) 今後の向上策について		教育長

国井輝明議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号7番、8番について、13番国井輝明議員。

○国井輝明議員 おはようございます。

まずもって、このたびの質問となります新型コロナウイルスに感染された皆様にお見舞い申しあげますとともに、お亡くなりになった方々へ心よりお悔やみ申しあげます。

質問に入ります。

私は、寒政・公明クラブの一員として、また

このたびの質問に関心を持つ市民を代表して質問させていただきます。

最初に、通告番号7番、新型コロナウイルス感染症への対策について質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染者は中国以外にも広がり、3月6日現在では日本国外での感染者数は9万2,100人、うち死者は3,186人、国内の感染者は331人、うち死者数6人、そのほか横浜港に到着したクルーズ船では感染者数706人、うち死者数は6人となっております。COVID-19と呼ばれる疾患を引き起こす新型コロナウイルスが、今深刻な脅威であることは間違いありません。そんな新型コロナウイルスは、いまだに感染が拡大している状況にあり、予断を許さない状況です。

このたびの新型コロナウイルス感染症は、今後3つのパターンが考えられるといます。1つは、感染が拡大し世界的な範囲に及ぶこと。1つは、症例の大部分が中国国内にとどまり、自然に終息すること。1つは、消滅せずに、現在のインフルエンザのように季節的な流行を繰り返す別の疾患になるという3つです。これ以上世界的な範囲に拡大しないことはもちろんのこと、一刻も早い終息を願うばかりです。

寒河江市民の安全・安心のために、確かな情報、対処の仕方、今後の対応について議論させていただき、議会としても市民に対ししっかりと情報をお伝えしたいと考えております。

まずは、新型コロナウイルスに対し、危険度をどのように把握されているのかをお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

國井議員から、新型コロナウイルス感染症についての御質問をいただいておりますが、この感染症を取り巻く状況というのは、日々刻々と変化して、拡大をしている状況にあらうかとい

うふうに思います。行政報告でも申しあげましたが、1月15日に国内初の感染者が発生しているわけであります。それから、2月16日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において流行段階フェーズ3の国内発生早期であるという認識が示されておりました。

また、WHO（世界保健機関）が2月28日には世界的な新型コロナウイルスのリスク評価について、これまでの「高い」から最高段階の「非常に高い」に引き上げているところであります。

また、3月3日に行ったWHOの記者会見では、中国でのデータを踏まえた新型コロナウイルス感染者の致死率について、3.4%と公表しているようであります。季節性インフルエンザの感染者の致死率というのは0.1%未満でありますから、比較しますと相当に高いということが言えるかと思えます。

また、国立感染症研究所の資料によりますと、2002年から2003年にはやりましたSARS、重症急性呼吸器症候群、この致死率は9.6%、それから2012年ごろにはやりましたMARS、中東呼吸器症候群、これは34%の致死率ということでありますから、それに比べればということになります。季節性インフルエンザに比べますと非常に高い状況になっております。

もちろん県内では感染者は発生しておりませんが、隣県の宮城県、新潟県で患者が確認されたということでありますから、寒河江市といたしましても強い危機感を持って、市民の安全・安心を守るための万全の体制をつくっていきたいというふうを考えております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 インフルエンザよりも致死率が高いということで、現段階では特效薬がない状況であり、世界でも危険だと認識されているということで、これからも危機感を持って対応していただきたいと、こう思っているところであ

ります。

そこで、寒河江市といたしまして新型コロナウイルスについての説明、市民の皆様へ感染しないためのお願い、せきや発熱等の症状があらわれた場合の対応等、情報を市のホームページで注意喚起されておりますが、これまでの対応についてお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新型コロナウイルス感染症の対応については、政府において2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針というのを定めて、まさに今が今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期であるとして、国民の皆さんに協力を呼びかけているわけでありまして。市といたしましても、感染の拡大を未然に防ぐ、今が大変重要な時期として、その対応を進めているところであります。

これまでの市の対応につきましては、さきの行政報告でも申しあげましたが、庁内の連絡会議を開催し、情報共有を図りながら、市民の皆さんへの注意喚起、感染予防対策の周知として、市のホームページ掲載、さらには啓発チラシを全戸に配布しているところであります。

それから、市の施設内にアルコール消毒剤を設置して、またポスターの掲示を行って、周知、啓発を行っているところであります。

さらに、地区公民館、ハートフルセンターでの各種の教室、会議などは中止または延期、書面会議などの対応として、また団体によるイベントなどは主催者の判断で中止などの対応をしていただいている状況でございます。

さらに、2月27日の政府の要請を受けて、翌2月28日には市の新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、市内の小中学校は3月2日から4日より春休み期間まで臨時休校、そして市内保育所は感染予防に十分留意した上で開所するというようにしております。また、放課後児童クラブについても、小学校の休校に合わせ

て午前より開所をして、児童の居場所の確保に配慮しているところであります。

また、現在実施しております市民税、県民税の申告相談については、4月16日まで1カ月間延長することにしております。3月17日からは会場を文化センターから市庁舎の税務課に移して、相談を受け付けるということにしているところであります。

また、隣県で感染症の発生が確認されたということも踏まえて、市の施設についても使用制限を実施しております。さらに、図書館では資料閲覧を短時間でとどめるよう利用者に要請をしておりますし、館内の一部施設の利用を当面中止する対応を実施しているところであります。

そして、市民の皆さんからの相談を受け付ける専用電話を3月5日から危機管理室に開設いたしました。

さらに、改めて感染拡大防止策に関するチラシを全戸回覧を行って、市民の不安解消に努めているところであります。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** 現在でき得る全ての対応をしているというような感じで私は伺いました。今、一日一日状況が変化する中で、これからも同様の対応をよろしくお願ひしたいというふうに思っているところであります。

現在、こういった状況下でやはり懸念されるのは経済への影響であります。昨年12月から猛威を振るう新型コロナウイルスが発見されてから2カ月がたっております。現在、寒河江市内の飲食業でも、予約のキャンセルが出るなどの影響も出ているようです。

そこでお尋ねですが、インバウンドを含む観光イベント等、本市の経済への影響はどの程度になるのか、お伺いをいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 観光イベントなどへの影響でありますけれども、観光関連としては現在雛まつ

りが3月1日から協賛会場を合わせて市内3カ所で実施されているところでもあります。会場ではアルコール消毒など感染予防体制を十分整えて今実施していただいているということでもあります。ただ、期間が1カ月以上の開催時期になりますので、今後の県内の患者発生などの状況、それから全国的な感染状況の広がりを注視しながら、適宜開催を判断していく予定になっているところでもあります。

それから、この時期の外国人観光客の来寒箇所としては、観光イチゴ園、それから寒河江温泉などがあるわけですが、観光イチゴ園における2月、3月の影響でありますけれども、台湾、香港、マレーシアからのツアーについて12件、447人のツアーが中止になっております。さらに、国内の団体・個人客を含めると800人を超えるキャンセルが発生している、これは3月5日現在866人という数字でありますけれども、そういう状況になっております。

一方、寒河江温泉の宿泊関係では、団体旅行やビジネス客を含む個人旅行者などから100件ほどのキャンセルがございまして、宿泊のほかにも宴会を控える動きが出ているというふうに聞いております。

また、飲食業においても、小中学校卒業生の保護者の謝恩会といった会合の予約キャンセル、それから法事の延期なども生じているというふうに聞いています。

もちろんツアー客や宿泊などのキャンセルの全てが新型コロナウイルスによるものかどうかというのは定かではありませんけれども、今後春休み、それから年度切りかえの歓送迎会などの時期にも当たりますので、このまま会合あるいは旅行の自粛などが続くようであれば、さらなる影響も懸念されているというふうに思っております。

それから、市内の小売業のほうには今のところ大きな影響が出ているという報告は受けてお

りません。

一方、製造業については、一部事業所で中国からの原材料の入荷が停止して、生産に支障を来したり、学校の休校やイベントの中止に伴う関連商品の生産性の縮小、従業員の休業といった影響が出ているという報告を受けております。

こうした状況を受けまして、県及び金融機関と連携をして、新型コロナウイルスの影響により業績が悪化した事業所を対象に、無利子で運転資金を融資する地域経済変動対策資金制度を緊急に実施するというようにしております。

今後も関係機関と連携を密にしながら、寒河江市の経済への影響を注視しながら、適宜適切な対策を講じるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 国井議員。

○国井輝明議員 ただいま答弁いただいた中で、3月5日までのデータ等々もいただきましたが、少なからずといいますか、結構大きな影響も出ているのかなというふうに私は認識しております。やはり一日も早い終息を願うばかりでありまして、これは長引けば長引くほど本市に与える影響も大きくなっていくんだなというふうに変な危機感を私たちが持ったところでもあります。

そうした中、現在、国では国民の命と健康を守るため水際対策を講じておりますが、感染経路がはっきりしない感染者もふえている状況下にあると伺います。

新型コロナウイルスに感染しないようにするために、一人一人ができる感染症対策として、手洗い、ふだんからの健康管理、適度な湿度を保つ、そしてほかの人にうつさないためにせきやくしゃみのエチケットなどの対策が重要と言われております。

政府では、全国の小中高の臨時休校を要請、また人が多く集まるイベント等への参加自粛などを呼びかけております。特効薬がない現状で、人々が十分な距離をとれないまま一定時間いる

ことが感染リスクを高めることを考えますと、当然の措置だろうと思います。

そこで御質問ですが、新型コロナウイルスが終息するまで、本市で開催する式典やイベント等に対する対応も含め、どのように対策されるのか、お伺いをさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この新型コロナウイルス感染拡大の防止策というのは、今のところ手洗い、せきエチケットなどの徹底、それから不要不急の外出を控える、さらには感染について不安がある場合は帰国者・接触者相談センターに相談をするなどであります。また、イベント開催の見直し、あるいは開催時の感染症対策の徹底などについて進めているわけでありませけれども、これは行政の呼びかけだけでなく、それに呼応する市民の皆さん、あるいは事業者の皆さんの御協力がなければ、何とでもこういう困難な状況に対応できるようにはなっていないというふうに思いますから、お一人お一人が感染症対策に理解を示していただいて、御協力いただくようお願いをしたいというふうに思っております。

それから、今後予定のイベントなどについても、感染拡大の観点から、感染の広がり、あるいは会場の状況などを踏まえて、開催の必要性などについて改めて御検討いただきたいというふうに考えているところであります。

今のところ、小中学校の卒業式、入学式などは、御案内かと思いますが、感染防止の措置を講じて必要最小限の人数で開催して対応するという報告を受けているところであります。市立保育所についても、修了式また入所式について、感染防止のため当該園児、保護者、保育士等の職員のみで開催するというふうに聞いているところであります。

市の対策といたしまして、仮に市内で万が一感染者が発生したなどという場合においては、

これまでの対応だけでなく、市施設の利用制限、注意喚起の対応などを一層強化するだけでなく、今申しあげた各行事、イベントなどについてさらに見直しをして、中止、延期について強く要請していくなどということで、徹底した対策が必要になってくるのではないかとこのように思っているところであります。

そういう意味では、これからの状況いかんということにもなりますが、市民の皆さんには大変御不便をおかけするような場合も多々出てくるかというふうに思いますけれども、感染の拡大を防ぐという点について御理解と御協力をお願いしたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 感染の拡大を防ぐ、そしてまたやはり人命第一ということで、危機感を持って対応されているなというふうに思っているところであります。

やはり今いろんな災害等々も含めて、想定外のこともいろいろあるところでありますけれども、感染拡大を想定した対策についてお尋ねしたいわけではありますが、せきや発熱等、疑わしい症状が出た場合は、村山保健所に電話連絡し、医療機関を調整してから、指定の医療機関での受診との流れのようですが、感染が拡大した場合に受け入れ可能な医療機関は十分なのでしょうか。新型コロナウイルスへの感染拡大を想定した対応をどのようにお考えなのか、お尋ねをさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 感染拡大を想定した対策のお尋ねでありますけれども、先ほど國井議員からもありましたが、県内の各保健所では帰国者・接触者相談センターというものを設置しております。風邪の症状や発熱、強いだるさ、息切れなどがある場合は、保健所に電話で相談をお願いするというようになっております。保健所では、症状などをお聞きし、受診が必要な場合は県指

定の医療機関と調整を行うということになっております。県内における帰国者・接触者外来というのは、現在13の医療機関というふうになっているところでもあります。

こういった件に関して、3月4日に県庁で開催された新型コロナウイルス感染症医療連絡会議におきまして、治療に要する入院病床の確保について協議がなされております。現在の指定病床は18床でございますが、これからのあらゆる場合を想定すると、患者数が上回った場合なども想定されるわけでありますので、その場合、150床程度に拡充させる方針を確認したというふうに聞いているところでもあります。そういった対応を備えながら、市といたしましても感染が拡大した場合においてはもちろん県や保健所などとも連携を密にしながら、その指導に従って対応していくというふうになるかと思っております。

今後市民の皆さんに対しては、市報あるいは市ホームページなどを通して、きめ細かく適切な情報提供に努めてまいりたいというふうに考えているところでありますし、そういった意味ではあらゆる手だてを我々としても講じながら、連携しながら万全を尽くしていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 これまで質問させていただきましたが、市としましてもしっかりと対応されているというふうに思っております。そんな中で、どのような状況になるかはいまだ不透明ではありますが、我々もまた危機意識を持ちながら活動をしていきたいというふうに思っているところであります。

そうした中で、新たなウイルス感染症も含めた対策についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

新型コロナウイルスへの対応のみならず、新たなウイルス対策について、本市独自の対応も

必要と考えます。1つ御提案としてですが、全ての市民に対しマスクを支給できる体制などがとれていればよいとは思いますが、まずは行政の機能を停止させないことを最優先に考え、最低限、市職員への配付、また情報提供や情報収集が途絶えないようにするためにも、町会長等へマスクを支給する対策をとるべきと考えます。こうしたことも含め、新たなウイルス感染症も含めた対策についてお伺いをいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 國井議員から今後を見据えた対策の御提案をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症以外の新たな感染症の発生というのは今後も想定されるというふうにも思っております。感染拡大を抑制して、市民生活あるいは経済に及ぼす影響を最小限に食いとめていくためには、それぞれの感染症に応じた適切な対策というものを、新たな対策というものも必要になってくるというふうにも思っているところであります。

國井議員からは、市の職員あるいは町会長さんへのマスクの支給についてはどうかということで御提案をいただきましたが、行政機能の維持、あるいは市民の皆さんにいろんな情報を提供していく上では大変有効な対策の一つというふうにも考えられます。また、あわせて妊産婦の方とか高齢者の方などにも配付をするということも必要になってくるのではないかとというふうに思いますから、そういう意味で今後の対策として、感染予防に必要なマスクでありますとかアルコール消毒剤などの物品の備蓄など、こういったことを経験として強化する対策というものを検討していかなければならないというふうにも考えているところであります。

そういった意味で、今こういう状況、混沌とした状況の中で、一番大事なことは市民の皆さんが少しでも不安を少なくすることが大事だというふうに我々思っておりますので、市

からの情報提供あるいは注意喚起などを適切に、また正確に正しい情報を発信していくことが肝要かというふうに思いますし、それがひいては感染拡大の抑止にもつながっていくのではないかとこのように思いますので、これからも国や県、関係機関と連携を密にしながら、情報収集、それから情報発信に努め、市民の皆さんの健康、安全の確保に万全を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** 危機意識を持って、しっかりと対応を考えてくださるということで、大変ありがたく思いますし、今回の新型コロナウイルス関連の質問は私はここでとどめますが、一日も早い終息を願っておりますし、これからもどうぞ市民のためにしっかりとした体制をとってほしい、そんなことを改めて申しあげて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

通告番号8番、連携中枢都市圏構想について質問させていただきます。

連携中枢都市圏構想につきましては、一定要件を満たす都市が連携中枢都市となり、周辺市町村と連携協約を締結することで連携中枢都市圏を形成し、圏域の活性化を図ろうとする構想であります。

地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、経済成長の牽引、高次都市機能の集積、強化、生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少、少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としております。

さらに、連携中枢都市には経済成長の牽引、高次都市機能の集積、強化の取り組みに対して、圏域人口に応じて普通交付税として措置され、また特別交付税として生活関連機能サービスの

向上の取り組みに1市当たり年間1億2,000万円程度を目安として、人口、面積を勘案して上限額が設定されております。

一方、連携市町村には1市町村当たり1,500万円を上限として特別交付税が措置されます。

寒河江市としましては、山形市との連携を強化し、市民サービスの向上を図るべく、私は12月議会で提案されましたこの関連議案に対して賛成させていただきました。

また、先日行われた議員懇談会でも説明がありましたが、どのようなメリットを得られるのか、また市民へしっかりと説明できるよう、以下質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問になりますが、全ての市と町の協力があって最大限の効果を出せると考えますが、連携中枢都市圏の要件についてお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、國井議員からもありますが、連携中枢都市圏構想というのは、人口減少、少子高齢化社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目指すものであります。

それで、連携中枢都市圏は連携中枢都市と連携協約を締結する近隣の市町村、連携市町村といますけれども、で構成されるということになっております。

連携中枢都市の要件としては、1つには政令指定都市または中核市であること、それから2つには昼夜間の人口比率がおおむね1以上であることが挙げられる、要するに昼間の人口が夜より多いということですね。昨年4月1日に山形市が中核市に移行したわけでありまして、こういう要件を満たすことになっております。昨年6月27日には山形市長が「連携中枢都市宣言」を行ったという経過であります。

一方、連携市町村については、総務省が定め

る連携中枢都市圏構想推進要綱というのがありますが、それにおいて宣言連携中枢都市は、これは山形市のことでありますが、山形市は原則として少なくとも経済的結びつきが強い、通勤通学割合が1割以上である全ての市町村と連携協約締結の協議を行うことが望ましいというふうに要綱ではなっております。

本市においては、平成27年の国勢調査において山形市への通勤通学の割合は約2割というふうになっていることから、この条件に当てはまる市町村だということになりますので、これまで山形市との連携協約締結に係る協議を重ねて、昨年12月の定例会で当該協約締結の御可決をいただき、本年1月9日に協約を締結したという経過になっているところであります。

○柏倉信一議長 国井議員。

○国井輝明議員 次に、連携協約の中身について触れさせていただきたいわけですが、市民の関心事でありますふるさと納税に関して質問させていただきます。

寒河江市は、昨年、山形県、そして東北1位となるふるさと納税額をいただいているところですが、寒河江市としましては何をメリットと考え、協約を締結したのかお伺いさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ふるさと納税における返礼品というのは地元の産品ということになっておりますけれども、総務省において基準を出しております、近隣の市町村と共同で、これらの市町村の区域内で生産されたものを共通返礼品として取り扱うことができるというふうになっているのであります。そういった意味で、簡単に言うと寒河江市と山形市が共通の返礼品としてそれぞれの特産物を一緒にできる、広域的な特産物として認定されるというふうになるかと思っておりますが、こういう基準を踏まえると、例えばさくらんぼでありますとか、山形牛でありますと

か米などについて圏域共通の返礼品として取り扱うことができるのではないかとということで、検討しているところであります。それは逆に寒河江のほうが量的には多いというんですかね、ふるさと納税の額が大変多いわけでありましてけれども、パイをふやすという考え方に立つべきなのではないか、パイをとられるという考え方ではなくて、共通の返礼品がさらにふえていくんだということにすればパイもふえていくんだということに考えるべきだというふうに思いますので、そういった意味で連携した自治体全体でPR、それからふるさと納税の取り組みを推進していくということになりますから、圏域全体の経済の活性化が図られていくというふうに思っております。

また、連携市町村の観光コンテンツなどを組み合わせた返礼品もつくれますので、寒河江市としては蔵王とか山寺というのは非常に魅力的に感じるわけでありまして、そういうものをあわせて返礼品をつくれるのではないかとというふうにも我々側のメリットとしてはあるわけでありまして、そういうふうな返礼品の拡充につながっていくのではないかと、パイが広がるというふうに理解をしているところであります。

○柏倉信一議長 国井議員。

○国井輝明議員 今の答弁の中では、プラスに考え、やはりパイをふやす、広がる、そして新たな観光コンテンツが使えるということで、さらに広がりがあるんだということでした。

その上で、あえて質問させていただきますが、連携することによって生じるデメリットはないのか、お伺いをさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 デメリットというのと、ふるさと納税の寄附が減るのではないかとということが考えられるわけでありましてけれども、減ることはないのではないかと、そういう減少というのはないのではないかとということで、デメリットは今

のところ想定しておりません。寒河江市がこれだけふるさと納税の御寄附をいただいておりますのは、生産者の皆さん、それから事業者の皆さんから大変御協力をいただいて、そしてこの寒河江の宝物として間違いのないものをつくっていただいて、それを返礼品として取り扱ってきたおかげだというふうに思います。その結果、多くの全国の皆さんから支援をいただいているということでもあります。

ただ、圏域全体で共通の返礼品を取り扱うということになりますと、市外の事業者の方と連携が必要というふうになりますので、これまで同様のきめ細かな対応、それから高品質の返礼品を維持していく必要があるということで、その点を我々としてもよく注意深く対応していかなければならないということが1点あるかというふうに思います。こういった点については、実際連携事業を進めていく中で十分検討していきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいまの答弁を聞いて、もうほとんどデメリットはないなというふうな感じを受けたところでございます。

ただいまは限定したふるさと納税ということに特化した質問をさせていただきましたが、本市への恩恵についてお伺いをさせていただきたいんですけれども、先ほども申しあげましたがこの連携中枢都市圏構想では33に及ぶ連携事業があります。3月議会後に行われる議会報告等を通じて、市民からの質問もあるかと思えますし、議会としても市民へしっかりと情報提供したいと考えておりますので、寒河江市が受ける恩恵はどのようなものがあるのか、お伺いをさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、寒河江市が来年度から取り組む事業を何点か申しあげたいと思いますけれ

ども、新卒者への地元企業情報などの共同発信事業、それから圏域特産品の販路拡大促進事業、それから先ほども若干申しあげましたが広域観光の促進、それから子育て支援センターの共同利用、それから子ども安全情報発信事業、それから消費生活相談事業、さらに移住・定住促進のための共同PR事業、さらに空き家活用情報の共同発信事業、それから山形市の男女共同参画センターの広域活用などを今のところ取り組む事業として主に予定をしているところでありますが、こういったことについて市民の方々から山形市においていろんな相談や各種の講座への参画が可能になってくるというふうにも思いますし、また圏域の市町が共同で実施するということになりますと、さらに情報発信が図られて、例えば観光でありますとかそういったところが図られて、一方、事業費の削減などにもつながってくるという恩恵があるのではないかとというふうに今考えているところであります。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 数多くの事業に連携して取り組めるということで、多くの市民サービスを提供できるのかなというふうな感じがしているところであります。

これだけ多い事業に関係していくと、やはり気になるのが事業費でございます。この連携中枢都市圏構想では、寒河江市は山形市と32の連携事業に取り組むこととしており、事業費について質問したいわけですが、この制度を活用することにより連携市町村には1市町村当たり、寒河江市に対して1,500万円を上限として特別交付税が措置されることとなっております。そこでお尋ねですが、本市が必要となる各事業における山形市との費用負担の考え方についてお伺いさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 事業の内容、それから費用負担の考え方などについて、山形連携中枢都市圏ビ

ジョンの中でお示しをしているわけでありませ
けれども、実際その連携事業の多くについては
来年度以降検討を行って、実施に向けた調整を
行うということで、まだはっきりこの事業はど
ういう負担割合にするかということは決まっ
ておりません。そういう意味で、各事業により異
なってくるということを想定しておりますが、
どういうケースがあるかという、圏域市町が
均等に負担する事業などもあるかというふう
に思いますし、また一方で山形市が運営費など
を負担する事業、それからそれぞれが負担して
いく、今後協議していくことになろうかとい
うふうに思いますが、3通りぐらい考えられる
のかなというふうに思っています。

寒河江市が負担する部分については、先ほど
御指摘のとおり基準に基づいて特別交付税が措
置されるというふうに思って、今作業を進めて
いるというところでございます。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 現在作業中だということござ
います。やはり山形市との関係でウィン・ウ
インな関係であること、さらに言えば寒河江市
がメリットが多くなるようなことで、ぜひ進め
ていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問にさせていただきたい
と思っておりますけれども、連携した事業に対しての
考え方についてでありますけれども、例を挙げ
ますと、連携中枢都市圏公共交通ネットワーク
協議会の設置、運営及び事業の実施関係につ
いては、寒河江市と山形市のみの連携にとどま
らず、関連する市と町とともに協力し、よりよい
公共交通網を整備すべきだと考えます。また、
健康ポイント事業を見ましても、他市町で同様
の事業に取り組んでいることもあります。各
市町村で同様の事業であれば、その事業を共通
で協力し合うことでサービス内容の充実、そし
て大幅なコスト削減効果も見込めるのではない
でしょうかと考えます。

いずれの事業についても、これから協議して
決定していくわけでありませ、類似する内容
の事業であれば関係する市町を巻き込んで、連
携してほしいと思ひますし、連携が実現できれ
ばさらなる市民サービスの向上、そしてコスト
削減効果も見込めるのではないのでしょうかと考
えますが、いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 國井議員御指摘のとおり、事業
の実施は山形市との連携が基本ということにな
りますけれども、圏域の他の市町と共同で実施
していく、全部一緒にしていくなどということ
になりますと、それが市民の利便性あるいは福
祉の向上につながっていくという事業もある
かというふうに考えておりますし、一例を出し
ていただきましたが公共交通のネットワークの
形成などというのは、今各市町村単独でやっ
ておりますけれども、寒河江市においても他の市
町村に行く場合どうするんだというようなろ
んな御要望などもいただいているわけであり
ませ。市町をつなぐ、またぐネットワークの形成
というのは喫緊の課題になっているところであ
りますので、ぜひそういったところを一緒にな
って、共通の課題については山形市だけでなく
他の市町も一緒になってそういう取り組みが
できれば、住民の期待にも応えられる、ある
いはコストの削減にもつながっていくのではない
かというふうに考えております。

そういう意味で、山形連携中枢都市圏では来
年度、協議会というものを設置して、課題など
を共有しながら、課題解決に向けた施策を検
討していく予定になっているところでありませ
ので、少しでも前に進むことを期待している
ところでありませ。

さらに、協議会だけでなく、今後ともその
他の事業などについてもいろいろなウィン・ウ
インの関係が構築できるということになれば、全
体で取り組むということも出てくるのではない

かというふうに思っているところであります。

寒河江市としては、寒河江市のため、市民の福祉向上、幸せの向上のためにこの連携中枢都市圏構想に参画をしているわけでありますので、引き続きその趣旨に基づいて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。一番最後に市長から答弁がありました、市民優先で考えていくということで、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

山形市のみならず、関連する市町とともに連携を図ることによりまして、高度なサービスを市民に提供できること、関連する市町とともに連携を図ることが実現できれば、経済上、経営規模もさらに大きくなり、生産性や経済効果が上がります。効率が上がります。こうしたスケールメリットを生かし、さらなる市勢発展につながるよう御期待を申しあげまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

木村寿太郎議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号9番、10番について、15番木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 おはようございます。

年をとっても、やっぱりここへ立つと緊張するものだと思って、今ちょっとびっくりしているところですけども、皆さんの御協力をいただきながら頑張ってやりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど来、コロナウイルスの恐ろしさ、そして災難に遭われお亡くなりになられた方々に心からお悔やみ申しあげるとともに、感染された皆様にも早い回復と復帰をお祈り申しあげます。

全く国難と言われるような現状であり、これ

くらいの規模になると平時ではなく有事であり、早い平時への回復を願うものでございます。

さて、先月20日に令和2年度の予算の内示がありました。一般会計額は9.9%増の216億円を超え、しかも13年続けての増額であります。そして、3月定例会初日に市長から施政の要旨の説明もございました。当然第6次振興計画、まち・ひと・しごと創生戦略などに基づいた基本方針であり、大型投資としては慈恩寺のガイダンス施設の建設、内回り環状線となる都市計画道路の延長、民間に移管するみなみ保育所の整備など、ことしは第6次振興計画の5年目の折り返し地点となります。そして、市長のマニフェストにもあるように、「子どもの笑顔あふれる寒河江」「誰もが住みたくなるまち寒河江」に大きく前進する年になるかと大いに御期待するものでございます。

特に内示の内容を見てみますと、児童費、それから小学校費、中学校費、それに関連する建設管理費の子育ての推進の住宅補助なんかも見ますと、大変な伸びでございます。教育委員会とか建設管理課も頑張つて要望したんでしょうけれども、大変市民からも称賛される予算ではないかと思っております。

さて、通告番号9番、市民と自治体とのすばらしいマッチングにより成果を上げている、ふるさと納税を活用した生活道路整備についてお伺ひいたします。

この質問は、平成29年に同僚議員の國井議員からも一般質問がありましたが、なるべく重複しないようにしたいと思っております。

さて、平成22年に寒河江市公共事業整備優先順位基準制度が施行されてから8年半が経過しております。その間、市長より地域座談会や、平成24年度に寒河江市議会基本条例による議会報告会も始まり、7年を経過し、その報告会の中でも市民から一番要望が高いのがこの生活道路の整備であります。

ある程度の数的なことはヒアリングでお伺いいたしました。大体5つの項目に分かれるかと思えますけれども、皆さんも御存じのように1番は生活道路整備事業、もちろん道路改良でございます。要望の総数が26件。それから、2番目に生活道路維持事業、舗装整備でございます。今年度、要望3件も含めて総数19件。3番、河川・用悪水路整備事業、用悪水路でございます。総数が24件。それから、一番多いのが4番目の側溝整備事業でございます。総数は81件でございます。そして5番目に安全施設整備事業、総数11件。合計の件数が161件でございます。その中には、今年度だけの要望が14件もあります。そして、未着手が123件、施工中のものは28件、休止、いろいろな事情があってやめたんでしようけれども10件の報告を受けております。その中には測量設計だけの休止や、地権者の反対などでストップしている箇所もありますが、以上のことから今年度完了する箇所も含めて未着手は123件あり、現在進行中は28件と伺っております。

なお、経年加点は1年ごとに1点プラスし、6年経過の場合は加点がありませんので、最高加点は5点にとどまっている現状でございます。未着手約123件のうち、今年度要望のあった14件を除いた109件のうち、何件かは加点がばらばらだと思います。

それでは、順序に従って質問を行います。

(1)今年度も寒河江市公共事業整備優先順位審査会は行われたかと思えますが、部門別に分け、何件ぐらいあったのかをまずお聞きいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市公共事業整備優先順位基準というのは、平成22年度に策定をいたしました。やっぱり客観的なある程度の基準というものを設けて、それに基づいて事業を優先的に配置して、予算との関係で優先順位が高いもの

から実施をしていくための基準が必要なのではないかということで、22年度にそういう基準を設けさせていただきました。その後、平成25年度と29年度に一部改正をさせていただいておりますが、毎年この優先順位基準に基づいて優先順位審査会というものを開催し、それを踏まえて事業を進めているということになるかというふうに思います。

今年度の要望の部門別件数ということでありますけれども、内訳では道路改良が1件、舗装新設が3件、用悪水路が1件、側溝整備が8件、交通安全施設が1件ということで、先ほどありましたが14件ということになっております。そのほかに、側溝整備について再審査が1件ございました。そういう意味で、全体としては15件ということになっているところであります。

○**柏倉信一議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 今、市長から報告をいただきまして、ありがとうございます。

今までの経過を見せてもらった結果では、やっぱり古い案件が結構あるようなんですね。どんな理由で上位に上がってこられないのか、そしてその箇所が現況どうなっているのか、本当に改善が必要なのか、あるいは別の改良方法がないのかについてをお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 審査する場合、いろいろ審査の大きな評価項目というのを定めておりまして、大きくは6つになるんでありますね。大きく分けると。先ほどありましたが、現地確認を行った上で、1つは他計画などとの整合性、それから緊急性、それから必要性、要望の熟度、整備の効果、それから経過年数などを含めて6つの評価項目を設けて、その6つの評価項目の中で少し細分化して基準を定めております。細かくは17項目になっておりますが、そういうことでやっております。

そういった中で、経過加点ということについて

ては、最初の年は加点はありませんが、2年目から1年を経過するごとに1点加点をしている、点数制になっております。6年以上経過したもののについては加点がありませんということで、最高加点が5点というふうになっています。

未着手箇所が123カ所ございますが、本年度経過加点された件数は65件であります。最も古い要望年度のものについては、平成15年度になっております。基準は平成22年度にできましたから、その基準ができる前からの要望ということになりますけれども、22年度に基準が策定された以前のものは全部で19件あります。それから、平成23年度が1件、平成24年度が16件、平成25年度が8件、平成26年度が10件、27年度が16件、28年度が10件、29年度が18件、30年度が11件、そして令和元年度が14件と、こういう年度ごとの要望件数というふうになっております。

○柏倉信一議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 御答弁ありがとうございます。

今お聞きしますと、未着手の合計が123件とお聞きしておりますけれども、特に古い案件が、22年からこの優先順位基準が始まったそうですけれども、15年からそのように残っているということで、大分経過はしているわけでございますけれども、その箇所はやっぱり申請者が、大分古くなってきておりますので、町会長さんが申請するのが普通かと思っておりますけれども、やっぱりその人もかわっていたりすると、現況がどうなっているのかもなかなかわかりにくいと思うんですよ。それで、どうやったらそれを早くできるかということと、それが実際必要なのかというようなことを、申請者があるものですから、これはそこまで達していないんじゃないかなんていうことは言えないわけですから、いろいろ大変なこともあるようですけれども、なるべく早く目的を達成できるような方法をぜひ考えていただきたいなと思っております。そして、

やっぱりむげに断ることもできないですし、再調査をすることも必要かと思っておりますけれども、これに対する御意見がありましたらお願いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としても、町会長さんの名前で要望をいただくことが多いわけですので、低いから低いままでいいんだということだと思っているわけではありません。ですから、そういう意味で、できればその基準を守りながらも、実施できるような工夫というんですかね、取り組みというんですかね、そういうこともいろいろ御相談などにも応じながらしていくようにしているところであります。先ほど6つの評価項目を申しあげましたが、総体的に点数が低いというのが基本でありますけれども、具体的には項目の中で特に緊急性というのがやっぱり重要な項目の一つであります。道路の場合ですと通学路として利用されているのかどうかとか、交通量とか、さらには緊急車両の通行障害などになっている箇所であるのかなどということ、配点の高い低いが出てくるという場合があるというふうにもなっておりますし、また一番肝心なところは整備の熟度というのがあるんですね。例えば道路を切るときに地権者の方の同意の状況というのも項目の中にありますから、全員の方から同意をもらっているか否かということも大事なことだというふうに、いざやろうとしてもやっぱり反対者があつたりするとできないということになりますから、そういうところも事前の項目の中に点数として反映されているということがあるというふうにも御理解をいただきたいなというふうに思います。

ただ、いつまでたっても、平成15年のものが一番古いわけですが、10年以上15年もならないという場合もあるわけですので、なかなか要望しているような整備はできないけれども、応急的な補修などで部分的に対応して、

ある程度の要望に応えられるような方法があるのかどうかなどということも、我々も一緒になって検討させていただきたいというふうに思いますし、これまで2回基準を変更したというふうに申しあげましたが、そういう場合のこと、いろんなこれまでのケースの積み重ねで基準を見直したということもあります。経年の加点をするということも最初からあったわけではなくて途中の見直しの中で、やっぱり古くから要望していることについてはある程度点数も加点しなければいけないのではないかと、たしか途中の見直しの中でそういうのも入れたような気がいたしますので、今後ともいろんなケースなどをお聞きしながら、必要に応じて基準の見直しなども図っていききたいというふうに思っているところであります。

いずれにしても、我々としては住民の皆さんの要望というものは全て我々のほうでお聞きをするという立場でありますから、引き続き御要望をいただきたいというふうに思います。

○**柏倉信一議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 御答弁ありがとうございました。

意図するところは十分理解できますけれども、一番大事なのはやっぱり隣接者の同意を得ることというのが一番必要だと思いますし、我々新規に道路をお願いする場合においても当然同意書は皆さんもらってから始めればスムーズに行くことは目に見えているわけでございますので、今後ともよろしくお聞きしたいと思っておりますし、やっぱり緊急性や通学路であるか、あるいは交通量はどうかということももちろん必要ですけれども、先ほども申しあげましたように要望があったのをむげに断ることもできないわけでございますので、その辺の理解をいただきながら、なるべく早い収束をお願いしたいと思います。

次に、(4)の平成20年度に始まったふるさ

と納税もことしで12年を経過するわけですが、ここ5年の経過を見ると本市実績は順調に推移しているわけです。返礼品も、純粹に寒河江市の地物を使い、しかもクレームもほとんどつかないという、市民の真心を込めた返礼品、それに官と民のすばらしいマッチングがこういう結果に結びついているのかと、市民も大変喜んでいらっしゃると思います。

また、その返礼品の大半を占める寒河江産の米、はえぬきが好評であります。毎年数字が上がってきております。やはり生活するには米は必需品であり、もちろんおいしいからだというのが一番であります。そのように評価が高く、消費者から見れば継続的に安定供給できるのも本市の有利さと企画力であると思っております。

先ほど國井議員からの質問にもありましたので、中枢都市との連携のこともありましたように、今度はやっぱり隣近所の市町とはいろんなところで連携できてくるとは思いますけれども、寒河江市の成果を、政策的なこといろいろ聞かれますと思っておりますけれども、多分それは民間でいえば企業秘密でございますので、手のうちをなかなか明かさなような方法にでもしてもらって、ぜひ寒河江のふるさと納税も大きく伸びてほしいと思っております。

生活道路などの整備の充実を行うためには、予算がないと事業は進まないわけです。これまで社会資本総合整備基金を活用して事業をしてこられたと思います。それだけに頼らず、こんなに大きな実績を上げ、東北一になったふるさと納税の寄附金を活用し、市民の要望が一番高い生活道路の整備を進めてはいかかと思っておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市民の皆さんの生活道路整備に対する要望というのは、地域座談会などでも必ずその地域の要望の中の一つとして出てきます。そういう要望については、できるだけお聞きを

して、整備が図れるように、予算措置なども図っていききたいというふうに思っています。

ふるさと納税の寄附金を活用してどうかということではありますが、御案内のとおり今年度のふるさと納税については42億円程度というふうになる見込みで、今回の補正予算にもお願いをしているということでもあります。この寄附金については、御案内のとおりまちづくり基金に積み立てをして、今後活用させていただくということになっているところでもあります。

ふるさと納税については、ことしは42億円程度、昨年度は35億円程度、その前の年は16億円、その前の年は23億円ということで、グラフにすると毎年随分乱高下するということが、なかなか毎年安定的に収入として予定できるということにはまだ至っていないというふうにも思います。ただ、ここ2年、平成30年、令和元年、大変好調になっておりますので、ぜひそこら辺も活用してはどうかというお話だというふうに思っているところではありますが、実は令和元年度的生活道路の整備関連の予算というのは、対前年比、平成30年度に比べて約1.6倍の増額をして、整備を実施しているところでございます。これもふるさと納税が好調なおかげということになるかというふうに思いますし、また令和2年度の予算におきましても、生活道路等関連の予算をさらに前年度比1.2倍に増額をして、整備促進を図っていくということにしているところであります。そういう意味では、我々としてもふるさと納税の貴重な財源を活用して、市民の皆さんの要望にお応えしている予算を編成するというふうに努力をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 もちろん今市長からあったとおりだと思いますけれども、私らとしても決してそれは行っていないということではございませんし、ただ市民から見れば目に見えるような、

ここはふるさと納税でやった箇所ですと、ふるさと納税のおかげでこれだけ十分整備が進みましたよという、議員の皆さんからもそういうようなことを報告してもらおうということも必要かもしれませんけれども、見えるような結果がやっぱり市民としては欲しいと思います。だから、ぜひそのような結果になることをお祈りします。

こういうふるさと納税のような制度は、先ほど市長もおっしゃられましたように将来を見据えても恒常的にいつまでも続くかも見えないし、いろいろ情報を集約すると近い将来、人口減少、市税の減少を考えれば、AI、企画力、アイデアなどを十分活用した自治体だけが生き残れる時代になってきているとよく言われます。ぜひ市民とマッチングし、東北一の成果を市民の一番要望の多い生活道路の整備に、そして市民のために実現をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、続きまして通告番号10番、寒河江市立病院の現況について、(1)厚生労働省から昨年9月に診療実績などから再編・統合の議論が必要だとして全国424の公立・公的病院の名称を公表しましたが、その中に寒河江市立病院も含まれたことについてをお伺ひいたします。

私は、昨年に引き続き東京でありました城西大学の伊関友伸教授の研修会に出席させていただきました。なかなか著名な講師であり、今回は全国自治体病院協議会からの協賛をいただき、講習料が無料ということで、早速受講を申し込んだところでございます。

昨年9月に、厚生労働省から診療実績などから再編・統合の議論が必要だとして、公立・公的病院ですと424の病院が突然発表されました。全国の自治体病院を持つ各地区の反応はいろいろありますが、地域の実情を把握していない、本当ならリストを返上したいなどと、国への批判が大分強いようであり、やはり人口減少時代に適応した地域医療体制が求められる中、両者

の隔たりは大きいのではないかと思います。

厚生労働省は、今後の方針として高齢人口の増大に伴い、手厚い医療体制で診療報酬が高い急性期病床を減らし、リハビリテーション向けの回復期主体に移行させたい方針で、急性期の病床に回復期の患者を受け入れるなど、非効率な運営を是正する狙いがあるからだと思われ

ます。
山形県では7つの病院が指定されたわけですが、そのうち3件がこの寒河江西村山地区でございました。厚生労働省の政策の発表を寒河江市立病院としてどう受けとめるかをお聞きいたします。

○**柏倉信一議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 寒河江市立病院につきましては、厚生労働省から昨年9月26日の地域医療構想に関するワーキンググループにおいて、再検証対象医療機関として公表されておりますが、その後、公立・公的医療機関等リストの精査が行われ、昨年1月17日に都道府県に提供された際には再検証対象医療機関が424施設から約440施設までふえているようであります。

この件については、山形県保健医療推進協議会や2次医療圏ごとに地域医療構想調整会議が開催され、議論が進められているところであります。

この厚生労働省の分析結果は、平成29年7月のデータをもとにしたものであり、既に病床削減や機能転換に取り組んでいる病院があることが示されているところであります。

寒河江市立病院においても、山形県地域医療構想に基づいた一般病床の削減と回復期機能の充実について、再検証対象医療機関として公表される以前の昨年4月から既に実施しているところでありますが、引き続き地域医療構想調整会議において西村山地域全体の医療を見据えた協議がなされていくものと思っております。

現在、当院では入院患者の療養に必要とされる入院環境を適切に提供できるよう、病床管理の徹底を図るとともに、外来患者のニーズを踏まえた診療体制の提供や、待ち時間の短縮策、休日・夜間の救急医療体制の整備等に取り組んでいるところであります。

また、一般病床を削減しても、地域住民に必要な入院機能や外来診療、救急患者の受け入れは継続していくものであり、地域医療ケアシステムの拠点病院として近隣の医療機関や介護施設の間での連携機能強化については、これまで以上に促進していかなければならないと思っ

ているところであります。
今後、令和3年度から4年間の新改革プランを令和2年度中に策定することになるわけですが、当院においては老朽化による新たな病院の建てかえという重要な課題が迫っており、当院を含めた西村山地域の公立病院でも同様の課題があるものと思っております。

新たな新改革プランの策定に向けましては、当院を利用される患者さんや家族の方等、多くの方々からいろいろな意見をいただき、さらに引き続き医師会や歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、ボランティアの方々などによる策定委員会の意見を踏まえ、残された課題の抽出や今後の方向性を見据え、寒河江西村山地域の拠点病院として地域医療の機能強化と連携推進に取り組んでいかなければならないと思っ

ているところであります。
○**柏倉信一議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 答弁ありがとうございました。

先日受講したセミナーの中で伊関教授が言っておりましたけれども、高齢人口の増大に伴い、厚生労働省としては手厚い医療体制で診療報酬が高い急性期病床を減らし、リハビリテーション向けの回復期病床主体に移行させる方針と、急性期の病床に回復期の患者を受け入れ、非効率な運営を是正する狙いがあると言っております。

す。全国の自治体の多くが反発を強めております。各新聞報道によると、どこの病院の関係者もけんけんごうごうであります。全国的な反響であり、余り参考にはならないと思いますが、セミナーの中で各地区200名ぐらい出席がありました。その中で懇談会もしたわけでございますけれども、極端な言い方をする人もいれば、いろいろではございますけれども、その中から何点か挙げて、皆さんに御報告したいと思っております。

順序よく説明してまいりたいと思っておりますけれども、10点ほどありますね。「事前の情報提供もなく、乱暴なやり方であり、形式的なものに当てはめるのはいかがなものか」。2番目は「厚労省はやり過ぎだ。余計なお世話だと思う」。3番目、「数合わせのような感じで、上から数字的にやっていく進め方はいかがなものか」。4番目、「拙速で安易な再編・統合は、きょうまで積み上げてきた地域医療の崩壊につながるおそれがある」。5番目、「なぜ公立病院だけなのか。地域の実情を踏まえた地域医療構想を進めてほしい」。6番目、今回受講した伊関先生はこうおっしゃっていました、先ほど言ったこととダブリますけれども、「日本は世界的に病床数が多く、削減の必要はありますが、慎重に議論を進めるべき。名指しされた病院は北海道や新潟県などが多いが、例えば降雪を考へても全国の他の地域と一律の基準にするのは少々無理があるのではないかとおっしゃっていました。

先ほども申しあげましたように、このように再編リストが上がってくる背景には、民間病院のできない部分を公立病院に負担をかけており、自治体は人口減による市税の大幅減収や扶助費の負担が大きく影響しております。いつまでも公費で賄うのも限界があります。運営の効率化に向けて、なるべく早い時期に手を打たなければ大変なことになるのではないのでしょうか。

このような皆さんの御意見がありましたけれども、我々としても他山の石ではなくて、この市立病院にもいろいろな課題がいっぱいあります。その辺を踏まえながら、我々も議員として対応していかなければならないと思っております。

次に、(2)寒河江市立病院も含めた寒河江西村山地域における今後の医療体制についてお伺いいたします。

県立河北病院について、令和元年5月に突然山形県病院事業局が外来のみの6診療科に関し廃止を含む検討を盛り込んだ山形県立河北病院経営健全化計画案を公表いたしました。その後、山形大学医学部は小児科、眼科、皮膚科への医師派遣の中止を通告し、その年の9月から休止にすると発表になりました。その間、県と山形大学医学部との間に見解の相違が徐々にならなくなってきました。その後、蔵王協議会と山形医師適正配置委員会で協議し、皮膚科は休止にされたが、小児科と眼科は医師が派遣され、体制を縮小して、現在はその体制で医療が継続されているわけでございます。

そんな時期に、先ほども話題になりました9月に厚生労働省の公立病院再編リストが発表され、突然また別な意味での課題が湧いてきたとおっしゃっていました。先ほども申しあげましたようにその中に県内7病院のうちの3病院がリストアップされたわけですが、その現況をちょっと申しあげたいと思います。

寒河江市立病院は、平成28年度に公営企業法を適用し、新改革プランも策定し、本年度は病床を27床削減し98床とするなど、規模適正化を図ってきております。朝日町には町立病院と民間病院が2カ所あり、西川町には町立病院だけで、民間病院はゼロでございます。急性期病院の指定はなく、今回の厚生労働省のリストには載らなかったようです。大江町は民間病院が1カ所だけで、河北町は県立病院と、その病院を

退職し地元を開業した多くの民間病院があります。

寒河江西村山の医療環境はこのような体制ですが、県の医療構想も3年半を経過しており、この3年半で特にこの地域は医療環境が大きく変化し、県立河北病院の計画も不透明であり、厚生労働省の424病院のリストアップなど、多くの課題を抱えております。

寒河江西村山の8万人の人口を抱えた1市4町のリーダーとして、この地域の今後の医療構想を市長にお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市立病院の現況、立場については先ほど久保田管理者のほうから御答弁を申しあげましたが、将来にわたって安全・安心な地域医療を確保していくためには、十分な医療提供体制の観点から、医療の効率化、さらには広域的な視点からの病院機能の連携、さらには分化、集中、強化などを検討していくことは大変重要なことだというふうに考えているところであります。

さきの3月2日に開催されました山形県議会2月定例会の一般質問において、吉村知事は再編・統合について特に検討が必要な公的医療機関公表を受けての対応と、村山地域における公立病院のあり方についてを問われた中で、「西村山地域については、厚生労働省から県立河北病院、寒河江市立病院、朝日町立病院の3病院が見直し対象病院として公表されておりますので、県、地域内の全ての市町、病院、地区医師会などの関係者によって地域の将来を見据えた議論を早急に進めていくことが重要である」旨の答弁をされているところでございます。

我々としては、先ほど久保田管理者の答弁にもありますとおり、加えて3病院とも施設の老朽化が進んでいる、そういう状況を見据えて、病院の将来像を視野に入れていく必要があるというふうにも思います。そういう意味から、こ

れからの病院のあり方、どういうあり方がいいのかどうかなど、関係者一堂に会して議論を進めていく時期に来ているのではないかというふうに認識をしているところであります。

寒河江市にとっての市立病院というのは、何度も申しあげますが地域医療の最後のとりででありますので、今後とも市民に対してその役割を果たしていく必要があるというふうに考えております。県、それから寒河江市西村山郡医師会とも十分連携をとりながら、将来的に4つの公立病院も含めた地域医療体制をどう進めていくかについて十分議論を重ねて、10年後、20年後を見据えながら、西村山地域の中核としてその役割と責任を果たしていかなければならないということで考えております。

○**柏倉信一議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 御答弁ありがとうございます。

ただいま市長の答弁の中にありましたけれども、県議会の一般質問の中で知事の御意見がありました。やはりこの重点地域としていかに推進していただくか、それが一番肝心だと思いますし、その体制づくりをぜひよろしくお願ひしたいと思いますし、河北病院に関してはやはり我々としても本当になくしてはならないと思っております。そして、我々の市立病院ももちろんでございます。これがこのままいけば、最悪の場合ということを考えれば、山形県立中央病院とか山大とかがございますが、3次医療でございますけれども、2次医療の済生病院とか山形市立病院済生館なども、この2病院がなくなってしまうとんでもない方向に行くし、当然今申しあげた2次医療、3次医療の病院なんかは、急性期の病院ができなくなるんじゃないかと。私の個人的な意見ですけれども、できなくなるんじゃないかというぐらいやっぱり患者が集中してしまうだろうし、我々としても地域においてはこの寒河江市立病院をなくすわけには

いかないし、県立河北病院も同じでございます。ぜひ今後の体制づくりをしながら、皆さんで丸となって進むことを望みたいと思います。

そして、個人的にでございますけれども、私は昨年2カ月入院させていただきました。私の不注意であったことで、大変申しわけないんですけれども、その中でもいろいろ感じたことをちょっと申し上げたいと思いますけれども、今までは外来の患者としてしか市立病院を見られませんでした。手術の大変さも知らなかったわけですが、医師、看護師さんの動きなど、その大変な重労働を再認識させてもらいました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

その間、久保田管理者とは何回かお話をさせていただきましたが、久保田管理者におかれましては平成28年に事業管理者として赴任以来、早いもので4年が経過し、2017年から2020年度の新改革プランを策定し、2年間で収支を9,600万円改善され、本年度は病床を27床削減し98床にし、管理者としての人事ではソーシャルワーカーを2名採用され、また総指揮官としてソフト面でも病院の中が明るくなり、市民にも大いに愛されている病院に変化してきたことに敬意を表したいと思います。

先日の議会全員協議会の中で、まだ内示でしょうが4月から市長の再任命をいただいたということで、ぜひ我々議会としても協力を惜しみませんので、今後ともよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時20分といたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時20分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木春吉議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号11番、12番について、14番荒木春吉議員。

○**荒木春吉議員** おはようございます。

きょう最後の質問をいたします。

まず、新型肺炎の犠牲者と罹患者に対し、心より弔意とお見舞いを申し上げます。

まず、通告番号11番の農業後継者育成について伺います。

今年度までの新規就農者への支援策内容について伺います。

先月の2月7日金曜日に、我々無党派の柏倉議長以下6名は、参議院会館で農水省大臣官房予算課課長補佐伊藤大介氏以下10名による説明を、①予算のポイント、②T P P対応策、③さくらんぼの3点について受講してきました。余りにも巨視的な事柄であり、我々の石的な頭では全部受容できませんでしたが、前述した(1)の今年度までの本市新規就農者への支援策の内容について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新規就農者への支援策といたしましては、御案内のとおり国、県、市においてそれぞれメニューが設けられているわけでありまして、具体的には農業次世代人材投資資金、それから新規就農者定住促進支援事業、それから担い手新規就農支援事業などがあるわけでありまして、最初の農業次世代人材投資資金については、就農直後の経営確立を支援する国の制度であります。年間150万円の資金を最大5年間受け取ることができるということでございます。これは、就農予定時または就農時に原則50歳未満であって、かつ独立自営就農する者、または新規参入同等の経営リスクがある後継者が支援対象となっているところであります。

要件としては、農地の所有権または利用権を有し、市が認定する認定新規就農者になるとと

もに、人・農地プランの中心となる経営体と位置づけられることなど、いろいろ複数の要件があります。

また、これとは別に県において就農時の研修などを支援する制度が運用されております。

そして、市独自の支援策としては、先ほど申しましたが新規就農者定住促進支援事業と担い手新規就農支援事業の2つが大きいです。

1つ目の新規就農者定住促進支援事業については、住宅支援と営農支援の2つから成っております。

住宅支援については、賃貸住宅の家賃月額のおよそ2分の1を補助するというものであります。月額4万円を上限として補助するものでありますし、光熱水費の月5,000円とともに、5年間交付するものであります。

それから、営農支援としては、新規就農者の営農指導者、これは本人ではなくて営農指導者に対して年間5万円を2年間交付するというものでございます。

2つ目の担い手新規就農支援事業は、これは施設整備等支援事業、農地集積支援事業、海外研修支援事業というふうに3つに分かれておまして、新規就農者に対してさまざまな角度から支援をしているところであります。

施設整備等の支援事業については、農業経営に必要な機械、施設、基盤整備などに係る経費のおよそ2分の1を補助する、限度額は最高100万円というものでございます。

それから、農地集積支援事業については、経営規模拡大を支援するために10アール以上の農地を5年間以上賃貸借契約した場合に、契約から2年間の賃借料のおよそ2分の1を補助するというものでございます。

それから、海外研修支援事業は、新規就農者から海外の先進的な農業に触れていただくことで、見識を広め、将来の本市農業を担う人材を育成するという目的で支援しているところでござ

います。

これらの取り組みについて、今年度、延べ17名から活用していただいて、その支援額としては全部で1,697万7,000円というふうになっているところであります。

以上であります。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁どうもありがとうございました。

次に移ります。

次に、(2)の今後の新規就農者の育成方針について伺います。

私は、自宅で家族3人で小さな農業を営んでおります。元町地区は500軒ありますが、米作農家はたった2軒であります。私は自給用の稲作ですけれども、家族3人でやっております。そして、援農と称して、私は5月末から11月の半ばごろまで、さくらんぼと野菜ですね、それをやっております。今市長から答弁がありましたように、私の通っているところでは、150万円を5年間というやつを利用して、親元就農ですが、品目は別にして、稲作、セロリじゃなくて、ネギ専業農家でやっております。多分専業と言うからにはそれで食っていけるのが専業なのかなと思うんですが、山形の場合は冬期間がありますので、豪雪のために、関東地方ではネギ御殿が建ちますが、山形では1回しかとれませんので、ネギ御殿はちょっと無理かなと思っている次第です。

それで、私のささやかな経験から言いますと、支援が終わった後がなかなか難しいのかなという感じがしています。今後の支援策をひとつ伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 農業の従事者の皆さんについて、どういう状況になっているのかということ、寒河江市の農業人口、農林業センサスしか今確かなデータはありませんが、平成22年は農業就

業人口は2,449人でありました。平成27年は2,285人ということで、164人減少しております。令和2年が調査の対象の年であります。ただいま調査中ではありますが、まだ結果は出ておりませんが、減少することは避けられないというふうに思っているところであります。

また、本市の農業を担っていく中心経営体の方においても、平均年齢が61歳と高齢化しております。これは人・農地プランに位置づけられている中心経営体の方でありますけれども、そういう意味で農業就業人口の減少、そして高齢化の中で、新たに新規就農していく方をどのようにして確保していくかということにいろいろ腐心しているわけでありましてけれども、平成27年度から平成30年度までの4年間で、寒河江市の新規就農者は56名であります。内訳では新規学卒就農者が6名、そのほか農家出身で他産業に従事した後に就農したUターン就農者が25名、それから非農家出身で新たに就農した新規参入就農者が25名という状況になっています。この新規就農者の確保、育成というのは、全体的に農業就業人口が減っている中でありますから、大変急務であるというふうに認識をしているところであります。第6次振興計画でも、平成28年度から令和7年度までの10年間で新規就農者を140名確保するという目標があるわけがあります。ぜひ達成していくために、さまざまな支援を引き続き充実していかなければなりません。

そういう意味で、令和2年度においてもこれまでの支援策に加えて、いろんな取り組みをしていく必要があるというふうに考えておりました。新規就農者を確保していくためにいろんなところでPR活動をさせていただいておりますが、現在、東京あるいは仙台での就農フェアなどにも参加をさせていただいておりますけれども、出展回数をさらにふやしていくことにしたいというふうに考えておりますし、さらにホー

ムページでは特設のページを作成して、情報発信をしていくということで、掘り起こしを積極的に進めていかなければならないというふうに考えております。

また、新規参入の希望者の方を対象にした市内における研修の受け入れ体制の検討、検証なども取り組んでいきたいというふうに思っております。

先ほどお話にもありましたが、就農する前、あるいは就農した後のフォローというのが大事なのではないかとというような御指摘がありましたから、我々としても営農計画の策定、その実行、検証などについて、村山総合支庁、西村山農業技術普及課、さらには農業委員会などの関係機関と連携しながら、自立できるように、先ほど御指摘ありました5年間を過ぎた後の、国の補助制度がなくなった後に自立、定着していただけるための技術指導、経営指導などをさらに一層充実していかなければならないというふうに考えているところであります。なかなか一朝一夕に成果が出るというふうにはならないかもしれませんが、着実に積み重ねて、努力をしていくことによって成果に結びつけていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 農業をやるためには農地、資金、そして技術ですね。ことのように異常気象がありますと、ますます農業技術を習得するのが大事になってくるのかなと思います。そして、その技術というのは支援期間が終わった後でもいろんな研修がないとできないのかなと思っています。私は去年、さくらんぼのお手伝いをして感じたことなんですが、やっぱり技術があると最後まで収穫ができるということがありますので、そこら辺のことはよろしく願いしたいなと思います。

前回の質問で、鈴木議員が6次化ということ

村奈良臣さんという農業経済学者が先日亡くなりました。その人がもう一つ唱えているのが「着眼大局着手小局」という言葉であります。頭の中はいろんな選択肢があると思いますが、人間には悲しいかな手と足が2本ずつしかありません。やるのは限られていきます。あらゆる条件があるかと思いますが、農協とかいろんなところの産地が仲よくして、きめ細かい対応をしていただければありがたいなと思っています。ぜひお願いしたいと思っています。

続いて、12番の教育問題について伺います。

昨秋の10月20日付で発行された陵南新聞第287号を見ると、全国学力・学習状況調査及び山形県学力等調査の結果について、見出しが目に飛び込んできました。

そこで、(1) 第2学年を対象とした山形県学力等調査の結果が発表された9月分の詳細について伺います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 4月に実施されて、9月末に結果が公表されております山形県学力等調査の結果ということでございますけれども、この山形県学力等調査につきましては山形県独自の取り組みということで、県の教育振興計画、6教振(第6次山形県教育振興計画)の基本方針に基づいて、児童生徒の学力の実態を把握、分析し、県で進めております探究型学習の成果、課題を検証するということと、学校における児童生徒の指導の充実、学習状況の改善に役立てるということを目的としております。小学校5年生と中学校2年生を対象に実施しております。平成28年度から始められているものでございます。

山形県で推進しております探究型学習で育てたい学力といいますか目指す学力につきましては、来年度から全面実施される学習指導要領と同じような考え方でございますけれども、基礎的な知識・技能の習得、これだけにとどまらず、

教科の枠にとらわれないで知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、また主体的に取り組む学習態度と、こういったものを含むものでございます。

従来のテストは国語、算数・数学、社会、理科、英語というふうな単独の教科で行われておりますが、この山形県学力等調査につきましてはこういった教科ごとではなくて、複数の教科を合わせた合教科型、あるいは総合型の問題によって出題されております。東桜学館中学校の適性検査などもこのような形をとっているというふうに伺っております。

今年度春に実施された結果でございますが、小学校におきましては、国語と算数の基礎力を問うという、学力調査Ⅰとなっておりますが、これは全ての問題で県の平均正答率を上回っております。それから、理科、社会を含め複数教科を合わせた問題の学力調査Ⅱでは、一部はそうではなかったわけですが、ほとんどにおいて県の正答率を上回っておりますので、市内の小学校の子供たちの基礎的な知識・技能、そしてそれを活用する力、さらには広げながら考える、深めながら考える、組み立てながら考えるといった探究する力という観点では良好な結果が得られたのではないかなというふうに認識しております。

一方、中学校でございますが、中学校2年生で行われた学力調査Ⅰ、Ⅱ、この両方において全ての問題で市の平均正答率が県の平均正答率を下回っていたという状況がありますので、知識・技能、それからそれを活用する力、さらには探究する力、残念ながら全てにおいて課題があるのではないかなというふうに捉えております。10ポイント近く県平均を下回っている問題が、理科の「大気に与える影響と植物の働きとを結びつけて捉える」というんでしょうかね、事象と働きを結びつけて捉える力とか、英語では「ポスターの内容にふさわしい日本語を考え、

適切に英語で書く」という、考えながら書くと、こういったものが県の平均正答率を大きく下回っていたようであります。

ということで、視点を定めて、焦点を絞って、物事に対する自分の見方、考えなどを深めながら考えると、こういった力であるとか、根拠を持って自分の見方、考え等を筋道を立ててまとめながら考えるといった、いわゆる思考力、判断力と、それを踏まえた表現力、こういったものに課題があるのではないかなというふうに捉えているところでございます。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** どうもありがとうございました。

次に、今後の学力向上策について伺います。

カニバリズムの小説「野火」の作者、大岡昇平の参戦した太平洋戦争におけるアメリカの発砲率は20%弱、「眼ある花々」の作者、開高健が体験したベトナム戦争における米国の発砲率は80%超でありました。米国を倒した北ベトナムの大統領は、フランス、ロシア、中国の3カ国に留学した猛者であります。彼の言葉に、「10年先を見るなら食事を、100年先を見越すなら教育、学習、お勉強を旨とせよ」があります。我が山形県の真ん中である本市の将来を豊かに広く、そして深くするためにも、今後の学習・教育の充実・向上策について伺います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市の子供たちの今後の学力向上策ということでございますけれども、本市におきましてはこれまでも学力向上というものが課題であるというふうに捉えて、一昨年度から3つの中学校区ごとに小中学校が連携を図り、学力向上策の成果、課題を共有化しながら、教職員が同じ方向性を持って授業改善に取り組んできておりますけれども、9月の定例会においても荒木議員の質問に答えさせていただいておりますけれども、今年度春に小学校6年生と中学校3年生で実施しております全国学力・学習

状況調査では、中学校の英語を除いて本市の小中学校ともに国語、算数・数学の正答率は全国正答率を上回るといふような状況でございましたので、先ほど申しあげましたような学力向上策の効果があらわれてきているのではないかなというふうに捉えているところであります。

そういったことから、次年度以降もこの取り組みを継続して、授業改善による活用力の育成、授業の質的向上を目指しながら、小中学校の教職員が連携し、探究型学習をさらに推進してまいりたいというふうに考えております。

また、このたびの全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学の成果から見えてきたものを生かしながら、知識と技能を活用し、その発揮する場面を国語、算数・数学以外の理科、社会などのほかの教科の学習でも意図的につくるなど、理解を深める指導の充実、あるいは日常生活と関連づけながら、身につけた力を活用する場面をふやしていくなどの指導の充実を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

これも9月定例会で荒木議員の質問に対してお答えしておりますけれども、全国学力・学習状況調査やNRTの結果から、本市の学力の課題は英語である、というふうにお答えさせていただいております。本市の学力の課題は英語であるというふうな認識をさせていただいておりますけれども、先ほど申しあげましたように、県の学力等調査の結果におきましても英語が課題だということは同様のことが言えるのかなというふうに思っているところであります。

この課題を踏まえまして、今年度も、これまでもALTあるいはAETを活用しながら、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4つの技能をバランスよく取り入れ、言語活動を大切に英語の指導が行われるよう、教育委員会としましても指導・助言をしてきたところでありますし、県教育委員会から提供されてお

ます英語のステップアップ問題なども有効活用したり、地区校長会あるいは教育事務所等とも連携して、教員研修を行ってきているところがございます。

次年度は、さらにこれを進めまして、中学2年生を対象に、聞く、話す、読む、書くの4技能をスコア型の絶対評価で測定できるテスト、GTEC、Global Test of English Communicationであります。GTECを導入いたしまして、生徒に英語力の伸びを実感させるとともに、GTEC導入と連携して、教員の授業改善のための研修会なども実施して、生徒の英語力の強化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私は、元町で今町会長をして、今月で終わりなんです。毎月1回、陵南新聞を配っております。余り見る機会はないんですが、たまたま余り芳しくないものが目に飛び込んできたものですから、今回は質問させていただきました。私は余り勉強しろ勉強しろと言うのは好きじゃないんですね。初日の質問にもありましたが、余り試験ばかりしていると不登校がふえると言う議員もおりましたので、余り試験とか、勉強しろとかは言いたくないんですが、今回、開成中・高校の校長をしている柳沢幸雄さんの本をちらっと見ましたら、生徒、子供に勉強しろ勉強しろと言うのはよくないと最初のページに書いてあります。自分は勉強しない人に限って、人にはやれやれと言うものですから、ぜひそこら辺をクリアしていただいて、せめて陵南中の生徒たちの学力が少しでも向上してくればいいなと思って質問させていただきました。絶対評価はあるでしょうが、絶対的な回答はないと思いますが、試行錯誤しつつ、今世紀の後半を担う若い人たちが俺よりも少し賢い人間になってほしいなという意味で質問さ

せていただきました。本当にきょうはありがとうございました。

散 会 午前11時49分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和2年3月9日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
児 玉 憲 司	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 田 隆 行	企画創成課長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市 民 生 活 課 長	土 田 理 一	建 設 管 理 課 長
齋 藤 利 浩	上 下 水 道 課 長	門 口 隆 太	農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 事 務 局 長
武 田 伸 一	商 工 推 進 課 長	猪 倉 秀 行	さくらんぼ観 光 課 長
後 藤 芳 和	慈 恩 寺 振 興 課 長	片 桐 勝 元	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 隆	高 齢 者 支 援 課 長	小 林 博 之	子 育 て 推 進 課 長
眞 木 立 子	会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長	原 田 真 司	病 院 事 務 長
大 沼 利 子	学 校 教 育 課 長	柏 倉 信 一	生 涯 学 習 課 長
小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 一 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 長 事 務 局		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第4号 第1回定例会
令和2年3月9日(月) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第1号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
〃 2 議第2号 令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
〃 3 議第3号 令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
〃 4 議第13号 寒河江市監査委員条例の一部改正について
〃 5 議第16号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部改正について
〃 6 質疑
〃 7 予算特別委員会設置
〃 8 委員会付託
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分 質疑

○柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

○柏倉信一議長 日程第1、議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)から日程第5、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部改正についてまでの5案件を一括議題といたします。

○柏倉信一議長 日程第6、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。
初めに、議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第3号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第13号寒河江市監査委員条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○柏倉信一議長 日程第7、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第8、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第2号、議第13号、議第16号
厚生文教常任委員会	議第3号
予算特別委員会	議第1号

散 会 午前9時33分

○柏倉信一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

令和2年3月11日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
児 玉 憲 司	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 田 隆 行	企画創成課長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市民生活課長	土 田 理 一	建設管理課長
齋 藤 利 浩	上下水道課長	門 口 隆 太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
武 田 伸 一	商工推進課長	猪 倉 秀 行	さくらんぼ観光 課 長
後 藤 芳 和	慈恩寺振興課長	片 桐 勝 元	健康福祉課長
鈴 木 隆	高齢者支援課長	小 林 博 之	子育て推進課長
眞 木 立 子	会 計 管 理 者 （兼）会計課長	原 田 真 司	病院事務長
大 沼 利 子	学校教育課長	柏 倉 信 一	生涯学習課長
小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 長		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東海林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第5号 第1回定例会
令和2年3月11日(水) 予算特別委員会終了後開議

再開
(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 1号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 4 議第 2号 令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
〃 5 議第13号 寒河江市監査委員条例の一部改正について
〃 6 議第16号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部改正について
〃 7 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 8 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 9 議第 3号 令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
〃 10 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 11 質疑・討論・採決

- 日程第12 議第 4号 令和2年度寒河江市一般会計予算
〃 13 議第 5号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃 14 議第 6号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃 15 議第 7号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃 16 議第 8号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃 17 議第 9号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
〃 18 議第10号 令和2年度寒河江市下水道事業会計予算
〃 19 議第11号 令和2年度寒河江市立病院事業会計予算
〃 20 議第12号 令和2年度寒河江市水道事業会計予算
〃 21 議第14号 寒河江市課制条例の一部改正について
〃 22 議第15号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
〃 23 議第17号 寒河江市手数料条例の一部改正について
〃 24 議第18号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
〃 25 議第19号 寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
〃 26 議第20号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
〃 27 議第21号 下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第 2 8 議第 2 2 号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 2 9 議第 2 3 号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について（平成 3 0 年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定）
- 〃 3 0 議第 2 4 号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について（令和元年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定）
- 〃 3 1 議第 2 5 号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 〃 3 2 議第 2 6 号 市道路線の変更について
- 〃 3 3 議第 2 7 号 市道路線の認定について
- 〃 3 4 議第 2 8 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 3 5 請願第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める
請願
- 〃 3 6 質疑
- 〃 3 7 予算特別委員会設置
- 〃 3 8 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前 9 時 5 5 分

寒河江市一般会計補正予算（第 7 号）を議題と
いたします。

- 柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、こ
れより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第 5 号によって進め
てまいります。

予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第 2、予算特別委員会の審
査の経過並びに結果報告であります。
予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特
別委員長。
〔渡邊賢一予算特別委員長 登壇〕
○渡邊賢一予算特別委員長 予算特別委員会にお
ける審査の経過と結果について御報告申しあげ
ます。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第 1、議第 1 号令和元年度

本委員会に付託になりました案件は、議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）であります。

3月9日、委員15名全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、議第1号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第1号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第4、議第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第6、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部改正についてまでの3案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第7、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。佐藤総務産業常任委員長。

〔佐藤耕治総務産業常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第2号、議第13号及び議第16号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「水処理反応タンクの工事に時間を要するため、年度内の完成が困難なことから、経費を翌年度へ繰り越すとのことだが、いつごろ完成するのか」との問いがあり、当局より「ことし7月の完成を予定しています」との答

弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号寒河江市監査委員条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「常勤の監査委員を非常勤にすることだが、市民の声があって今回の改正に至るのか。また、監査請求等があった場合、非常勤でも対応できるのか」との問いがあり、当局より「改正に至ったのは、内部で検討した結果になります。また、非常勤になったとしてもこれまでどおりの監査機能体制を維持してまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「新たに設置した学校運営協議会委員の報酬を年額1万2,000円としているが、活動日数をどの程度見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「会議は年6回見込んでいますが、このほかにも地域協働によって学校運営を行うために保護者や地域住民の理解、協力、参画を促進する役割を担っていただくようになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号寒河江市監査委員条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議案上程

- 柏倉信一議長 次に、日程第9、議第3号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第10、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

〔古沢清志厚生文教常任委員長 登壇〕

- 古沢清志厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第3号の1案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

議第3号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第3号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議案上程

- 柏倉信一議長 次に、日程第12、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算から日程第35、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める請願までの24案件を一括議題といたします。

質 疑

- 柏倉信一議長 日程第36、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算に対する質疑はありませんか。後藤議員。

- 後藤健一郎議員 それでは、お伺いさせていただきます。

まず、2款1項10目の市内循環型公共運行事業について伺いたいと思います。

こちらは昨年と比較すると予算の増額となっておりますけれども、その増額の内容について

伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 中田企画創成課長。

○中田隆行企画創成課長 お答えいたします。

増額している要因としては3つございまして、1つ目は運行委託料を国の基準単価の見直しにより約50万円増額したこと、2つ目はバス停の時刻表の更新で新たに80万円を計上したこと、3つ目は市役所のバス停にベンチの設置要望があったため、購入費として約14万円を計上したことが主な要因でございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 失礼いたしました。こちらは後で聞こうと思ったんですけども、やはり予算のほうに関係ありますので、後ほどもう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

○柏倉信一議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第5号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第6号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第7号令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第8号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第9号令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号令和2年度寒河江市下水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号令和2年度寒河江市立病院事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第14号寒河江市課制条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号寒河江市印鑑条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第17号寒河江市手数料条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第19号寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてに対する質疑はありませんか。國井議員。

○國井輝明議員 御質問をさせていただきます。

このたびの議第19号の寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例ということで御提案をいただいたことに、私は大変喜んでおります。

この条文を見させていただいたときに、さらに私がちょっと思ったところで、細かいようでございますが、ちょっと述べさせていただきたいというふうに思っております。

まずは、条文の前なんですけれども、寒河江市が現在どのような姿勢のもと地域経済の発展を目指すのか、前文を明記していただきたいということでございます。

さらに、定義の中でありますけれども、第2条を見ますと限定されたように私からはちょっと見えておりますので、できましたら第2条の

(3)ですけれども、「中小企業者等」というところで、中小企業者及び小規模企業者のほかに「事業協同組合、その他の中小企業振興に関する団体、その他市長が適当と認めた中小企業団体をいう」との文言にできないのかとも考えております。

さらに、市の責務でありますけれども、第4条の2には教育機関を明記してほしいというふうに考えております。例えばですけれども、インターンシップ事業、こうしたものを例に挙げますと、企業側が学生を受け入れた際、各職業の経験を積ませることにとどまらず、企業側としては自社に就職してもらえよう企業努力をしてくださること、教育機関側では地元企業よさや地域愛の大切さを生徒に教えることにより、地元に残りやすくなるのではないかとこのように考えます。結果として、若者が地元に残り、寒河江市の定住人口の増加を目指せると私は考えております。

そうしたことで、最後にですけれども、さらに申し上げますと第10条の次あたりに「意見交換会の開催」という項目をつくっていただきたいというふうに考えております。これは中小企業者等との意見交換会を開催し、その施策に反映するように努めるものであります。寒河江市では、地域活動に意欲的に参加する若手の経営者が多くいることはとても誇れることであります。こうしたやる気のある若手経営者からの御意見なども積極的に施策に取り入れ、市勢発展につなげてほしいというのが私の願いであります。

ただいま申しあげましたことを追加していただければ、さらに意義のある条文になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、國井議員から御提案がありました。この条例そのものは中小企業並びに小規模な事業者の活動を振興していくための、

そういう理念をうたった条例という趣旨が基本であります。この条例を制定することによって、さらに中小企業並びに小規模企業の振興、発展に資していく、それを地域社会全体で支えていくための条例として今回御提案をさせていただきました。

何点か御提案がありましたが、12条のほうでその他必要なものはこれから市長が新たに定めるといいますか、設けるといふ条項もありますから、そういった中で取り組んでいくということにもしたいというふうに思っておりますし、またきょう御提案いただいた内容なども十分検討させていただいて、何とか地域社会全体で中小企業、小規模事業者の皆さんを支えていく取り組みを鋭意していきたいというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** 御答弁ありがとうございます。

ただいまの市長の答弁を聞いて、非常に安心したところでございます。別に要綱を定めてくださるといふことではございますので、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思っております。

この推進条例で寒河江市の経済の活性、そして市民生活の向上が図られますことを期待して、質問を終わります。

○**柏倉信一議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第20号寒河江市営住宅条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第21号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第22号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第23号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について（平成30年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第24号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について（令和元年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第25号指定管理者の指定の期間の変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第26号市道路線の変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第27号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める請願に対する質疑はありませんか。古沢議員。

○古沢清志議員 今回のこの請願に対し、若干懸念される点がございますので、労働者、事業主、双方の利益を前提に質問させていただきます。

賃金の格差について、東京と同じ水準まで時給を引き上げた場合、中小・零細企業は減益に陥り、中小企業や小売店舗は維持していけなくなるおそれがあり、行く行くは事業主、労働者

ともに共倒れに陥り、仕事を求め、人口の流出はますます加速していくのではないのでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 この請願についてであります、もしも十分な中小企業に対する支援が行われなければ、古沢議員がおっしゃるとおりのことになるのではないかと思います、この請願の趣旨をよく読んでいただければ、中小・零細企業事業所への支援なくして労働者の最低賃金を上げるということは考えられません。支援を両輪として考えております。最低賃金を上げるということであれば、東京と同じ労働をすれば東京と同じような賃金がもらえることになれば、労働力が山形に戻ってくるのではないかとということで、この請願を提出しております。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 「最低賃金を引き上げることで、中小企業で働く労働者の約4割の賃金を引き上げることができる」とありますが、残った6割の労働者の処遇はどうなるのでしょうか。賃金の格差はますます大きくなるのではないのでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 この4割というのは、最低賃金が4段階に分けられておまして、山形県のようにDランクで790円の最低賃金で働く労働者が4割いるということでございます。その4割の労働者の最低賃金を底上げすれば、6割の労働者も当然上がると思われ、今のような格差は少しでも是正できるのではと思っております。最低賃金を引き上げることによって、6割の労働者の賃金が上がっても、その4割の労働者が憲法で保障される健康で文化的な生活が営めるのではないかと思います。格差が同じようにあっても、最低賃金で働く4割の労働者の生活がよくなるのではと思われ、

○柏倉信一議長 ほかにありませんか。

古沢議員に申しあげます。3回目ですから、よろしいですね。古沢議員。

○古沢清志議員 今後の委員会での議論を豊富化させる意味から質問させていただいておりますが、最後の質問をさせていただきます。

寒河江の基幹産業である農業についても、時給が引き上げられた場合、減益となり、人を雇用できなくなるばかりでなく、事業の拡大もできなくなるのではないのでしょうか。これまでお答えいただきましたが、懸念材料としていろいろありますが、私は総務産業常任委員会に所属しておりませんので、御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 業種のいかんを問わず、労働者を雇用し、賃金を支払う以上は、最低賃金制度の規制対象となるものであります。農業も例外ではないと思います。農業の賃金に対しても、やっぱり一定の支援を行うことが重要であると思われま。最初の御質問でもお答えしたとおり、中小・零細企業、事業所、農業に対しても十分な支援をした上で最低賃金を上げるということが重要であると思われま。この請願の趣旨であります中小企業、零細企業についても、農業の従事者についても、やっぱりそういう視点で考えていかなければならないと思われま。働いても生活が困難なワーキングプアなどの解消に向かうために、やっぱり最低賃金の底上げが重要な視点であると思われま。県議会においても、国会においても、超党派の議員でこの問題を取り上げております。ぜひこの意見書を求める請願を通していただきたいと思います。以上です。

○柏倉信一議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

○柏倉信一議長 日程第37、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算から議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算から議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第38、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務産業常任委員会	議第14号、議第17号、議第19号、議第20号、議第21号、議第23号、議第24号、議第26号、議第27号、議第28号、請願第1号
厚生文教常任委員会	議第15号、議第18号、議第22号、議第25号

予算特別委員会設置

予算特別委員会	議第 4号、議第 5号、 議第 6号、議第 7号、 議第 8号、議第 9号、 議第 10号、議第 11号、 議第 12号
---------	--

散 会 午前10時30分

○柏倉信一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

令和2年3月23日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	久保田 洋 子 病院事業管理者
児 玉 憲 司 選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀 農業委員会会長
設 楽 伸 子 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 田 隆 行 企画創成課長
高 林 雅 彦 財 政 課 長	渡 辺 優 子 税 務 課 長
那 須 清 人 市 民 生 活 課 長	土 田 理 一 建 設 管 理 課 長
齋 藤 利 浩 上 下 水 道 課 長	門 口 隆 太 農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 事 務 局 長
武 田 伸 一 商 工 推 進 課 長	猪 倉 秀 行 さくらんぼ観 光 課 長
後 藤 芳 和 慈 恩 寺 振 興 課 長	片 桐 勝 元 健 康 福 祉 課 長
鈴 木 隆 高 齢 者 支 援 課 長	小 林 博 之 子 育 て 推 進 課 長
眞 木 立 子 会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長	原 田 真 司 病 院 事 務 長
大 沼 利 子 学 校 教 育 課 長	柏 倉 信 一 生 涯 学 習 課 長
小 泉 尚 ス ポ ー ツ 一 課 長	大 沼 孝 一 郎 監 査 委 員
軽 部 修 一 振 興 監 査 委 員 長	

○事務局職員出席者

田 宮 信 明 事 務 局 長	東 海 林 茂 美 局 長 補 佐
齋 藤 晴 光 総 務 係 長	兼 子 拓 也 総 務 係 主 事

議事日程第6号

第1回定例会

令和2年3月23日(月)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第29号 寒河江市監査委員の選任について
" 2 議案説明
" 3 委員会付託
" 4 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 5 議第 4号 令和2年度寒河江市一般会計予算
" 6 議第 5号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 7 議第 6号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 8 議第 7号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 9 議第 8号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 10 議第 9号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 11 議第10号 令和2年度寒河江市下水道事業会計予算
" 12 議第11号 令和2年度寒河江市立病院事業会計予算
" 13 議第12号 令和2年度寒河江市水道事業会計予算
" 14 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 15 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第16 議第14号 寒河江市課制条例の一部改正について
" 17 議第17号 寒河江市手数料条例の一部改正について
" 18 議第19号 寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
" 19 議第20号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
" 20 議第21号 下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
" 21 議第23号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について(平成30年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定)
" 22 議第24号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について(令和元年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定)
" 23 議第26号 市道路線の変更について
" 24 議第27号 市道路線の認定について
" 25 議第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

日程第26 請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める
請願

- 〃 27 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 28 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第29 議第15号 寒河江市印鑑条例の一部改正について

- 〃 30 議第18号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 31 議第22号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 32 議第25号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 〃 33 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 34 質疑・討論・採決

日程第35 議第30号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)

- 〃 36 議第31号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
 - 〃 37 議案説明
 - 〃 38 委員会付託
 - 〃 39 質疑・討論・採決
 - 〃 40 議会案第1号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
 - 〃 41 議案説明
 - 〃 42 質疑・討論・採決
 - 〃 43 議会案第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
 - 〃 44 議案説明
 - 〃 45 質疑・討論・採決
 - 〃 46 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求
について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

再 開 午前10時20分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、こ
れより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。木村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○木村寿太郎議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る3月19日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第29号寒河江市監査委員の選任について、議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正について、議会案第2号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての6案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議案上程

○柏倉信一議長 日程第1、議第29号寒河江市監査委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

○柏倉信一議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から、議第29号寒河江市監査委員の選任についてを御説明申し上げます。

本年3月31日をもって大沼孝一郎監査委員が任期満了となりますので、新たに船田孝夫氏を寒河江市監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。

御同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第29号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第29号について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第29号寒河江市監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第29号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第29号についてはこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 日程第5、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算から日程第13、議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第14、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特別委員長。

[渡邊賢一予算特別委員長 登壇]

- 渡邊賢一予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算、議第5号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、

議第6号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第7号令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第8号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第9号令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第10号令和2年度寒河江市下水道事業会計予算、議第11号令和2年度寒河江市立病院事業会計予算、議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月11日、委員15名全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、9案件を一括議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号及び議第12号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長** 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算、議第5号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第6号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第7号令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第8号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第9号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第10号令和2年度寒河江市下水道事業会計予算、議第11号令和2年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号及び議第12号の9案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第16、議第14号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第26、請願第1号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出を求める請願までの11案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第27、総務産業常任委員会

の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。佐藤総務産業常任委員長。

〔佐藤耕治総務産業常任委員長 登壇〕

- 佐藤耕治総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第14号、議第17号、議第19号から議第21号まで、議第23号、議第24号及び議第26号から議第28号まで、並びに請願第1号の11案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに請願第1号の審査を行い、次に議第26号、議第27号、議第20号、議第14号、議第17号、議第19号、議第21号、議第23号、議第24号、議第28号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたしました。

委員より「本会議において、この請願の質疑の際、付託された本委員会で議論を深めていただきたいとの発言があった。このため、請願者より直接請願趣旨の説明を受けてはどうか」との理由から、請願者である山形県労働組合総連合から請願内容に関する説明を求める動議が提出されました。この動議に対する採決の結果、賛成多数をもって説明を求めることに決しました。

請願者からの請願内容説明の後、担当書記による請願文書朗読を行い、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

委員より「国では、まず新型コロナウイルス感染拡大を最小限に食い止めようと頑張っている。もし感染が広がれば、企業だけでなく、当

然雇用されている側も影響を受けてしまう。このタイミングでこの請願を採択しても、果たして効果的なのかどうかという疑問がある。このことから、継続審査にしたほうがよいのではないか」との理由から、閉会中における継続審査を求める動議が提出されました。この動議に対する採決の結果、賛成少数をもって閉会中における継続審査としないものと決しました。

次に、討論に入りました。討論の内容を申し上げます。

委員より「請願者から説明があったとおり、最低賃金をしっかり引き上げて、都市と地方に格差が生じないように、全国一律賃金とすべきであり、実現させるには中小・零細企業への手厚い支援があってこそだと思ふ。ぜひこれらの要望を含んだ意見書を国に対して提出していただきたい」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第1号が採択すべきものと決しましたので、請願第1号に係る意見書について担当書記による意見書案朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案のとおり議会案を提出するものと決しました。

次に、議第26号市道路線の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「例えば寒河江中央工業団地から企業が撤退するなどの理由で多方面に影響が出たときに、市側から出向いて情報収集するような計画などを考えているのか」との問いがあり、当局より「本条例は中小企業と小規模企業の振興に係る基本理念を定めたものです。迅速で効果的な施策を展開していく詳細な方法は、事業者さんの声などもお聞きしながら、要綱等で定めたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「本条例で規定している企業には寒河江中央工業団地に進出している大企業も含まれるのか」との問いがあり、当局より「中小企業基本法により、大企業といわゆるみなし大企業も含め、本条例に含まれていないと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

次に、議第23号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について（平成30年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について（令和元年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第28、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

古沢議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。（「請願第1号に対する反対討論です」の声あり）

渡邊議員に申しあげます。何号議案に対する

討論ですか。（「請願第1号に対する賛成討論です」の声あり）

そのほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、初めに請願第1号反対討論について、古沢清志議員の発言を許します。古沢議員。

〔古沢清志議員 登壇〕

○古沢清志議員 請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める請願について、反対討論をいたします。

この請願のタイトルについては、何ら反対するものではありませんが、中身について疑問があります。

2019年の改定では、最も高い東京では時給1,013円、山形県については790円で、最も賃金の低い県となっております。しかし、東京と山形県を比較した場合、売り上げにも差があり、お客の数も違います。東京と同じ条件であれば、時給を東京並みに引き上げることは可能であると思いますが、条件が違うものを一律に考えるのは無理があります。

企業は、売り上げを上げて営業費を抑えることにより利益が出てまいります。営業費の中でも人件費が突出して多ければ、利益が出ないばかりか赤字に転落してしまいます。バランスシート上では、負債がふえ続け、事業主は経営不振に陥り、不安な毎日を送ることになるでしょう。赤字が続いたら、当然倒産や閉店に追い込まれ、労働者だけでなく雇用主も失業してしまい、両者共倒れに陥り、人口の流出はますます加速していくのではないかと予想がつきます。中小・零細企業、小売店舗は、いち早く姿を消していくと思われまふ。そうすれば、買い物難民がふえ、遠くまで買い物に行かなければなりません。高齢者にとっては不自由なことになってまいります。

ここで私が言いたいことは、最低賃金を大幅に引き上げてしまえば、企業は存続できなくな

ることが問題なのです。最近、山形市にあった大手デパートも閉店し、200人近い人が失業してしまいました。働き口がなくなれば、治安が悪くなり、強盗や万引き、または性犯罪も起きてしまうでしょう。そういうふうな犯罪防止、治安維持を守ることも企業活動は重要であると確信いたします。一番怖いのは、働く場所がなくなることです。

私もこの請願を持っていろんな事業主に意見を聞きに伺いましたが、そこで言われたことは「東京は東京のやり方、地方は地方のやり方をしていかなければ、事業はやっていけない。成り立たない。事業主のことももっと考えてほしい」。

「こういうふうな支援策があるから」という具体的なものが、この請願にはありません。「支援策の拡充」という言葉だけで一くりにされ、何ら理解できるものではありません。

前回、本会議で質問させていただきましたが、本市の基幹産業である農業に関しても、東京と同じ時給を提示されたなら、農家の経営は非常に厳しくなり、採算がとれなくなり、離農もしくは機械化を選択し、雇用は生まれなくなるでしょう。また、農家の事業拡大もできなくなり、衰退していくのではないのでしょうか。基幹産業を無視しては、その県の経済は成り立たなくなります。

また、現在世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症で、日本経済は大打撃を受けております。政府もいろいろ支援策を打ち出しておりますが、そこまで耐え切れず、倒産または閉店に追い込まれております。本市におきましても、飲食店を中心にキャンセルが相次ぎ、苦しい経営が続いております。一刻も早い新型コロナウイルス感染の終息を願いたいところですが、長引きそうな気配もあります。売り上げがなくても、営業費、つまり家賃や給料、水道光熱費は毎月かかります。先のことを悲観して、

事業を早目にやめる事業主も出てまいりました。今は賃金を大幅に上げる改定よりも、雇用の場を確保する方向に全国民が一体となって進むときではないでしょうか。今回のこの請願はタイミングが悪く、多くの方に理解しにくいものになっております。

以上のような観点から、請願第1号に対しての反対討論とさせていただきます。

○**柏倉信一議長** 次に、請願第1号賛成討論について、渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○**渡邊賢一議員** 請願第1号に対する賛成討論を行います。市民クラブの渡邊賢一であります。

紹介議員の一人であり、また総務産業常任委員の一人として、願意妥当とする理由、また論点を明らかにするために、討論させていただきます。

賛成理由は、これから申しあげる3点であります。

初めに、第1の理由、働き方改革や同一労働同一賃金を目指す上で、最低賃金改善と地域間格差是正は党利党略なしの喫緊の課題であります。御案内のとおり、この課題については国会において自由民主党初め超党派の議員でつくる議員連盟が共同で取り組んでいるものです。昨年2月に自民党の最低賃金一元化推進議員連盟（衛藤元衆議院副議長が会長、二階幹事長が顧問）が結成され、昨夏の参議院選挙の選挙公約の政策集、J-ファイルにも若者に関する政策の一つとして、「希望を生み出す強い経済を目指すためには、最低賃金の引き上げを図ることにより、中小企業、小規模事業者や非正規雇用にも広げ、消費拡大に結びつけます」と明記されております。また、公明党公式ホームページ及び公明新聞を拝読しましたが、「小さな声、聴く力」、参議院選重点政策の5つの柱では、「2020年代前半に最低賃金全国加重平均ベース

で1,000円超、2020年代半ばに都道府県の半分以上が1,000円超となるように改善を目指す」と書いてありました。私も大変驚いたところがあります。

昨年9月30日の国会内集会には、与野党議員初め政党、組織の枠を超えて220人が参加し、歴史的、画期的な集会となったと報道されております。さらに、本県では、自民党県議会議員の田澤先生が昨年9月19日の県議会定例会本会議における代表質問で、吉村知事に対し、「大都市と地方の格差を是正しながら、最低賃金を一律にすべき」と、最低賃金制度の見直しについて御質問されております。知事は、「豊かな県民生活の実現や若者の県内定着を促進する上で、県民所得向上は重要であり、所得向上に向けて最低賃金の水準は極めて重要な課題だと認識している」と地域別最低賃金の格差是正の必要について御答弁をされております。

また、公明党県議会議員の菊池先生の県議会レポートの中で、若者の活躍できる教育、福祉、環境、観光分野のさまざまな中小企業支援策を積極的に御提言されております。

つまり、国や県の動きとして、与野党力を合わせて、一丸となって改善を求めていこうという、特に政権与党の自民党、公明党の皆さんの強大な力がこれを加速させていると言っても過言ではありません。山形市が中核市となった今、本市が連携中枢都市圏の中で結びつくためにも、最低賃金改善、地域間格差是正は必須ではないでしょうか。

次に、2つ目の理由、持続可能な中小企業支援策、SDGs経済政策の視点で申し上げます。

今定例会で本市の中小企業及び小規模企業振興基本条例制定という中で、タイムリーで画期的な意味のあるものであります。

これは共産党、遠藤前議員が2017年第4回定例会、2018年第3回定例会、國井議員が昨年12月定例会の一般質問で市長にただした経過です

が、私も労働者の立場で何度かこの案件について申しあげてきたわけですが、ついに今定例会で成案となりました。

安倍政権のアベノミクスの失敗、消費税増税の反動などで、実質GDPが四半世紀連続の大幅なマイナスに陥るなど、経済状況は大きく悪化しているところに新型コロナウイルス感染症が追い打ちをかけています。外出の自粛などで個人消費が大きく落ち込み、先行き不透明感から設備投資も鈍くなっています。コロナショックと言われる株の世界同時大暴落で、年金生活者は特に支給基準が引き下げになるのではないかと大きな不安を抱えています。また、内定取り消しや突然の解雇が弱い立場の声なき声の働く人々に襲いかかっているのです。

安倍首相は、緊急対策を説明した上で、新たな経済対策の策定も念頭に、必要な措置をとる考えを示しましたが、与野党議員から公共料金の減額や納期限延長に加え、現金支給や消費税減税などが要請されていますが、麻生財務大臣は否定的な立場で、市民が安心できる窮地をしるのげる具体策は全く打ち出されておられません。中小・零細企業は、実質無担保の強力な資金繰り対策、返済猶予と言われても、先行きへの不安が募る中、無利子とはいえ借金もできない状況です。

私たち無会派議員も、先週、市内の各事業所を訪問し、厳しい状況を拝聴してまいりました。2月、3月の対前年比では、観光業は9割、10割減、小売業も2割、3割減、その他の業種も5割減収などです。いつまでもつかわからないと嘆いておられました。桜が咲き、ツツジが咲き、さくらんぼが実る本市への影響もはかり知れません。政府が要請した入国制限や学校の一斉休業、イベントの自粛、延期、中止に伴い、経済的損失を直接こうむった方々への補償を含めた経済策を打ち出すことが待たないで必要であることは、市民の誰もが声を大にして訴え

ております。

影響を受ける労働者やフリーランス従業者への生活擁護、窮地に追い込まれている中小・零細、小規模事業者への支援など、大胆な財政出動について、いまだに明らかになっておりませんが、市民生活や経済活動への影響回避に全力を挙げなければなりません。そのために、休業補償の算定基礎である日額8,330円が時給で1,041円、これが全国一律支給となっていることから明らかなように、現在のAからDまでの4つの格差区分を廃止すべきです。

注目すべきは、こうした国民の声に基づき、全国弁護士連合会は去る2月20日に政府に対し全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書を提出しております。

最後に、3つ目の理由、それは市民から私たちに求められている政治姿勢であり、市民に対するアピールです。歴史をひもとくと、2018年の本定例会の中で残念なことがありました。それは、全国市長会、市議会議長会を含む地方6団体が国に対し要望している内容とほぼ同じ内容の請願、地方財政の充実強化を求める請願が不採択になったことで、市民の皆さんから我々が失笑を買ったことがありました。このことにつきましても、私はあきれてしまったので、あえて申しあげませんが、今回も同じことを繰り返してはならないからです。

結びに、本請願は見えない敵である未曾有の感染症対策、新型肺炎コロナウイルス対策で疲弊する地方経済を何とか、待たなしでその対応を迫られています。地域で働く勤労市民、特に一番弱い立場の若者、女性、高齢者がそのほとんどであるパートタイマー、アルバイト、派遣労働者など非正規の労働者の生活を守り、その雇用主である中小・零細企業の皆さんへの支援をさらに充実、強化することを求め、政府に実現を求めるための意見書提出でございます。今こそ声が聞こえる、この小さな声を聞く力が

最優先されるべきではないでしょうか。弱い立場の声をしっかりと受けとめ、議会の会派を超えて議会全体として改善を求め、国に伝えていくことが私たちの責務ではないでしょうか。どうか同僚議員各位の御理解をいただきまして、議会案第2号、請願第1号に御賛同賜りますよう心からお願いを申しあげまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第1号を除く議第14号寒河江市課制条例の一部改正について、議第17号寒河江市手数料条例の一部改正について、議第19号寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について、議第20号寒河江市営住宅条例の一部改正について、議第21号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第23号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について(平成30年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定)、議第24号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について(令和元年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定)、議第26号市道路線の変更について、議第27号市道路線の認定について及び議第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての10案件を一括して採決いたします。

ただいまの10案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

10案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第14号、議第17号、議第19号、議第20号、議第21号、議第23号、議第24号、議第26号、議第27号及び議第28号の10案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第29、議第15号寒河江市印鑑条例の一部改正についてから日程第32、議第25号指定管理者の指定の期間の変更についてまでの4案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第33、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

[古沢清志厚生文教常任委員長 登壇]

- 古沢清志厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第15号、議第18号、

議第22号及び議第25号の4案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第15号の審査を行った後、議第18号、議第25号、議第22号の順で審査を行うことを諮り、異議なく、了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第15号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するとのことだが、現在避難者は市内に何名くらいいるのか」との問いがあり、当局より「2月28日現在、避難者の方は65名おり、世帯数にすると25世帯です。内訳は、未就学児3名、小学生7名、中学生6名、高校生6名、成年36名、高齢者7名となっています」との答弁がありました。

委員より「震災から9年がたつ現在もこちらに残られている方の中には、今後も引き続き本市におられる方も多いと推察するが、この無料期間はずっと延長していくという考えか」との問いがあり、当局より「支援内容の見直しや支援をいつまで続けるかについては、市の避難者支援部会で協議し、決めていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公募によらず、指定管理者の期間を延長することについて伺う。12月定例会で提案のあった保育所の場合は、1年という短期間であることや、子供たちへの影響ということがあった。今回の市民浴場は、3年間の延長とのことだが、公募しないと判断した理由についてもう少し詳しく聞きたい」との問いがあり、当局より「通常は5年というスパンで指定管理者を見直し、公募して更新していきます。今回の場合は、現在の市民浴場が閉場するまでの3年という限られた期間であり、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項第4号の規定に基づき、公募を行わないと判断しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第34、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第15号寒河江市印鑑条例の一部改正につい

て、議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第22号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について及び議第25号指定管理者の指定の期間の変更についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第15号、議第18号、議第22号及び議第25号の4案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**柏倉信一議長** 次に、日程第35、議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)及び日程第36、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)の2案件を一括議題といたします。

議案説明

○**柏倉信一議長** 日程第37、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** ただいまは、令和2年度寒河江市一般会計予算を初め、特別会計、企業会計の各予算及び条例等を御可決いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、追加提案をいたしました議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)及び議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)につきまして、関連がございますので、一括して御説明を申しあげます。

このたびの補正予算2件は、令和2年度に実施を予定しておりました慈恩寺ガイダンス施設整備のうち、地方創生拠点整備交付金に係る部分が令和元年度の国の補正予算の対象として採択されたことから、本市におきましても令和元年度の予算にて実施するものでございます。

初めに、議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）につきましても、2億7,331万4,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ230億5,936万2,000円とするものでございます。

また、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）につきましても、2億7,331万4,000円の減額となり、予算総額を歳入歳出それぞれ213億8,368万6,000円とするものでございます。

以上、補正予算2案件について御提案申しあげましたが、詳細につきましては関係課長より御説明申しあげますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

以上であります。

○**柏倉信一議長** 議第30号及び議第31号の詳細説明を求めます。高林財政課長。

〔高林雅彦財政課長 登壇〕

○**高林雅彦財政課長** 私からは、補正予算2件の歳入など、歳出を除く部分について一括して御説明申しあげます。

議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）の歳入につきましては、予算書の6ページ、事項別明細書をごらんください。

13款2項1目総務費国庫補助金は、事業費の2分の1の1億3,665万6,000円を地方創生拠点整備交付金として計上するものでございます。

20款1項2目の文化財保存活用事業債は、国の交付金を充てた後の全額に補正予算債を活用できますので、上限額の1億3,660万円を計上いたしました。

補正予算債は、元利償還金の50%に相当する額を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入する措置がある有利な起債となっております。

上段の9款1項1目地方交付税は、10万円未満の金額の市債を発行できないことから、不足する額5万8,000円を地方交付税で対応しようとするものでございます。

続きまして、4ページの第2表、繰越明許費補正でございます。

予算が成立した後からの着手になりますので、事業の年度内完了が困難なため、令和2年度に全額を繰り越すものでございます。

次に、5ページの第3表、地方債補正でございます。

歳入の20款で説明を申しあげました市債を追加するため、限度額を変更するものでございます。

次に、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の歳入につきましても、予算書の5ページ、事項別明細書をごらんください。

15款2項1目総務費国庫補助金は、歳出の減に対応し、地方創生拠点整備交付金の全額を減額するものであります。

20款1項1目繰越金及び22款1項2目の文化財保存活用事業債につきましても、同様に歳出の減に伴い減額するものであります。

次に、4ページの第2表、地方債補正ですが、市債の減額に対応するため、限度額を変更するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○**柏倉信一議長** 後藤慈恩寺振興課長。

〔後藤芳和慈恩寺振興課長 登壇〕

○**後藤芳和慈恩寺振興課長** 私からは、歳出について御説明させていただきます。

初めに、議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）の歳出につきましても、予

算書により御説明申しあげます。

予算書7ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、史跡慈恩寺旧境内整備事業ですが、史跡慈恩寺を事前学習する慈恩寺ガイダンス施設のうち、地方創生拠点整備交付金に係る部分の建物建設や外構工事を行うもので、13節、建築工事監理及び外構工事設計監理の委託料として601万4,000円、15節、建築工事や外構工事の工事請負費として2億6,730万円を計上するものであります。

次に、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の歳出につきまして、予算書により御説明申しあげます。

予算書6ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、史跡慈恩寺旧境内整備事業ですが、ただいま御説明いたしました議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）に計上することにより、同額の予算を減額するものであります。

以上、よろしく御説明申しあげます。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第38、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第30号及び議第31号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第39、これより質疑・討

論・採決に入ります。

初めに、議第30号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第31号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 日程第40、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案説明

○柏倉信一議長 日程第41、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号

については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第42、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会議案第1号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

議会議案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 日程第43、議会議案第2号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明

○柏倉信一議長 日程第44、議案説明であります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議会議案第2号

については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第45、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会議案第2号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会議案第2号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成少数であります。

よって、議会議案第2号は否決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

○柏倉信一議長 日程第46、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前11時29分

- 柏倉信一議長** これにて令和2年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦勞さまでした。

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一

会議録署名議員 後 藤 健 一 郎

会議録署名議員 沖 津 一 博

令和2年3月9日（月曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	沖津一博	委員	13番	國井輝明	委員
14番	荒木春吉	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
中田隆行	企画創成課長	高林雅彦	財政課長
那須清人	市民生活課長	土田理一	建設管理課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	武田伸一	商工推進課長
片桐勝元	健康福祉課長	小林博之	子育て推進課長
大沼利子	学校教育課長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局長	東海林茂美	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第1回定例会
令和2年3月9日(月) 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第 1号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時40分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

○渡邊賢一委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

質 疑

○渡邊賢一委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第1号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

議 案 上 程

○渡邊賢一委員長 日程第1、議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

議 案 説 明

○渡邊賢一委員長 日程第2、議案説明であります。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。佐藤委員。

- 佐藤耕治委員 15ページ、16ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉費、子育て支援医療給付事業612万9,000円と計上されておりまして、毎年継続されているこの事業につきまして、今回はなぜこの補正を組んだのか、その理由とその内容についてお伺いいたします。

- 渡邊賢一委員長 小林子育て推進課長。

- 小林博之子育て推進課長 お答えいたします。

今回の子ども・子育て支援事業の返還金につきましては、前年度の子ども・子育て支援交付金の額の確定に伴いまして、前年に過大に交付されました交付金を返還するため同額を計上したものでございます。以上です。

- 渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款から歳出第8款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第1号第2表から第4表までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

- 渡邊賢一委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第1号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、第2表、第3表、第4表
厚生文教分科会	議第1号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前9時44分

- 渡邊賢一委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和2年3月11日（水曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	沖津一博	委員	13番	國井輝明	委員
14番	荒木春吉	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
中田隆行	企画創成課長	高林雅彦	財政課長
那須清人	市民生活課長	土田理一	建設管理課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	武田伸一	商工推進課長
片桐勝元	健康福祉課長	小林博之	子育て推進課長
大沼利子	学校教育課長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局長	東海林茂美	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第1回定例会
令和2年3月11日(水) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第1号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

総務産業分科会委員長報告

再開 午前9時30分

- 渡邊賢一委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 渡邊賢一委員長 日程第1、議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 渡邊賢一委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

- 渡邊賢一委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。佐藤総務産業分科会委員長。
〔佐藤耕治総務産業分科会委員長 登壇〕
- 佐藤耕治総務産業分科会委員長 おはようございます。
総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。
本分科会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。
分担付託されました案件は、議第1号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部及び歳出第6款から歳出第8款まで並びに第2表から第4表までであります。
順を追って審査の内容を申し上げます。
初めに、議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに

決しました。

次に、議第1号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「農業振興費の年間予算約1億2,000万円のうち、約3,200万円が減額になった理由は」との問いがあり、当局より「理由は2つあります。1つ目は、園芸大国やまがた育成支援事業費補助金においてイチゴハウスの建設を予定していましたが、要望されていた方の都合で当初の計画を変更しました。これを受けて再度県へ要望しましたが、既に県の予算が消化されていたため、申請できない状況となりました。2つ目が、高収益園芸産地パワーアップ支援事業費補助金においてバラハウスにおける被覆資材機能向上の支援を、県に相談の上、予定していましたが、この支援策は今年度から対象外になったとの判断が国からなされ、急遽中止となったことによるものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「当初6,000人を見込んでいたプレミアム付商品券の換金者が実際は約4,000人だったため、5,000万円の減額補正となった。消費増税に伴う消費喚起を目的に行われた事業で

あるが、3分の1の方は辞退している。この状況をどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「考えられる辞退とした理由として、今回5,000円のプレミアムがついた商品券となりましたが、この5,000円のプレミアムが受け入れられなかったこと、また、申請が面倒だと感じたかもしれません。理由についてはこれから検証させていただきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第1号第4表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○渡邊賢一委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。古沢厚生文教分科会委員長。

〔古沢清志厚生文教分科会委員長 登壇〕

○古沢清志厚生文教分科会委員長 おはようございます。

厚生文教分科会における審査の経過と結果に

ついて御報告申しあげます。

本分科会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第1号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに第1表中歳出第2款の一部の審査を行った後、歳出第4款、歳出第3款、歳出第10款の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「この補正については個人番号カード交付に係る事務量がふえたためとのことで、今現在も申請数がふえているということだと思われるが、どのような状況になっているのか」との問いがあり、当局より「昨年度は月平均20枚から30枚の申請であったものが、今年度は、国家公務員や地方公務員の個人番号カード取得促進のための施策が進められたことにより、10月以降、月平均で110枚から120枚と申請件数がふえております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市民浴場のPFI導入可能性調査はどれくらいの期間を予定しているのか」との問いがあり、当局より「当調査については今年度の国の補助事業となりますが、予算を繰り越して来年度に実施する計画としております。現在のところ、調査期間はことし4月から11月ごろまでを予定しております」との答弁がありま

した。

委員より「PFI導入の可能性の調査ということは、PFIを導入できないという可能性もあるのか」との問いがあり、当局より「御案内のとおりPFIというのは民間事業者の活力を使って事業を行うもので、民間事業者では営業が成り立たず、手を挙げる事業者が出ないということになれば、PFIを活用せず市の単独事業で実施するということになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「この補正では幸生小学校を除く市内12の小中学校の高速ネットワーク環境の整備を行うとのことだが、工事完了後は端末があればすぐにネットワークを使用できる状態まで整備されるということか」との問いがあり、当局より「この整備によりWi-Fiの環境が整うことになり、タブレット等の端末を使用できるようになります」との答弁がありました。

委員より「国のGIGAスクール構想では、ネットワークの整備は令和2年度まで、端末の整備は令和5年度までに行うということを掲げていたと思うが、端末の整備について現時点での計画はどう考えているのか」との問いがあり、当局より「今回のネットワーク整備については、この補正予算を来年度に繰り越し、1年をかけて実施する予定です。その間、学校と教育委員会で端末の整備について協議し、令和5年度に向け段階的に整備を行っていく予定です。また、GIGAスクール構想とは別に今年度は各小学

校1クラス分にタブレットを導入しており、さらに来年度の当初予算において各中学校1クラス分にタブレットを導入する考えであります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 渡 邊 賢 一

質疑・討論・採決

○渡邊賢一委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第1号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時46分

○渡邊賢一委員長 以上をもって予算特別委員会

令和2年3月11日（水曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	沖津一博	委員	13番	國井輝明	委員
14番	荒木春吉	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	中田隆行	企画創成課長
高林雅彦	財政課長	渡辺優子	税務課長
那須清人	市民生活課長	土田理一	建設管理課長
斎藤利浩	上下水道課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
武田伸一	商工推進課長	猪倉秀行	さくらんぼ観光 課長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	片桐勝元	健康福祉課長
鈴木隆	高齢者支援課長	小林博之	子育て推進課長
眞木立子	会計管理者 （兼）会計課長	原田真司	病院事務長
大沼利子	学校教育課長	柏倉信一	生涯学習課長
小泉尚	スポーツ 振興課長	軽部修一	監査委員 事務局局長

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局長	東海林茂美	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第3号 第1回定例会
令和2年3月11日(水) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第 4号 令和2年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第 5号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 3 議第 6号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 4 議第 7号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 5 議第 8号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 6 議第 9号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 7 議第10号 令和2年度寒河江市下水道事業会計予算
" 8 議第11号 令和2年度寒河江市立病院事業会計予算
" 9 議第12号 令和2年度寒河江市水道事業会計予算
" 10 議案説明
" 11 質疑
" 12 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

開 会 午前10時45分

議 案 説 明

○渡邊賢一委員長 ただいまから予算特別委員会
を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、こ
れより会議を開きます。

議 案 上 程

○渡邊賢一委員長 日程第1、議第4号令和2年
度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第12
号令和2年度寒河江市水道事業会計予算までの
9案件を一括議題といたします。

○渡邊賢一委員長 日程第10、議案説明でありま
す。

お諮りいたします。議案説明は本会議におい
て受けておりますので、この際省略することに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しまし
た。

質 疑

○渡邊賢一委員長 日程第11、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算の質疑に入ります。

議第4号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは、お伺いさせていただきます。2款1項10目についてであります。先ほど本会議の場でもお伺いいたしましたけれども、今回の予算の増額は増便とかではないということでした。

こちらは私が決算の特別委員会でも述べさせていただいたとおりなんですけれども、同じ項目の中にあるデマンド型公共交通事業と比べますと、非常に費用対効果がこちらは低いというのが現状でございます。利用人数が同程度ですと、今回予算を上げた分、費用対効果がさらに悪くなると思うんですが、来年度の利用者数増、上げるという方策について伺いたいと思います。

○渡邊賢一委員長 中田企画創成課長。

○中田隆行企画創成課長 お答えいたします。

循環バスにつきましては、平成28年1月27日から実証運行を開始し、平成28年12月1日から本格運行しておりますが、利用者数につきましては、平成28年度が2,796人、平成29年度が

3,462人と毎年600人強の増加で推移しているところでございます。今年度につきましても、1月末までの数字で昨年度と比較しますと282人増加しており、市民の方に徐々に浸透していることや、ダイヤの見直し、停留所の追加等を行ってきた効果が出てきているものと認識しております。

このような中で今後もさらなる利用者増に向け取り組む必要があると考えておりまして、利用者へのアンケートや委託事業者への聞き取り等を継続して実施し、利便性向上を図ることにより、さらなる利用者増につなげていきたいと考えております。

○渡邊賢一委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 そうですね。市民の大事な足となるものでございますので、費用対効果ではないということももちろんあるかとは思いますが、やはり私たち地方自治体の規範となる地方自治法が一番最初のほうに、第2条に最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならぬと。これは私が言うまでもございませぬが、そちらが明記されている以上、費用対効果というものを考慮しながら、さらなる、特にデマンド型ですと呼んでということではないんですけれども、常に走らせる公共交通、循環型のほうはやはり利用者数の増加が一番でございませぬので、そちらをぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

○渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。後藤委員。

- 後藤健一郎委員 6款3項1目について伺いたいと思います。こちらは内水面水産振興事業になっておりますけれども、寒河江川でアユ釣りを楽しまれている市民の方から、昨シーズンのアユの釣果が非常に悪かったというようなお話を伺っております。もちろん天候とか雨量と自然的な要因はあると思うんですけれども、一概に何が原因というのは特定はできないと思うんですが、ただ、いろいろ話を伺ったところ、カワウによる被害、あるいはこれまで寒河江川では見られなかったブラックバスなんかも見られるようになったというようなお話も私は聞いております。

寒河江川のアユをPRする上で、稚魚の放流だけではなくて、こういった要因についても考慮していかなくてはならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 渡邊賢一委員長 門口農林課長。
○門口隆太農林課長(併) 農業委員会事務局長
お答えいたします。

先ほど委員からお話しいただきましたとおり、今予算として計上させていただいているものは稚魚の放流に対する補助ということで、最上川第二漁業協同組合に補助をしているものでございます。

寒河江川のアユにつきましては、アユの餌である藻が減ったことによって数が減っているという話が一番多く聞かれるものではございますけれども、御指摘ありましたとおり、カワウやブラックバスによる捕食も一因であると考えております。このことについては、同漁協におきまして、カワウに対しては竹や花火による追い払いを実施しておりますし、令和2年におきましては試験的に水系を張ってカワウを追い払うと。ブラックバスに対しましては、網をかけて

駆除できないかということを試験的に行うというふうに話を聞いております。まず試験的に行う段階だということも伺っておりますので、市のほうとしましては、その成果について共有してもらった上で、市の魚として位置づけておりますアユの生息環境を確保できるように対応を検討していきたいと考えております。

- 渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。沖津委員。

- 沖津一博委員 昨年、高屋、嶋の踏切というか高屋線でありますけれども、昨年水路工事をさせていただいて本当にありがたいですけれども、そこで今度JRとの踏切をふやすための協議会をつくらなければならないということを知っておりますけれども、その協議会がいつごろできていつごろ決まって、工事が今度どのように進んでいくのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

- 渡邊賢一委員長 土田建設管理課長。
○土田理一建設管理課長 嶋踏切の工事につきましては、今年度と来年度は踏切の拡幅工事ということで2カ年で完了する予定です。協議会につきましては、今後検討していきたいと考えております。

- 渡邊賢一委員長 沖津委員。
○沖津一博委員 JRとの協議会は今後検討するということは、まだ協議会が進んでいないというかできていないということなんですか。

- 渡邊賢一委員長 土田建設管理課長。
○土田理一建設管理課長 協議会、委員のおっしゃる協議会と、私どもで今JRとは既に協議をした上で施工しているわけなんですけれども、JRとの協議会という意味であればその協議会

は既にありまして、協議をした上で施工しているということでございます。

- 渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。後藤委員。
- 後藤健一郎委員 それでは、2款2項2目、除雪事業について……、いいんですよね。
- 渡邊賢一委員長 後藤委員、8款……
- 後藤健一郎委員 失礼いたしました。8款2項2目、除雪事業について伺いたいと思います。
今定例会の冒頭、市長からの行政報告にもありましたが、今シーズン、除雪の出動回数というのは非常に少ない状況でございました。単年度だけ見れば除雪費用が少なく済んだということかもしれませんが、これが続けば、やはり市からお願いしている機械とか人を確保して待機している除雪協力会の方々から、もうこれでは除雪の請負を続けることができないという声が出てこないかと。そうなってしまった場合に、いざ雪が降ったときに除雪ができないなどということにならないかが非常に私心配しているところでございます。
もちろん年によって変動はございますので、ことしだけ見てどうだという判断はできないと思いますが、除雪事業の予算の考え方、とりわけ待機料とかについて考えを伺わせていただきたいと思います。
- 渡邊賢一委員長 土田建設管理課長。
- 土田理一建設管理課長 本市の場合は、除雪作業の委託料とは別に待機補償料をお支払いしております。今シーズンの除雪、一斉除雪がゼロ回という状況でございますけれども、現段階で受託者からの要望などは特にございません。今後、今シーズンのような除雪状況が続くようであれば、待機補償料などにつきまして検討しなければならぬと考えております。
- 渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
次に、歳出第9款について質疑はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 次に、歳出第10款について質疑はありませんか。伊藤委員。
- 伊藤正彦委員 外国人子女等対策事業費が拡充という形で計上されておりますが、本市の場合、外国人子女が年々ふえているという状況なのか、概数で結構ですけれども、今どれぐらいいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。
- 渡邊賢一委員長 大沼学校教育課長。
- 大沼利子学校教育課長 お答えいたします。
現在、本市にはフィリピンからの帰国子女等が小学校、中学校合わせて6名おります。来年ですけれども、陵東中学校に5名、それから寒河江小学校に2名という形で来年4月からについては1名増加し、7名ということで考えております。
年々ふえているかということですが、昨年も3名、4名ほどですかね、転入しておりますので、そして来年度以降についてもさらに1名転入してくるというふう聞いておりますので、ふえることは予想されると考えております。
- 渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。伊藤委員。
- 伊藤正彦委員 別な質問になりますけれども、来年度、特別教室等の空調設備工事が計上されております。これ来年度をもって空調の整備というのは完了するのか、3年度も残るのか、お伺いしたいと思います。
- 渡邊賢一委員長 大沼学校教育課長。
- 大沼利子学校教育課長 お答えいたします。
来年度につきましては、小学校においては南部小学校と高松小学校を先行実施いたします。理由といたしましては、現在、南部小学校と高松小学校の暖房設備がボイラーを利用した暖房ではなく電気暖房の設備となっております。この電気料が大変高額でして、冬場の電気料が夏

場の基本料金にも影響しているという状況になっていることから、他校に先行して整備をし、電気料の削減を図りたいというふうに考えております。

また、中学校におきましては、陵東中学校のボイラーがどうしても来年度には更新をしなければいけない状況になっております。この更新をする費用と空調設備をする費用とを考えた場合、エアコンの工事をしたほうが費用対効果も上がるということで、ボイラーではなく暖房のほうもエアコンを利用した設備にしていくということで、陵東中学校を先行して実施するというふうに考えております。

○渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第4号第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第4号第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第5号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第6号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第7号令和2年度寒河江市介護保険

特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第8号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第9号令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号令和2年度寒河江市下水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号令和2年度寒河江市立病院事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○渡邊賢一委員長 日程第12、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第4号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第

	11款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表、議第9号、議第10号、議第12号
厚生文教分科会	議第4号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第11号

散 会 午前11時03分

○渡邊賢一委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

令和2年3月23日（月曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	沖津一博	委員	13番	國井輝明	委員
14番	荒木春吉	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	中田隆行	企画創成課長
高林雅彦	財政課長	渡辺優子	税務課長
那須清人	市民生活課長	土田理一	建設管理課長
斎藤利浩	上下水道課長	門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
武田伸一	商工推進課長	猪倉秀行	さくらんぼ観光 課長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	片桐勝元	健康福祉課長
鈴木隆	高齢者支援課長	小林博之	子育て推進課長
眞木立子	会計管理者 （兼）会計課長	原田真司	病院事務長
大沼利子	学校教育課長	柏倉信一	生涯学習課長
小泉尚	スボ一ツ 振興課長	軽部修一	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局 局長	東海林茂美	局長 補佐
齋藤晴光	総務係 局長	兼子拓也	総務係 主事

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会
令和2年3月23日(月) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第4号 令和2年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第5号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 3 議第6号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 4 議第7号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 5 議第8号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 6 議第9号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 7 議第10号 令和2年度寒河江市下水道事業会計予算
" 8 議第11号 令和2年度寒河江市立病院事業会計予算
" 9 議第12号 令和2年度寒河江市水道事業会計予算
" 10 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 11 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

号令和2年度寒河江市水道事業会計予算までの
9案件を一括議題といたします。

- 渡邊賢一委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 渡邊賢一委員長 日程第10、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 議案上程
○渡邊賢一委員長 日程第1、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第12

- 渡邊賢一委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。佐藤総務産業分科会委員長。
〔佐藤耕治総務産業分科会委員長 登壇〕

○佐藤耕治総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月11日及び12日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第4号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに第2表及び第3表並びに議第9号、議第10号及び議第12号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第4号については、初めに第1表中歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第8款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表の順で審査を行うこととし、その後、議第9号、議第10号、議第12号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「入湯税を算定するに当たり、観光客分をどの程度考慮したのか」との問いがあり、当局より「観光客分は特に考慮せず、過去の実績から算定しました」との答弁がありました。

委員より「国では新型コロナウイルス対策で労働者への休業補償を打ち出したが、この休業補償金は感染症予防事業費等国庫補助金に入るのか」との問いがあり、当局より「感染症予防事業費等国庫補助金に入るのは現行で予防接種に関係する事業となります。なお、新型コロナウイルス対策に対する詳細な支援の情報は国か

らまだ入ってきていません」との答弁がありました。

委員より「昨年の10月から消費税が2%増となったが、この増税分は本市においてどの程度社会保障に充てられたのか」との問いがあり、当局より「約5億1,600万円が社会福祉、社会保険、保健衛生の事業に充てられました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「臨時職員等給与費で計上している会計年度任用職員は何人か、また、各課に配置される再任用職員は何人になるのか」との問いがあり、当局より「パートタイム、会計年度任用職員として臨時職員等給与費に30人を計上しています。また、再任用職員は10人となります」との答弁がありました。

委員より「庁舎維持管理事業で直通ダイヤルを導入するとのことだが、これまでと何か変わるところはあるのか」との問いがあり、当局より「これまでは市役所の代表電話番号にかけていただくと電話交換手が各係へ電話をつなぐ作業をしていましたが、今後は各係ごとに電話番号を設けますので、直通で各係へかけることが可能となります。なお、市役所の代表電話番号は4月以降も今までどおり利用可能です」との答弁がありました。

委員より「国際交流事業の目玉事業は何か」との問いがあり、当局より「4月22日から姉妹都市の寒川町でスケートボードの東京オリンピック予選会を兼ねたアークリーグという大会が

あり、この大会への応援ツアーを企画しています。また、東京オリンピック終了後に韓国選手団をお招きし、寒河江スケートパークで寒河江スケートボードフェスティバルを秋口に開催する予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「災害時に備えて乳児用液体ミルクを備蓄することのだが、どの程度備蓄するのか」との問いがあり、当局より「保存期間が約1年のものを250本備蓄します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市勤労者生活安定資金預託金がふえているが、過去3年間の貸し付け件数は何件か」との問いがあり、当局より「平成28年度が6件、平成29年度が7件、平成30年度が12件となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「フローラ・SAGAEに設置してあるエスカレーターには相当電気料がかかっていると思う。このため、自動的に運転開始・停

止となる感知式にかえれば電気料を抑えられるのではないか」との問いがあり、当局より「感知式のエスカレーターに更新するとなると多額の入れかえ費用がかかります。現在の入館者数を勘案しますと、費用対効果の観点から現状のエスカレーターを点検しながら使用したほうが省コストにつながると考えています」との答弁がありました。

委員より「寒河江駅前から慈恩寺までタクシーで向かう際、料金の補助事業があったが、来年度も続くのか」との問いがあり、当局より「観光情報発信事業の委託料中、二次交通支援事業として予算計上していますので、来年度も継続されます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「さくらんぼの収穫期に労働力を確保しようと始められたさくらんぼボーナスは、来年度から新規の方しか対象にならなくなった。その理由は何か」との問いがあり、当局より「労働者の方と雇用した農家の方へそれぞれアンケートを実施した結果、99%の労働者の方は来年も同じ農家で働きたいとの回答をされました。このことから、翌年に向けた一定の労働力は確保されたと考えています。一方、雇用した農家の方からは、新規労働者の方との接点がないため労働力を確保できないとの回答が目立ちました。このことから、市では新規労働者確保に重点を置くことにしたことが理由となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「嶋踏切の工事は来年度完成とのことだが、具体的にいつごろ完成するのか。また、工事中は通行どめとなるのか」との問いがあり、当局より「嶋踏切の工事はJRと協議しながら行いますが、協定で来年の末まで完成することとしています。このため現段階においていつ完成するかは未定です。また、工事期間中は通行どめになる予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第9号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号令和2年度寒河江市下水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、

採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「水道施設の更新事業において自己水源を強化するため第1号井戸を更新することだが、いつまでに更新するのか」との問いがあり、当局より「第1号井戸は建設してから50年近く経過し、傷んでいる箇所がありますので、来年度中に更新します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○渡邊賢一委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。古沢厚生文教分科会委員長。

〔古沢清志厚生文教分科会委員長 登壇〕

○古沢清志厚生文教分科会委員長 おはようございます。

厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月11日及び12日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第4号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款並びに議第5号から議第8号まで及び議第11号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第11号の審査を行った後、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号の順に審査を行うこととし、また、議第4号については、第1表中歳出第2款の一部の審査終了後に歳出第4

款の審査を行い、その後、歳出第3款の一部、歳出第10款の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第11号令和2年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新型インフルエンザ患者対応医療機関設備整備費補助金について詳しく聞きたい」との問いがあり、当局より「これは県の補助金で、昨年、一昨年に引き続き100分の100の補助率で県内の医療機関に交付されるものです。これまで購入したものとして予防衣や陰圧装置があり、現在使用しています。来年度については県から指示された空気清浄機を購入する予定です」との答弁がありました。

委員より「新型コロナウイルスの関係でマスク等の不足が問題となっている。市立病院として、マスク、防護服、ゴーグルなどを備蓄するための予算は計上しているのか」との問いがあり、当局より「備蓄品の予算については棚卸資産の購入限度額に記載のとおりです。流通状況を見ながら適宜購入して置いてあります。また、新型インフルエンザ用のサージカルマスクと防護服は既に備蓄されているため、万が一の場合にはそれらを使うことも可能です。さらに、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、国、県からしかるべき予算措置もあるものと考えています。ただ、今回のマスクに関しては流通すらしていないということで、予算があっても買えないというのが現状です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「自動車急発進防止装置設置費補助金については、昨年9月の補正予算で半年で100人分を見込んだ200万円が計上された。新年度予算では240万円ということで、1年間で120人分を見込んでいるということだと思いが、申請状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「申請者については一月当たり約10名がコンスタントに来ている状況で、それに合わせて240万円を計上しています」との答弁がありました。

委員より「カーブミラーはこれまで農協から寄附をいただいていると認識している。来年度は12基設置することだが、寄附をいただく予定はあるのか」との問いがあり、当局より「農協から昨年度は6基いただいております。新年度も6基いただく予定としており、それ以外は市単独で購入するということで予算を計上しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「献血推進事業に関して、最近では新型コロナウイルスの影響で献血をする人が非常に少なくなり、献血不足で困っているとの報道があった。ぜひ献血に力を入れていただきたいが、32万円で予算は十分なのか。また、献血協力者の人数は何人を見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「一般の献血協力者として700人分を見込んでいます。引き続き協力企業等と相談しながら不足しないように対応していきたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「自殺対策事業に関して、これから新型コロナウイルスによる経済への影響に伴う自殺率の上昇が懸念される。来年度新たに実施される対策などはあるか」との問いがあり、当

局より「自殺対策としては、ゲートキーパーの人材育成に加え相談窓口の周知が必要と考えています。来年度予算では、市ホームページ上に「こころの体温計」を掲載し、セルフメンタルチェックの推進と相談窓口等の情報提供を行います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「老人福祉費のふれあい配食サービス事業について、1食の値段及び想定している利用者数について教えていただきたい」との問いがあり、当局より「弁当の料金は1食300円と400円のものがあります。利用者は毎月入れかわりがありますが、平成30年度は3月末で159名、現在も160名前後であり、来年度も同程度を想定しています」との答弁がありました。

委員より「現在国では子育て支援に力を入れていくということを言っているわけだが、例えば学童保育や子育て支援医療給付の国、県、市の負担割合はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「学童保育は国、県、市がそれぞれ3分の1ずつの負担になっています。子育て支援医療給付事業は基本的に県と市が2分の1ずつの負担となっていますが、市独自で拡大している部分があり、その分市からの持ち出しが多くなっている形になります」との答弁がありました。

委員より「病児保育、病後児保育の予算措置について、利用状況等を鑑みてどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「今年度の利用実績として、病児保育「ゆうきの森」は2月末時点で282名となっています。それに対して病後児保育「あいは一と」については病児保育に比べて利用率が低く、10名となっています。利用状況に限らず確保しておかなければ

ならないスタッフの方というのがどうしても必要になってくるので、できるだけ利用者が伸びるよう、保護者のみならず各医療機関等への周知にも力を入れていきたいです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「コミュニティ・スクールについては来年度、南部小学校、西根小学校、柴橋小学校、高松小学校、陵東中学校の5校で先行実施することのだが、委員の人数や報酬の金額はどれくらいを見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「現在要綱案という段階ですが、委員は各学校15から20名、報酬額は1人当たり1万2,000円ということで考えています」との答弁がありました。

委員より「小中学校へのデジタル教材導入について、導入する学年、教科及び経費について詳しく教えていただきたい」との問いがあり、当局より「対象は全ての学校及び学年としています。経費は、小学校はライセンス料が1万円、コンテンツ料が1学年2万円ということで、各学校13万円を計上しています。中学校はライセンス料が1万円、コンテンツ料が1学年4万円の各学校13万円を計上しています。実際の運用としては、導入する教科や使用する学年は各学校で検討していただくという形を考えております」との答弁がありました。

委員より「公民館整備事業について1分館を新築予定とのことであったが、どこの分館か」との問いがあり、当局より「楯分館の新築をコミュニティ助成事業費補助金で予定しております」との答弁がありました。

委員より「スポーツ少年団大会参加補助金について、予算額5万円ということで1団体分か

とは思うが、市内団体の全国大会出場実績等を含めこの予算措置の考え方について伺う」との問いがあり、当局より「昨年の当補助金の交付実績は1件でした。補助の対象となる経費は交通費、宿泊費、参加料であり、7割を補助するという制度になっています。大会、団体により補助金額の規模が違うため、該当する団体が出た段階で補正予算等に対応する考えであります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第5号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「歳入の一般会計繰入金について、これは病院会計と同様に基準内繰り入れ、基準外繰り入れというものがあると思われるが、その詳細を教えてほしい」との問いがあり、当局より「基準内、基準外ではなく、法定内と法定外に分かれています。来年度予算では法定内繰り入れが2億6,542万1,000円、法定外繰り入れが2,743万8,000円となります。このうち法定外については、保健事業、特定健診の詳細検査部分及び被保険者の疾病予防のための繰入金として1,143万8,000円、また、保険財政基盤強化として県単の福祉医療実施に伴う国庫負担金の減額補填が1,600万円となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第6号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第7号令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質

疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○渡邊賢一委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算、議第5号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第6号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第7号令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第8号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第9号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第10号令和2年度寒河江市下水道事業会計予算、議第11号令和2年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算の

9 案件を一括して採決いたします。

ただいまの 9 案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

9 案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 4 号、議第 5 号、議第 6 号、議第 7 号、議第 8 号、議第 9 号、議第 10 号、議第 11 号及び議第 12 号の 9 案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前 10 時 07 分

○渡邊賢一委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 渡 邊 賢 一